

就労している成人への
身体障害者補助犬法周知と身体障害者補助犬の受け入れに関する調査
—業種、職業、就労形態と補助犬関連知識および受入への効果—

調査期間：2018年11月

報告書：2019年6月

調査協力：一般社団法人 ALIVE

『異業種混合型リーダーシップ開発 ALIV プロジェクト』 補助犬プロジェクトチーム

Web 調査票の配布回収と単純集計：株式会社クロス・マーケティンググループ

Web 調査表の作成、分析と報告：日本補助犬情報センター

本報告書作成責任者：佐鹿 博信（日本補助犬情報センター 理事長）

目 次

A 本調査の経緯と目的	1
B 調査の方法	1
1. Webアンケート対象者の選択	1
2. アンケート設問項目	2
3. 調査方法と期間	3
C アンケート結果	3
1. アンケート回答者本人の事業所業種と職業の絞り込み	3
2. 1,241名の基本属性	4
D 身体障害者補助犬に関する1,241名の回答	6
1. 職場への補助犬の受け入れ	6
2. 職場での補助犬への対応	6
3. 補助犬が来店したときの不安：排泄・抜け毛・動物アレルギー・お客様への影響（犬嫌いなど）	7
4. 補助犬受け入れへの第三者からのアドバイスの希望	8
5. 身体障害者補助犬法、補助犬受け入れ義務、不当な差別的取り扱いへの知識について	8
E 身体障害者補助犬に関する職業別の層別化による分析	10
1. 年齢別	10
2. 補助犬の来店/来社の有無・受け入れ、対処法への知識・マニュアルへの補助犬項目有無など	10
F 身体障害者補助犬に関する事業所業種別の層別化による分析	13
1. 補助犬の来店・来社の有無	13
2. 補助犬法への対応方法の知識	13
3. 職場での接客マニュアルへの補助犬項目の有無	13
4. 職場での補助犬研修・トレーニング	14
5. 補助犬が来社・来店したときの不安：排泄・抜け毛、動物アレルギー・他客への影響	14
6. 補助犬の受け入れへの第三者アドバイス希望	15
7. 身体障害者補助犬法、補助犬受け入れ義務、不当な差別的取り扱いへの知識について	15
G 職業と事業所業種の対応のクロス集計（設問項目別）	16
1. 補助犬の来店・来社時の受け入れ（母数：補助犬の来店・来社があった者101名）	16
2. 職場での補助犬への対応方法の知識	16
3. 職場での接客マニュアルへの補助犬項目の有無	17
4. 職場での補助犬研修・トレーニングの実施や受講の有無	17
5. 補助犬が来店・来社したときの不安：抜け毛	18
6. 補助犬が来店・来社したときの不安：動物アレルギー	19
7. 補助犬が来店・来社したときの不安：他客への影響（犬嫌いなど）	19
8. 補助犬受け入れへの第三者アドバイスの希望	20

9. 補助犬法があることを知っているか	20
10. 補助犬法による受け入れ義務付けを知っている	20
11. 差別解消法で補助犬受け入れ拒否が不当差別に該当する	21
H 身体障害者補助犬に関する個別の設問：職業別	22
1. 補助犬法への対応方法の知識	22
2. 接客マニュアルへの補助犬項目の有無	23
3. 職場での補助犬研修・トレーニング	24
4. 補助犬法があることを知っているか	26
5. 補助犬法による受け入れ義務づけを知っているか	26
I 身体障害者補助犬に関する個別の設問：事業所業種別	27
1. 補助犬法への対応方法の知識	27
2. 接客マニュアルへの補助犬項目の有無	28
3. 職場での補助犬研修・トレーニング	29
4. 補助犬法があることを知っているか	31
5. 補助犬法による受け入れ義務付けを知っている	33
6. 差別解消法で補助犬受け入れ拒否が不当差別に該当する	34
J 身体障害者補助犬に関する職種別の分析（有意差を認めた事項について表示）	36
1. 教育・医療サービス・宗教：323名	36
2. 官公庁・団体：242名	38
3. 外食・各種サービス：175名	38
4. 流通・小売業：73名	39
5. 交通・レジャー：34名	39
K 身体障害者補助犬法の認知度調査（先行研究）との比較	41

要 約

【調査概要】

1. 調査目的：
 - 1) 身体障害者補助犬（補助犬）への理解を促進する。
 - 2) 就労している一般社会人（成人）の補助犬への認識の状態を知る。
 - 3) 身体障害者補助犬法と差別解消法に関する周知や理解の相違、および補助犬への認識や受け入れの相違を知る。（職業、業種、職種別）
2. 調査方法：株式会社クロス・マーケティンググループ（CM 社）によるインターネット上でのアンケート調査（調査項目；10 項目）
3. 調査地域：全国 47 都道府県
4. 調査対象：サービス業従事者（CM 社保有モニター）の約 2,000 人（企業活動としての通常の Web アンケートと同様に、対象の詳細な母数は企業の知的財産であるため公表されなかった）
5. 調査期間：2018 年 11 月 2 日（金）～11 月 4 日（日）

【まとめ】

アンケート回答者数：1,514 名。

職種（職業の種別）の重複登録（職種を複数選択）が 273 件あったため、重複登録を除いた 1,241 名（単独職種登録）について集計と分析を行った。

調査結果：

補助犬と補助犬使用者の来社・来店を経験した人は、回答者 1,241 名に対して 101 名（8.1%）と少数であった。そのうちの 98 名（96%）は、「全く受け入れに問題なかった」または「本部・店長に確認して受け入れできた」と回答しており、来店・来社時の問題を認知しないと推察され、積極的な受け入れに向かって啓発を進めていくべきである。大きな問題なく補助犬を受け入れた経験がある場合、次回以降の来店・来社時での受入れが進む可能性が高いと考えられる。

20 代、30 代の身体障害者補助犬法の認知度はその他の年代と比較して高いことから、若い世代は学校や入社時の研修等で補助犬について学ぶ機会が増えているのではないかと考えられた。

また、「差別解消法で受け入れ拒否が不当差別に該当」を「知らない」ものは、平均年齢が有意に若かった。これらのことより、補助犬や身体障害者補助犬法に関する認識の深さは、まだ不十分なレベルにとどまっていると推定された。

2,016 年に施行された障害者差別解消法では「補助犬の同伴を理由として施設等の利用を拒否する」ことは差別的取り扱いであるとされている。今回の調査において、ほとんどの回答者が「受け入れに問題はなかった」と回答していることから、「補助犬のことがよく分からないから」と拒否するのではなく、まずは受け入れてみるのが、補助犬使用者や補助犬たちのことを正しく知る機会に繋がるのではないかと考えられる。

一方で、補助犬法の認知度は、先行研究報告（松中ら、2004 年、2011 年）と比較して低下していた（ X^2 検定 $p<0.001$ ）。

補助犬使用者が安心して社会参加をするためには、職場や社会や学校からの温かい受入れ体制が必要不可欠であり、今回の調査結果を「2,020 年までに補助犬同伴拒否ゼロ」を目指した活動に活用していくことが大切である。

最後に補助犬の普及啓発に関わる大規模な調査にご協力いただきました株式会社クロス・マーケティンググループに深く御礼申し上げます。

注 1) この調査は、CM 社の CSR 活動として、同社の協力により実施した。

就労している成人への 身体障害者補助犬法周知と身体障害者補助犬の受け入れに関する調査 －業種、職業、就労形態と補助犬関連知識および受入への効果－

A 本調査の経緯と目的

2002年に補助犬法が施行されてから17年が経過したが、未だに補助犬の実働数は十分ではない。2019年1月では、補助犬の実働数は1,074頭（盲導犬：941頭、介助犬：66頭、聴導犬：67頭）であり、聴導犬を除いて漸減傾向である。補助犬訓練事業者、地方自治体、厚労省、マスコミなどが様々な啓発普及活動を実施してきたが、補助犬使用者が補助犬を伴って社会参加を促進しているかどうかについて、明らかになっていない。

加えて、これまでの調査は、補助犬受け入れに関する研究発表や学術論文、特定の盲導犬訓練事業者による補助犬使用者への調査であり、一般社会人に対する補助犬理解に関する調査は少ない。

今回、一般社団法人ALIVEは次世代リーダー養成を目的として、『異業種混合型リーダーシップ開発「ALIVE」プロジェクト』を実施しているが、その答申先として日本補助犬情報センターが選ばれ、2018年5月からプロジェクト「2020年までに補助犬同伴拒否ゼロ！」がスタートした。このプロジェクトへの参加者で構成された「補助犬プロジェクトチーム」を介して、ネットリサーチとWebアンケート調査を専門とする株式会社クロス・マーケティンググループ（CM社）の協力を得て、「就労している成人への身体障害者補助犬法周知と身体障害者補助犬の受け入れに関する調査」を実施する機会を得た。CM社は、本調査を自社のCSR活動と位置づけ、保有モニター（アクティブパネル会員数 約170万人）のうち約2,000名に対して10項目以内のWebアンケート調査を計画し実施した。

注）企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）：企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的（ボランティア）に社会に貢献する責任のことである。

調査の目的は、以下であった。

- 1) 身体障害者補助犬への理解の促進。
- 2) 成人の就労している一般社会人の身体障害者補助犬に関する認識の程度を知る。
- 3) 身体障害者補助犬法と差別解消法に関する周知や理解に関して、職業、業種、職種で相違があるかどうかを知る。
- 4) 職業別、業種別、職種別で身体障害者補助犬への認識や受け入れに相違があるかどうかを知る。

B 調査の方法

1. Webアンケート対象者の選択

本調査は、CM社のCSR活動としての事業であり、CM社保有モニターのうちのサービス業従事者（約2,000名）へのWebアンケート調査が実施された。CM社は1,514名の回答者を対象者とした。（企業活動としての通常のWebアンケートと同様に、対象の母数や対象選択基準は企業の知的財産であるため公表されなかった）。

就労年代（20歳以上～70歳未満）、

対象者の職業：

サービス業従事者－①会社員・公務員、②経営者・役員、③派遣・契約社員、④自営業・個人事業主（自由業）、⑤パート・アルバイト就労

勤務先事業所の業種（日本標準産業分類項目に準拠）：サービス業に関連した6業種とした。

①卸売業・小売業、②宿泊業・飲食サービス業、③生活関連サービス業（理容/美容・洗濯・公衆浴場・旅行業・冠婚葬祭業など）・娯楽業、④医療・福祉、⑤複合サービス業（郵便局・協同組合）、⑥公務（国家公務員・地方公務員；他に分類されるものを除く）
 なお、農業、製造業、情報通信業、運輸業（航空・船舶・鉄道・バス・タクシーなど）、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究機関・専門サービス業・広告業・技術サービス業、教育業・学習支援業、職業紹介・警備・政治団体・宗教、などの業種は含まれていない。

2. アンケート設問項目

基本属性（性別、年齢、住所など）：9項目〔設問2は年齢（数値）と年代（5歳毎）の2細目〕

障害者補助犬に関する設問：10項目〔設問14は4細目〕

	質問文	質問タイプ
SC1	性別	カテゴリー
SC2_1	年齢	数値
SC2AC	年齢別（5歳毎の10階層）	カテゴリー
SC3	居住地（47都道府県）	カテゴリー
SC4	あなたはご結婚されていますか。	カテゴリー
SC5	あなたは同居するお子様がいらっしゃいますか。	カテゴリー
SC6	あなたの職業をお知らせください。	カテゴリー
SC7	あなた、またはご家族の方に下記のような方はいらっしゃいますか。	複数選択
SC8	あなたのお勤め先の業種を以下よりお選びください。	カテゴリー
SC9	過去5年間の中で、あなたが勤めになっている店舗やオフィス等に補助犬使用者が来店したことはございますか。	カテゴリー
SC10	補助犬使用者が来店、来社した際には、問題なく受け入れることができましたか。	カテゴリー
SC11	あなたはご自身の勤務先で、補助犬使用者が来店した際の対応方法などをご存知ですか。	カテゴリー
SC12	あなたの職場にて、接客マニュアル等に補助犬の受け入れについての項目はございますか。	カテゴリー
SC13	あなたの職場では補助犬の受け入れについて、従業員にトレーニングや研修（講習）を実施していますか。又は、トレーニングや研修（講習）を受けたことはございますか。	カテゴリー
SC14_1	補助犬使用者が店舗や施設を利用するにあたり、以下のことについて不安を感じますか。それぞれの項目について「とても不安」から「不安はない」まで5段階の中から1つお選びください。/ 補助犬の排泄	カテゴリー
SC14_2	補助犬使用者が店舗や施設を利用するにあたり、以下のことについて不安を感じますか。それぞれの項目について「とても不安」から「不安はない」まで5段階の中から1つお選びください。/ 補助犬の抜け毛	カテゴリー
SC14_3	補助犬使用者が店舗や施設を利用するにあたり、以下のことについて不安を感じますか。それぞれの項目について「とても不安」から「不安はない」まで5段階の中から1つお選びください。/ 動物アレルギー	カテゴリー
SC14_4	補助犬使用者が店舗や施設を利用するにあたり、以下のことについて不安を感じますか。それぞれの項目について「とても不安」から「不安はない」まで5段階の中から1つお選びください。/ アレルギー以外の他のお客様への影響（犬嫌い等）	カテゴリー
SC15	補助犬使用者や補助犬の受け入れについて、第三者のアドバイスがあればよいと思いますか。	カテゴリー
SC16	あなたは「身体障害者補助犬法」という法律があることをご存知ですか。	カテゴリー
SC17	「身体障害者補助犬法」により、飲食店を含めた不特定多数の方が利用する施設では、補助犬の受け入れが義務付けられていることをあなたはご存知ですか。	カテゴリー
SC18	2015年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」において、補助犬を理由に施設等の利用を拒否することは、「不当な差別的取り扱い」に該当することをご存知ですか。	カテゴリー

3. 調査方法と期間

CM社はWebアンケート調査を実施し、集計した。日本補助犬情報センターは、集計結果のExcel FileをIBM SPSS(Ver.21)によりクロス集計し解析して、報告書を作成した。調査期間は2018年11月2日(金)～11月4日(日)であった。

C アンケート結果

全対象者数(全回答者数)は1,514名であった。

職業と事業所業種のクロス表(度数)

職業	事業所業種						合計
	卸売業、小売業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉	複合サービス業	公務(他に分類されるものを除く)	
会社員・公務員	138	47	32	412	25	262	916
経営者・役員	14	0	2	8	0	1	25
派遣・契約社員	9	9	10	34	7	12	81
自営業・フリーランス	16	40	20	40	3	2	121
パート・アルバイト	23	114	32	169	16	17	371
合計	200	210	96	663	51	294	1,514

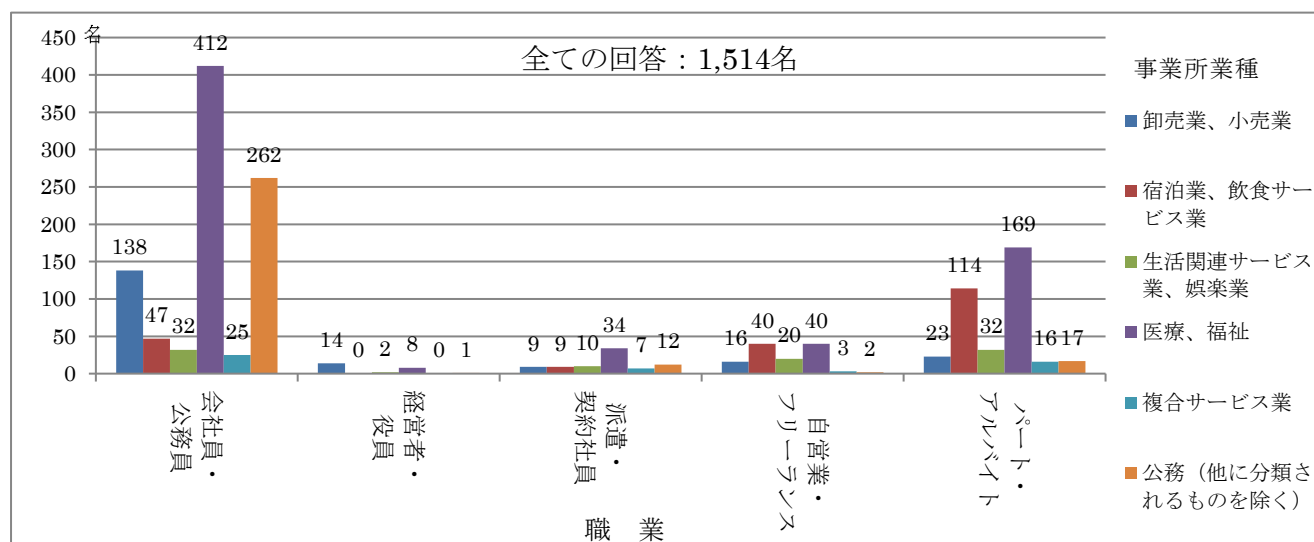
1. アンケート回答者本人の事業所業種と職業の絞り込み

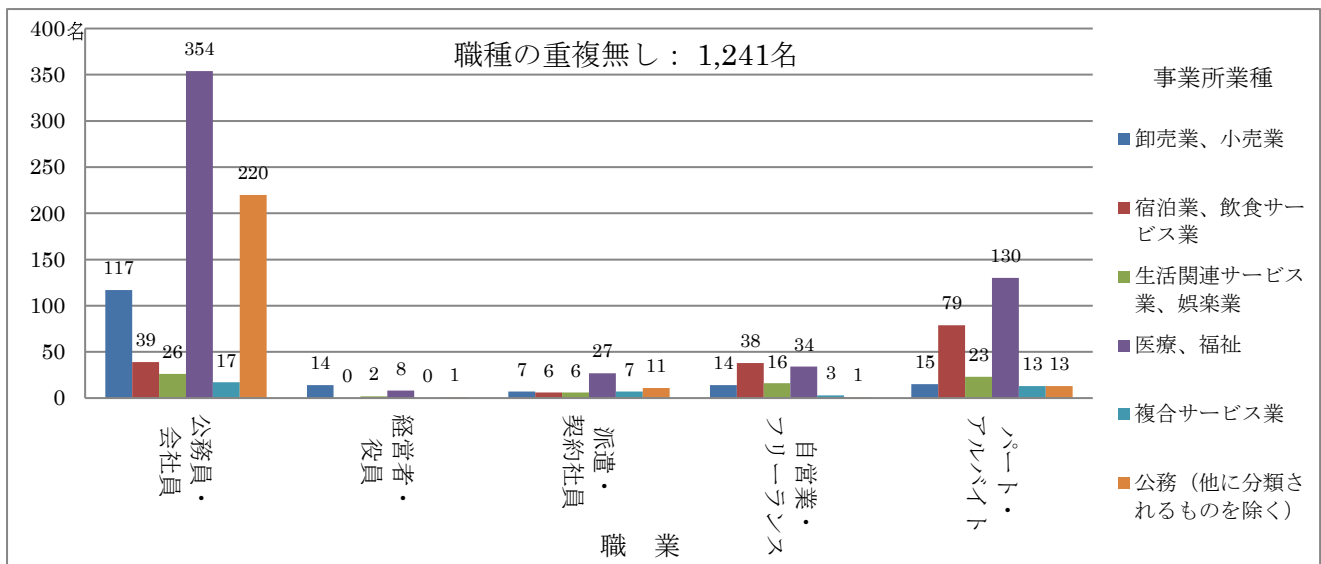
1) 事業所業種(日本標準産業分類に準拠)

補助犬使用者や補助犬と接する機会が多いと推定される事業所業種を特定することが困難であった。卸売業と小売業を区別できない、生活関連サービス業で理容・浴場・娯楽業(映画館 スポーツ施設 遊園地など)を区別できない、宿泊業と飲食サービス業を区別できない、医療と福祉を区別できない、複合サービス業(郵便局と協同組合)を分別できない。また、運輸業(航空・船舶・鉄道・バス・タクシーなど)は選択されていなかった。そのため、補助犬使用者が多く利用すると推定される事業所業種に焦点を当てた分析は困難であった。

2) 職種

本人または家族の職種が登録されていた。両方で重複登録が合計273名では、回答者本人の職種を特定できなかった。本人だけの職種登録は1,241名であった。





3) アンケート回答者本人の事業所業種と職業の絞り込み

全ての対象者 1,514 名のうち、職種の重複登録（回答者本人の職種かどうか判別不可）が 273 名、本人だけの単独職種登録が 1,241 名であった。

全ての対象者 1,514 名と職種の重複無し 1,241 名の事業所業種毎の度数分布をみると、大きな差異を認めなかった。

したがって、職種の重複登録あり 273 名を除外し、本人だけの単独職種登録であった 1,241 名について、本アンケート回答を職種毎に職業と業種でクロス集計を行った。

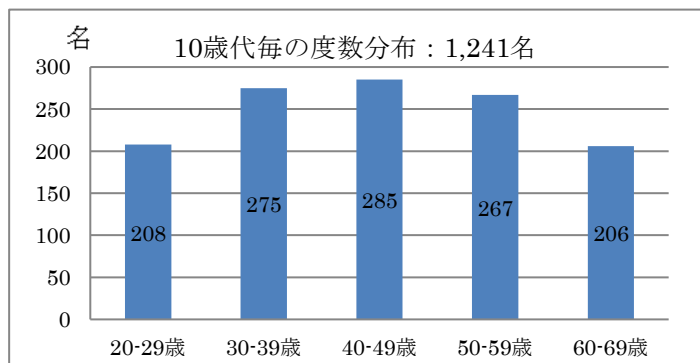
2. 1,241 名の基本属性

1) 性別

	人数	平均年齢	標準偏差	平均値の 95%信頼区間		最小値	最大値
				下限	上限		
男	649	45.12	12.849	44.13	46.12	20	69
女	592	44.07	13.985	42.94	45.20	20	69
合計	1241	44.62	13.408	43.88	45.37	20	69

2) 年齢

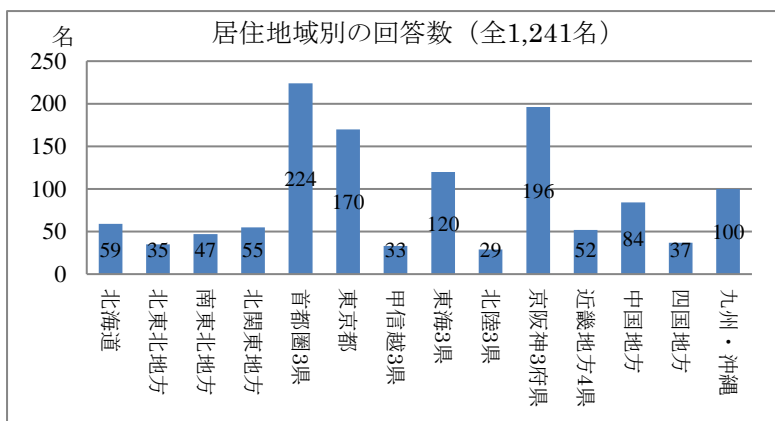
人数	1241 名
平均値	44.62 歳
中央値	45.0 (20-69) 歳



3) 居住都道府県

・回答者の居住都道府県は、

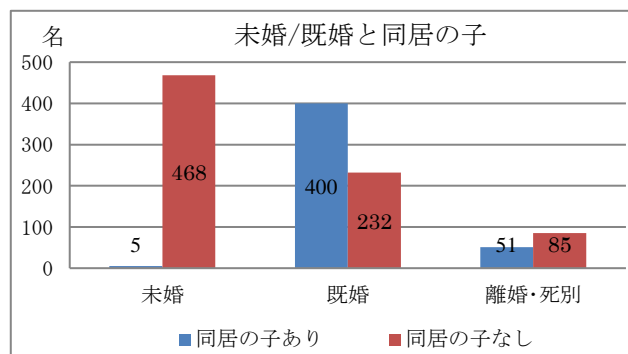
北海道 (59)、青森 (17)・岩手 (5)・秋田 (13)、宮城 (17)、山形 (12)、福島 (18)、茨木 (26)、栃木 (13)、群馬 (16)、埼玉 (67)、千葉 (61)、東京 (170)、神奈川 (96)、新潟 (16)、長野 (13)、山梨 (4)、富山 (9)、石川 (13)、福井 (7)、静岡(32)、愛知 (73)、岐阜 (15)、三重 (18)、和歌山 (14)、京都 (33)、大阪 (108)、兵庫 (55)、岡山 (22)、広島 (35)、山口 (21)、鳥取 (2)、島根 (4)、



徳島 (3)、香川 (12)、愛媛 (15)、高知 (7)、福岡 (49)、佐賀 (7)、長崎 (11)、熊本 (10)、大分 (4)、宮崎 (3)、鹿児島 (9)、沖縄 (7) であった。

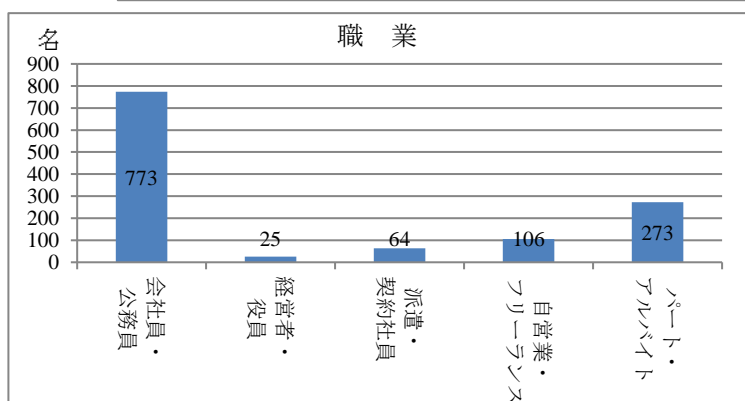
4) 既婚・未婚と同居の子のクロス集計

		同居の子		合計
		あり	なし	
既婚・未婚	未婚	5	468	473
	既婚	400	232	632
	離婚・死別	51	85	136
合計		456	785	1241



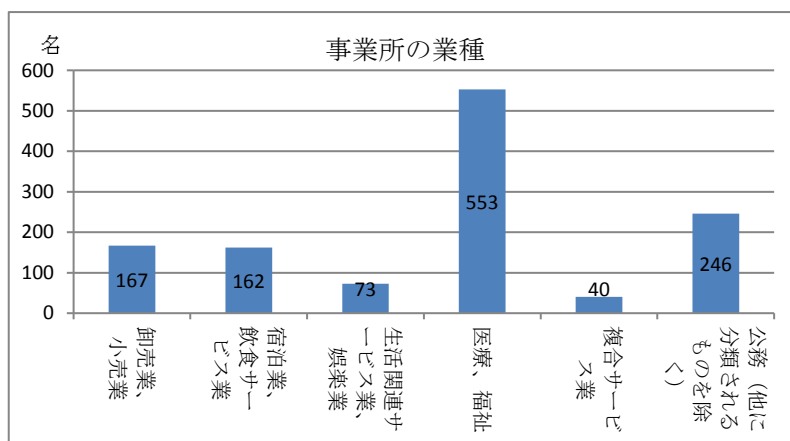
5) 職業

職業	合計
会社員・公務員	773 (62.3%)
経営者・役員	25 (2.0%)
派遣・契約社員	64 (5.2%)
自営業・フリーランス	106 (8.5%)
パート・アルバイト	273 (22.0%)
合計	1,241 (100%)



6) 事業所の業種

業種	合計
卸売業、小売業	167 (13.5%)
宿泊業、飲食サービス業	162 (13.1%)
生活関連サービス業、娯楽業	73 (5.9%)
医療、福祉	553 (44.6%)
複合サービス業	40 (3.2%)
公務(他に分類されるものを除く)	246 (19.8%)
合計	1,241 (100%)

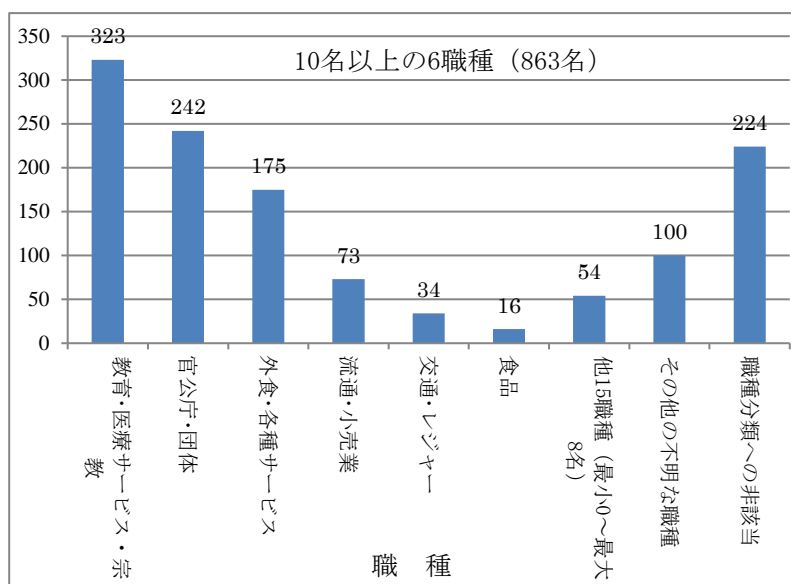


職業では、圧倒的に会社員・公務員が多い (772名・62.3%)。次いで、パート・アルバイト (273名・22.0%)。事業所の業種では、圧倒的に医療・福祉が多い (553名・44.6%)。宿泊業・飲食サービス業は 162名(13.1%)にすぎず、タクシーなどの交通関連業種(運輸業)は選択されていなかった。

た。公務は 246 名(19.8%)であった。

7) 本人 (1,241 名) の職種

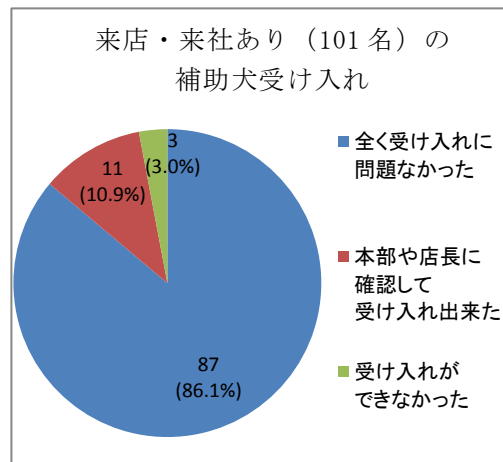
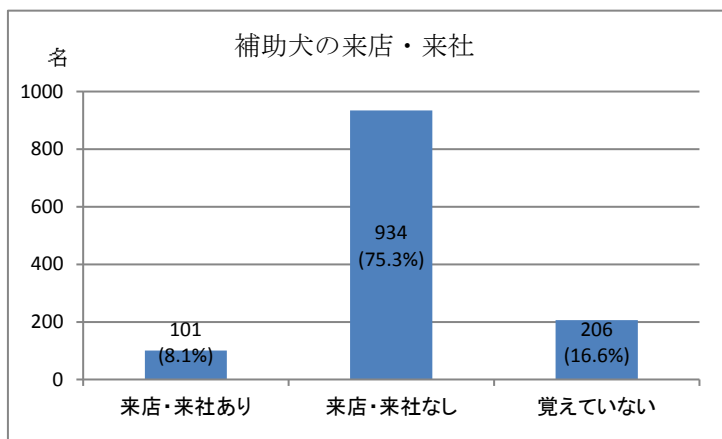
教育・医療サービス・宗教 323 名(26.0%)、官公庁・団体 242 名(19.5%)、外食・各種サービス 175 名(14.1%)、流通・小売業 73 名(5.9%)、交通・レジャー 34 名(2.7%)、食品 16 名(1.3%)、他 15 職種(最小 0~最大 8 名) 54 名(4.4%)、その他 100 名(8.1%)、この中にあてはまるものなし 224 名(18.0%)であった。ホテルや旅館に該当する職種は判別困難であった。



D 身体障害者補助犬に関する 1,241 名の回答

1. 職場への補助犬の受け入れ

- 補助犬の来店・来社の有無 (過去 5 年間の中で、あなたがお勤めになっている店舗やオフィス等に補助犬使用者が来店したことはございますか。)
- 補助犬使用者が来店、来社した際には、問題なく受け入れることができましたか。

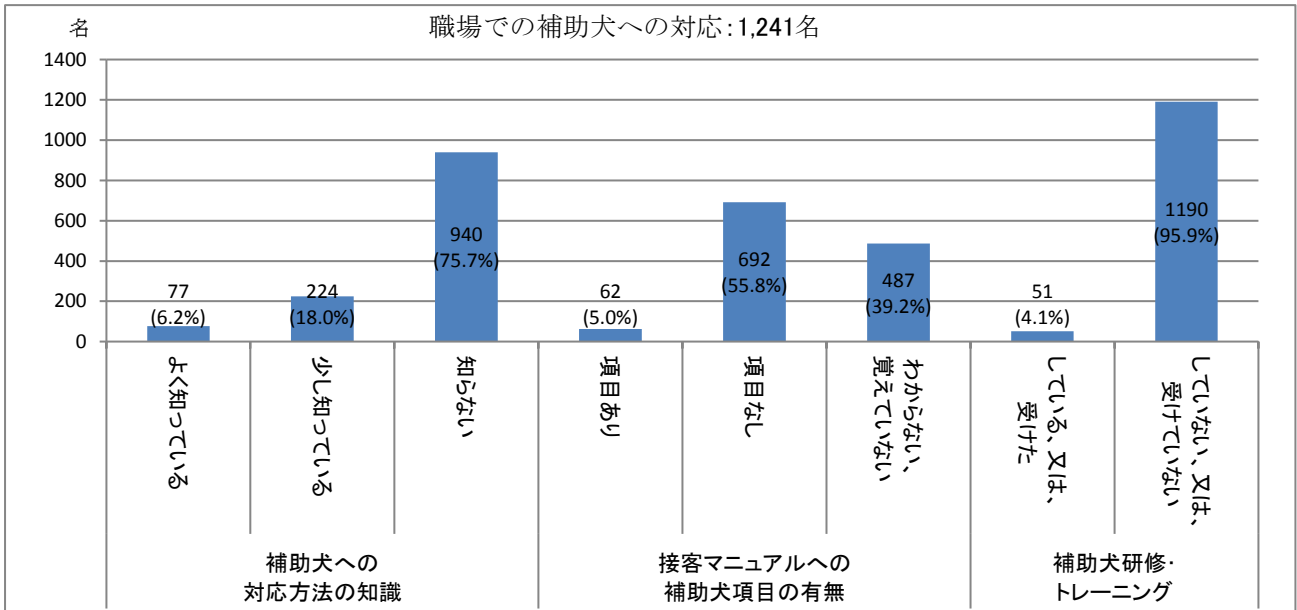


来社・来店を経験した者は 101 名(8.1%)に過ぎなかった。これら 101 名の内、来店時受入で全く問題なしは 87 名であり、補助犬の受け入れを経験する者が増えると、補助犬受入が進む可能性が大きいと思われる。経験しても受入が出来なかった者は 3 名 (3.0%) と少数であった。

2. 職場での補助犬への対応

- 対応方法への知識 (あなたご自身の勤務先で、補助犬使用者が来店した際の対応方法などをご存知ですか。)
- 接客マニュアル (あなたの職場にて、接客マニュアル等に補助犬の受け入れについての項目はございますか。)

c 補助犬研修・トレーニング（あなたの職場では補助犬の受け入れについて、従業員にトレーニングや研修（講習）を実施していますか。又は、トレーニングや研修（講習）を受けたことはございますか。）

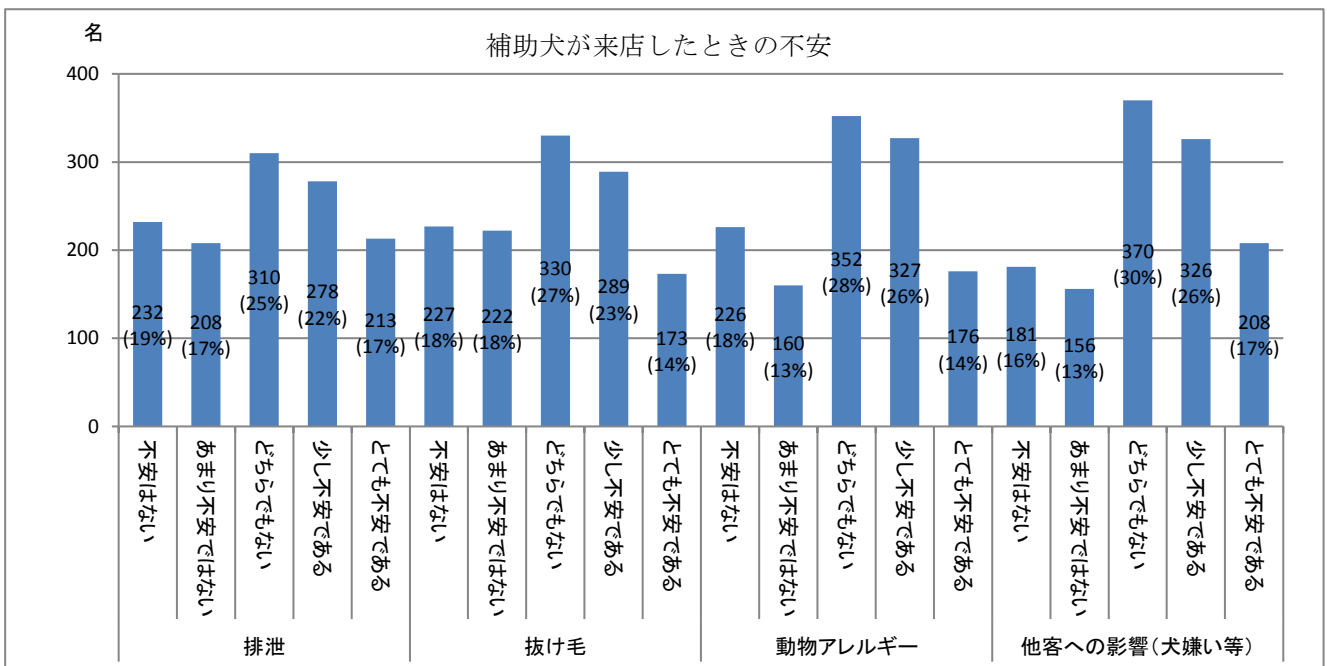


職場での補助犬への対応の知識を知らない者が 940 名（75.7%）を占めていた。そして、職場での接客マニュアルに補助犬の項目があるのが 62 名（5.0%）に過ぎなかった。職場で補助犬研修や補助犬トレーニングを受けた者は 51 名（4.1%）と更に少数であった。

3. 補助犬が来店したときの不安：排泄・抜け毛・動物アレルギー・お客様への影響（犬嫌いなど）

補助犬使用者が店舗や施設を利用するにあたり、以下のことについて不安を感じますか。それぞれの項目について「とても不安」から「不安はない」まで 5 段階の中から 1 つお選びください。

a 補助犬の排泄、b 補助犬の抜け毛、c 動物アレルギー、d アレルギー以外の他のお客様への影響（犬嫌い等）



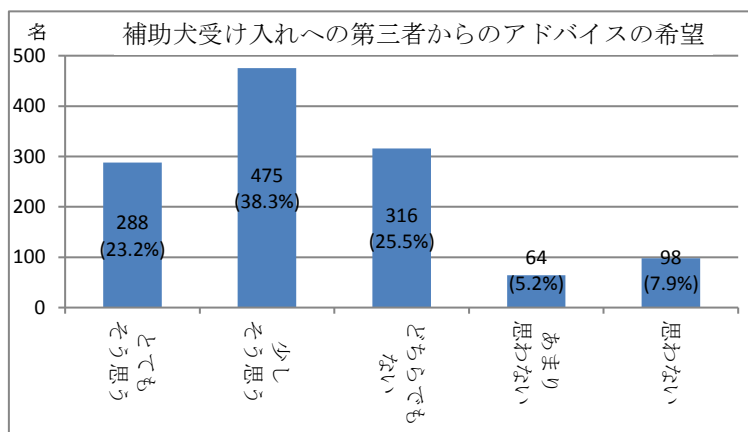
補助犬の来店・来社を経験した者が少なく、対応を知らず、接客マニュアルに補助犬項目がなく研修（トレーニング）を受けた者が少ないにも関わらず、来店・来社時に不安がない者が16%から19%、あまり不安でない者が13%から18%であった。

つまり、多くの就業者は、補助犬についての経験や実際の知識を得る機会が少ないにも関わらず、補助犬への不安を抱いていないと推定された。良い意味で、先入観や偏見が少なく、気楽に行動しているのかもしれない。多くの就業者へ、平易でアクセスしやすい補助犬情報を、広報や情報サイトやマスコミなどを通して、発信していくことが大切であろう。

4. 補助犬受入れへの第三者からのアドバイスの希望

補助犬使用者や補助犬の受け入れについて、第三者のアドバイスがあればよいと思いませんか。

「とてもそう思う 288 名」と「少しそう思う 475 名」を合わせると 763 名（61.5%）に達しており、どのような内容と方法で事業所と就労者が第三者アドバイスを受け入れることができそうか、検討が必要である。



5. 身体障害者補助犬法、補助犬受け入れ義務、不当な差別的取り扱いへの知識について。

- あなたは「身体障害者補助犬法」という法律があることをご存知ですか。
- 「身体障害者補助犬法」により、飲食店を含めた不特定多数の方が利用する施設では、補助犬の受け入れが義務付けられていることをあなたはご存知ですか。
- 2015年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」において、補助犬を理由に施設等の利用を拒否することは、「不当な差別的取り扱い」に該当することをご存知ですか。

1) 年齢

補助犬法があることを知っているか	度数	平均年齢	標準偏差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
				下限	上限		
名称も内容も知っている	75	42.25	14.260	38.97	45.53	22	69
名称のみ知っている	315	44.74	14.036	43.18	46.30	20	69
名称も内容も知らない	851	44.79	13.086	43.91	45.67	20	69
合計	1241	44.62	13.408	43.88	45.37	20	69

(F 値 1.249 $p=0.287$)

補助犬法による受け入れ義務付けを知っている	度数	平均年齢	標準偏差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
				下限	上限		
知っている	190	44.91	13.774	42.94	46.88	21	69
少し知っている	347	45.35	13.322	43.94	46.76	21	69
知らない	704	44.19	13.352	43.20	45.17	20	69
合計	1241	44.62	13.408	43.88	45.37	20	69

(F 値 0.930 $p=0.395$)

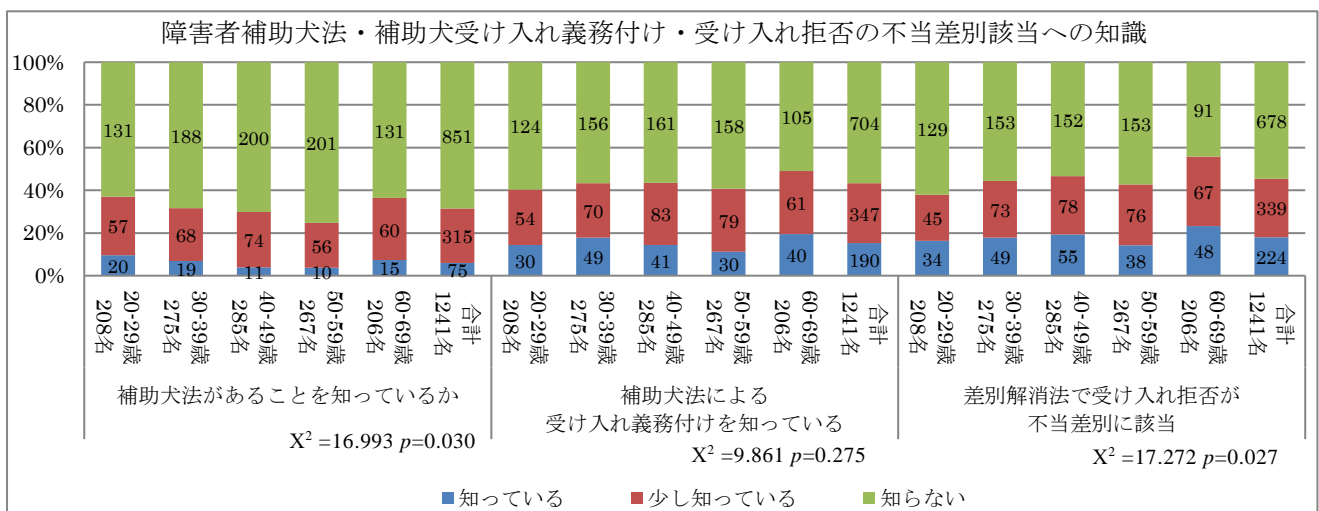
差別解消法で受け入れ拒否が不当差別に該当	度数	平均年齢	標準偏差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
				下限	上限		
知っている	224	45.73	13.544	43.95	47.52	21	69
少し知っている	339	46.04	13.403	44.61	47.48	20	69
知らない	678	43.55	13.289	42.54	44.55	20	69
合計	1241	44.62	13.408	43.88	45.37	20	69

(F 値 4.890 $p=0.008$)

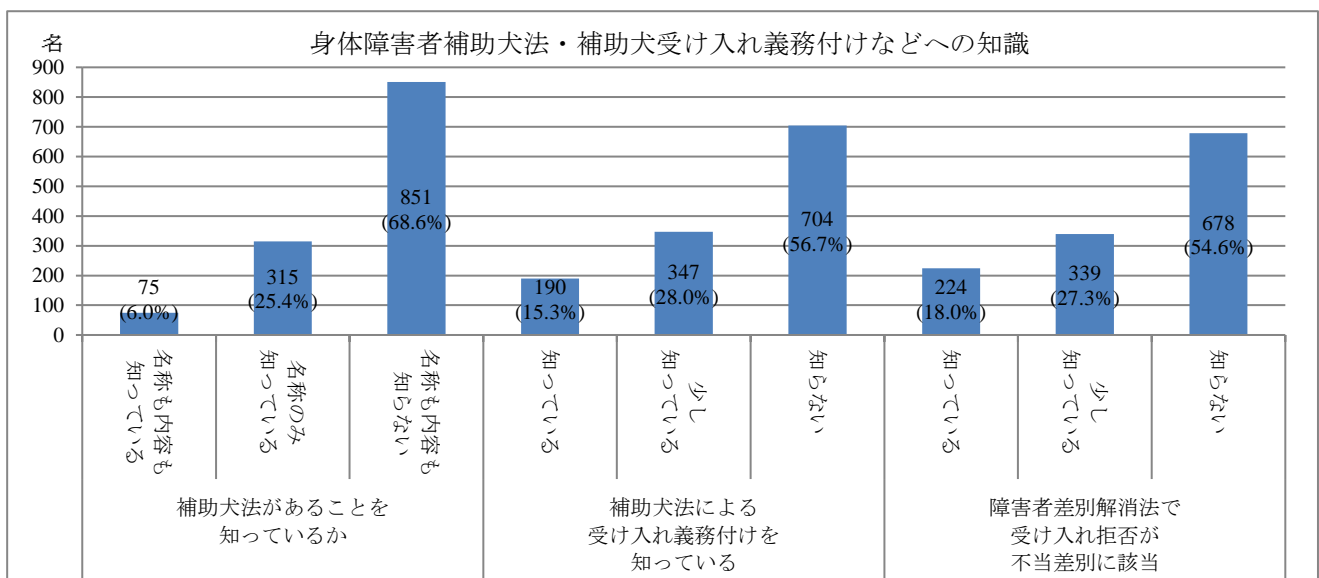
注) 多重比較にて、「少し知っている」と「知らない」群間で有意差あり ($p<0.05$)。

年齢に対する「補助犬法があることを知っているか」は、 X^2 検定にて有意差を認め、「若い者では知っている」が多かった ($X^2=16.993$ $p=0.030$)。「補助犬法による受け入れ義務付けを知っている」については、分散分析と X^2 検定にて有意差を認めなかった(年齢による差異を認めなかった)。

一方、「差別解消法で受け入れ拒否が不当差別に該当」を「知らない」ものは、平均年齢が有意に若かった ($X^2=17.272$ $p=0.027$)。



注) 「補助犬法があることを知っているか」の設問では、凡例の「知っている」を「名称も内容も知っている」に、「少し知っている」を「名称のみ知っている」に、「知らない」を「名称も内容も知らない」に置き換えて下さい。



補助犬の来社・来店を経験した者が少なく、職場でのマニュアルへの補助犬項目を知らず(アクセスしない)、補助犬研修(トレーニング)を受けた者が極めて少ないため、補助犬法の認知

(知らない者 851 名 68.6%)、同法による受け入れ義務付け (知らない者 704 名 56.7%)、差別解消法の拒否不当差別該当 (知らない者 678 名 54.6%) に関する周知は低調であった。

行政機関、育成事業者、マスコミなどによる情報提供は依然として十分とは言えない。

以下の分析では、クロス集計 (χ^2 検定) や一元配置分散分析にて統計学的有意差 ($p < 0.05$) を認めた項目について、図表を示した。(有意差を認めない多くの項目は、説明を省略している。)

E 身体障害者補助犬に関する職業別の層別化による分析

1. 年齢別

職業	度数	平均年齢	標準偏差	平均値の 95%信頼区間		最小値	最大値
				下限	上限		
会社員・公務員	773	41.58	11.747	40.75	42.41	20	69
経営者・役員	25	58.08	11.269	53.43	62.73	23	69
派遣・契約社員	64	45.77	15.836	41.81	49.72	22	69
自営業・フリーランス	106	54.71	10.704	52.65	56.77	23	69
パート・アルバイト	273	47.81	14.877	46.04	49.59	20	69
合計	1241	44.62	13.408	43.88	45.37	20	69

(F 値 39.577 $p=0.000$)

職業により、年齢構成は異なっていた。その後の検定 (多重比較) で、以下の有意差であった。

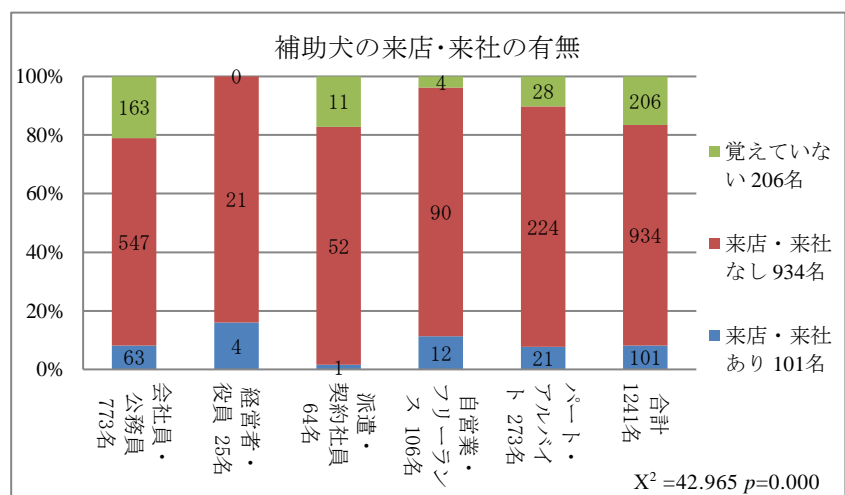
- ・会社員・公務員と派遣・契約社員以外の 3 職業間でそれぞれの平均年齢に差異を認めた。
- ・経営者・役員では、自営業・フリーランス以外の 3 職業間でそれぞれの平均年齢に差異を認めた。
- ・派遣・契約社員では、経営者・役員と自営業・フリーランスの 2 職業間でそれぞれの平均年齢に差異を認めた。
- ・パート・アルバイトでは、派遣・契約社員以外の 3 職業間でそれぞれの平均年齢に差異を認めた。

2. 補助犬の来店/来社の有無・受け入れ、対処法への知識・マニュアルへの補助犬項目有無など。

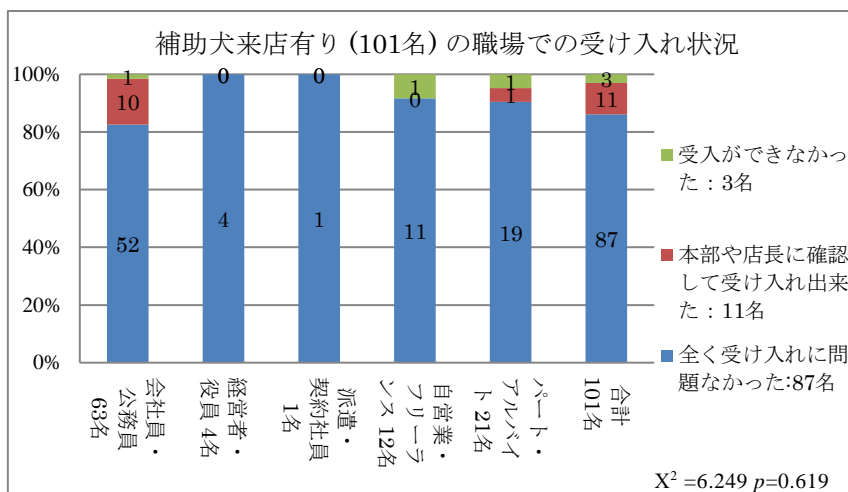
1) 補助犬の来店来社の有無と補助犬来店あり (101 名) の職場での補助犬受け入れ状況

「補助犬の来店・来社あり」は 8% (101/1241 名) であった。会社員・公務員は 8% (63/773 名)、経営者・役員は 16% (4/25 名)、派遣・契約は 1.6% (1/64 名)、などであり、 X^2 検定にて有意差を認めた。

一方、補助犬の来店あり (101 名) の職場での補助犬受け入れ状況は、来社・来店が 8% と少なかったにも関わらず、そのうちの多く (86% : 87/101) のも

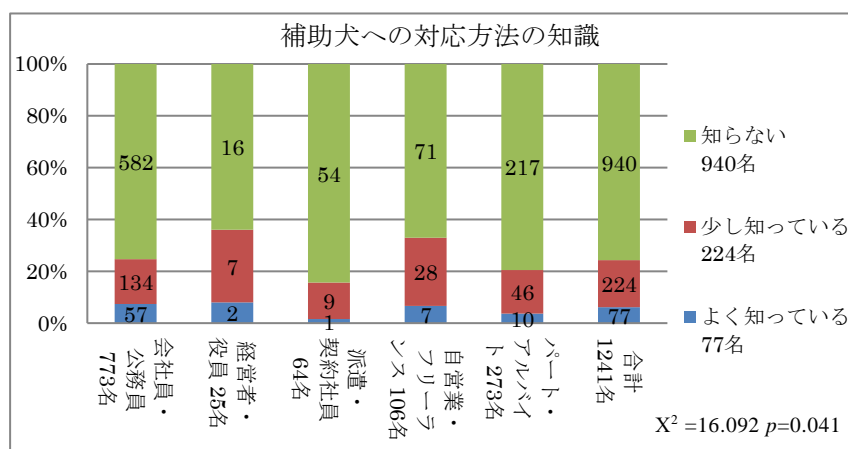


のでは「受け入れに問題無し」であった（ X^2 検定にて有意差なし）。会社員・公務員とパート・アルバイトの2職業を除いて、件数が少ないため、職業間での有意差を生じなかったであろう。また、補助犬への知識が不足しているために、問題の認知（把握）までに至らないのかもしれない。



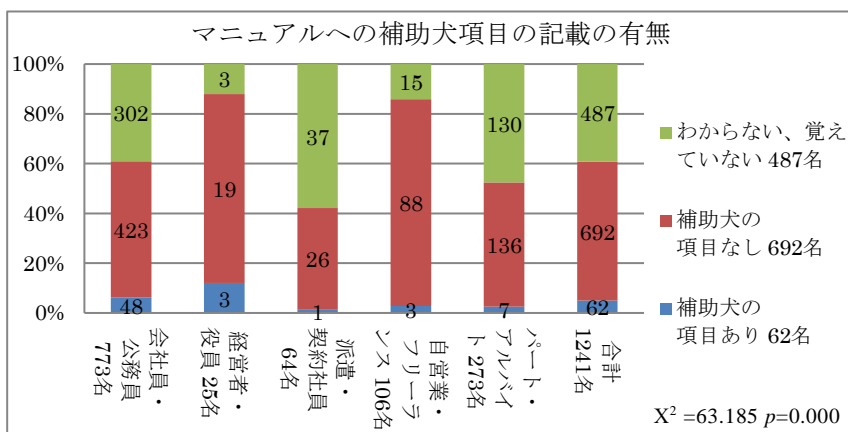
2) 補助犬への対応方法の知識

対応方法を「知らない」が75.7% (940/1241名) と約3/4を占めていた。なかでも、「知らない」は、派遣・契約社員84.4%、パート・アルバイト79.5%と高く、経営者・役員64.0%、自営業・フリーランス67.0%と低く、会社員・公務員75.3%であり、有意差を認めた。



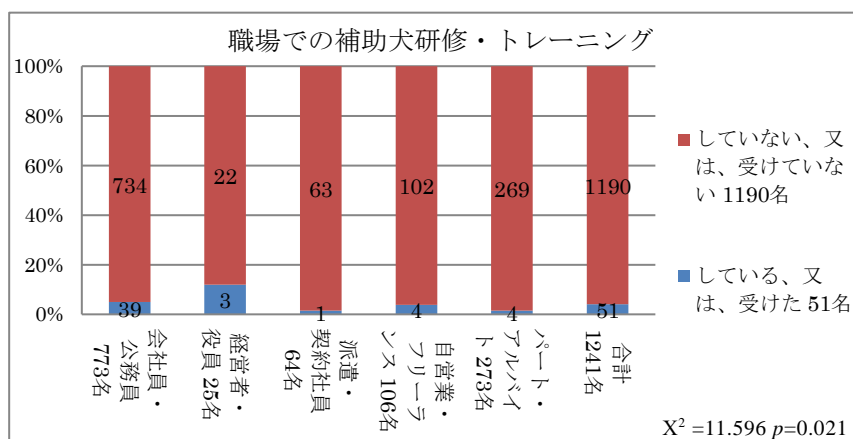
3) マニュアルでの補助犬項目の記載の有無

マニュアルへの補助犬の「項目有り」は5% (62/1241名) に過ぎなかった。「項目有り」は、会社員・公務員6.2%、経営者・役員12.0%と高く、派遣・契約社員1.6%、自営業・フリーランス2.8%、パート・アルバイト2.8%と低く、有意な差異を認めた。経営者・役員は、他の職業よりもマニュアル記載に関する認知が高いが、「マニュアルへの記載無し」状態を放置する傾向があると思われた（現場任せ?）。



4) 職場での補助犬の研修・トレーニング

研修・トレーニングを「している、又は、受けた」は4.1% (51/1241名) であり少なかった。



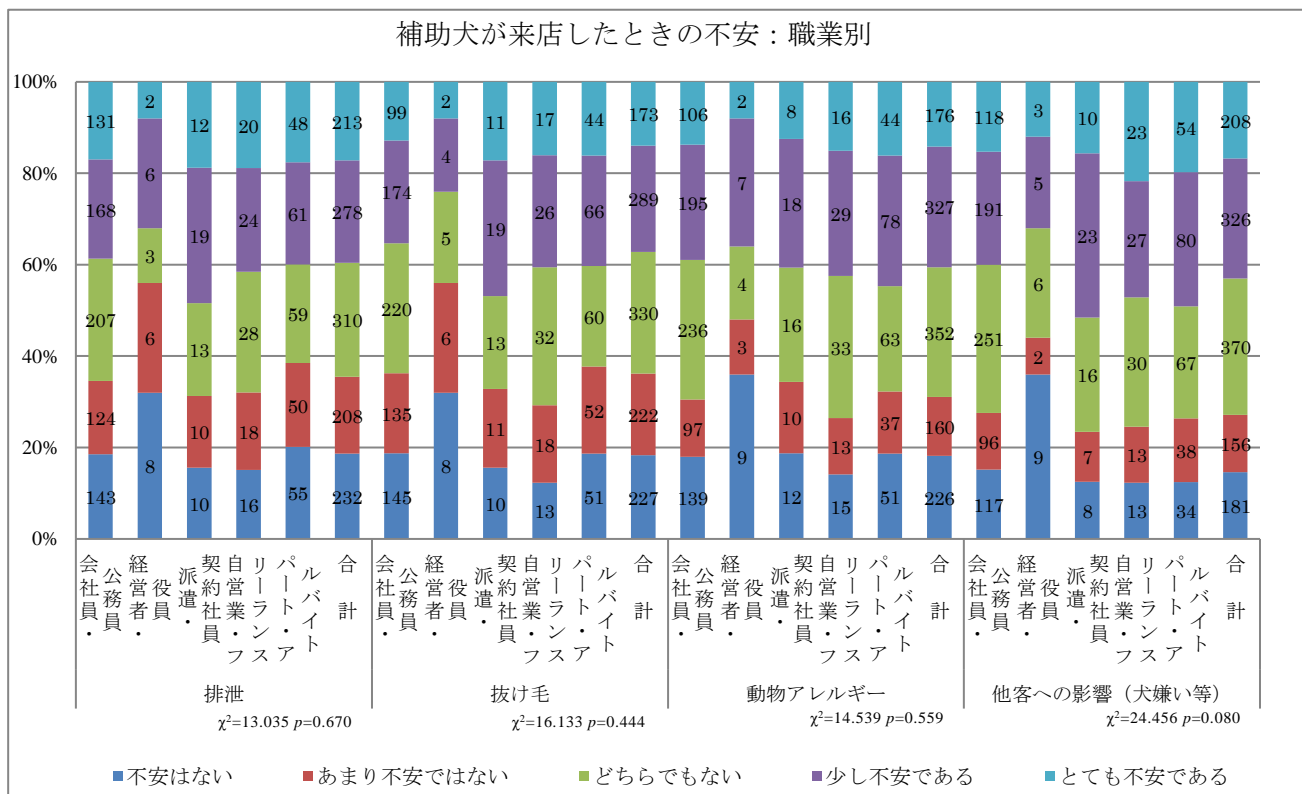
た。「している、又は、受けた」は、会社員・公務員 5.0%、経営者・役員 12.0%、派遣・契約社員 20.0%と高く、自営業・フリーランス 3.8%、中でもパート・アルバイトは 1.5%と低く、有意な差異を認めた。職場で、補助犬（補助犬使用者）に最初に接する可能性が高いと推定できる職業種（従業員）は、恐らく非正規雇用であり、「補助犬に関する研修やトレーニングを受けていない」と認識しておいた方が良いと思われた。

5) 来店来社時の不安：排泄・抜け毛・アレルギー・他客への影響

職業の種別に関わらず、「やや不安」と「とても不安」は、合わせて 30-45%であった。「不安はない」と「あまり不安はない」はどの職業種でも合わせて 30-35%であったが、経営者・役員では約 50%と高い傾向であったが、職業別の X²検定にて有意差を認めなかった。

抜け毛、動物アレルギー、他客への影響では、職業による有意な差異無し。

つまり、補助犬の来店・来社が少なく、来ても問題を認知する事は少ないにも関わらず、約 40%の就労者は補助犬の「来店・来社に対して不安を感じている」ということになり、相反する傾向を認めた。一方、経営者・役員は、「来店・来社に対して不安ではない」という傾向であった。



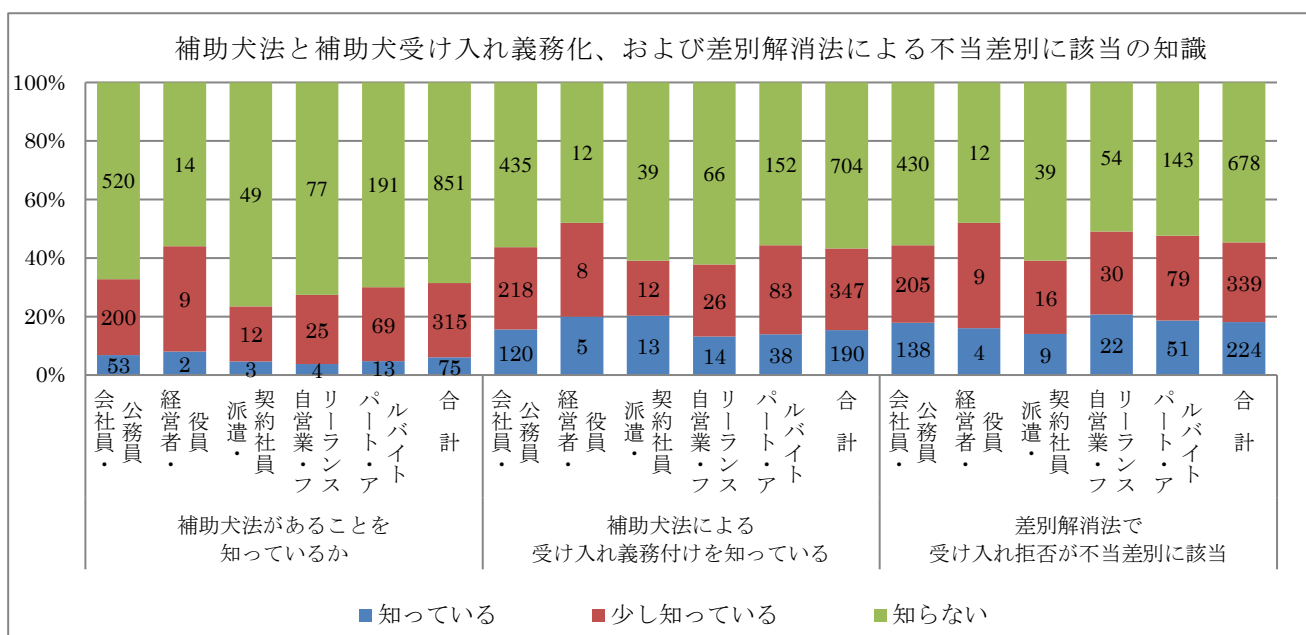
6) 補助犬の受入れへの第三者アドバイスを希望

多くの職業の者は、61% (763/1241名)で「受入れへの第三者アドバイス」を希望していたが、職業種による有意差を認めなかった (X²=22.115 p=0.140)。つまり、補助犬の受け入れに対して不安を感じていない者の中にも、第三者アドバイス希望の者が多く含まれていると見なせた。

7) 補助犬法を知っているか・法による受け入れ義務づけ・受け入れ拒否が不当差別に該当を知っているか

補助犬法を知らない者は 68.6% (851/1241名)、法による受け入れ義務づけを知らない者は 56.7%

(704/1241名)、差別解消法で不当差別に該当を知らない者は54.6% (678/1241名)であった。職業による有意差を認めなかった。

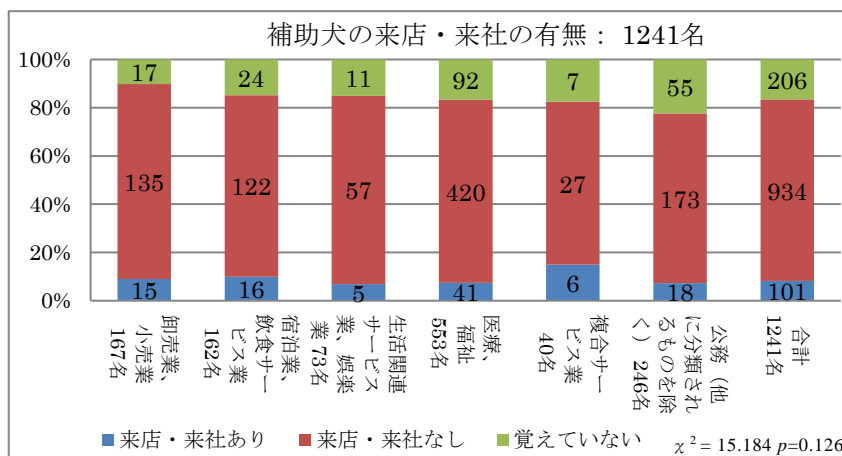


注)「補助犬法があることを知っているか」の設問では、凡例の「知っている」を「名称も内容も知っている」に、「少し知っている」を「名称のみ知っている」に、「知らない」を「名称も内容も知らない」に置き換えて下さい。

F 身体障害者補助犬に関する事業所業種別の層別化による分析

1. 補助犬の来店・来社の有無

事業所の業種別では、有意差を認めなかった ($X^2 = 15.184$ $p = 0.126$)。



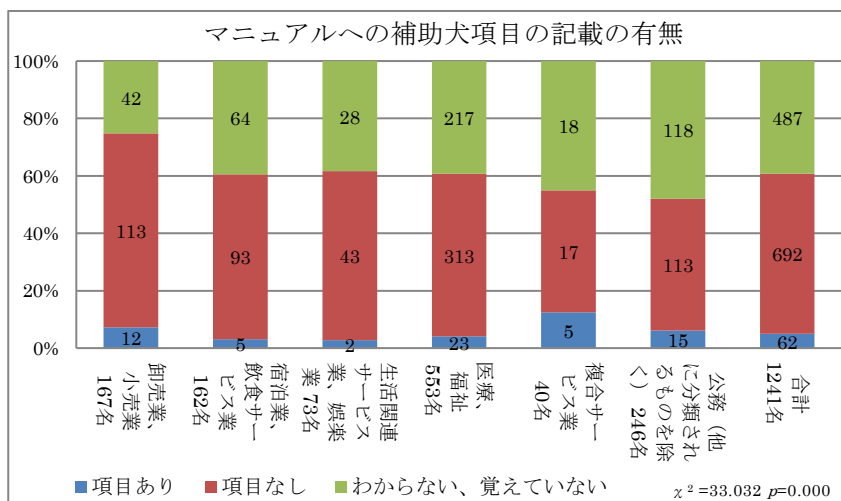
2. 補助犬法への対応方法の知識

対応方法を「知らない」は、卸売・小売業 77.8%、宿泊業・飲食サービス業 76.5%、生活関連サービス業・娯楽業 69.9%、

医療・福祉 77.0%、複合サービス業 70.0%、公務 73.6%であり、有意な差異を認めなかった ($X^2 = 16.594$ $p = 0.084$)。

3. 職場での接客マニュアルへの補助犬項目の有無

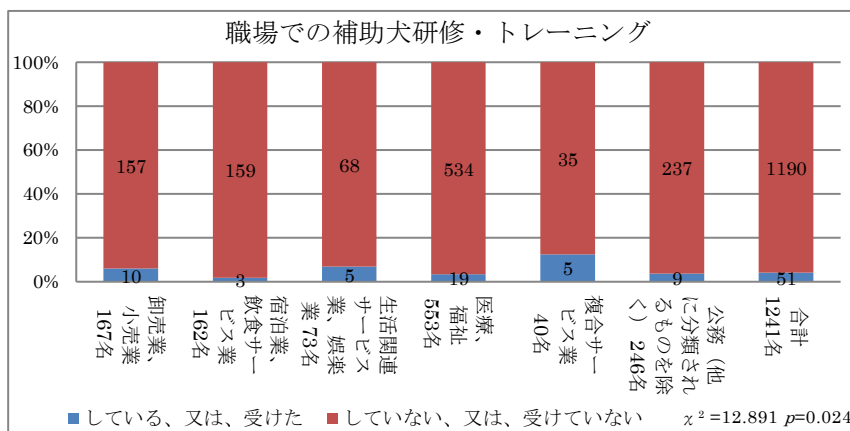
補助犬のマニュアルへの「項目あり」は、全業種で 5.0%に過ぎなかった。「項目有り」は、卸売・小売業 7.2%、宿泊業・



飲食サービス業 3.1%、生活関連サービス業・娯楽業 2.7%、医療・福祉 4.2%、複合サービス業 12.5%、公務 6.1%であり、有意差を認めた ($\chi^2=33.032$ $p=0.000$)。

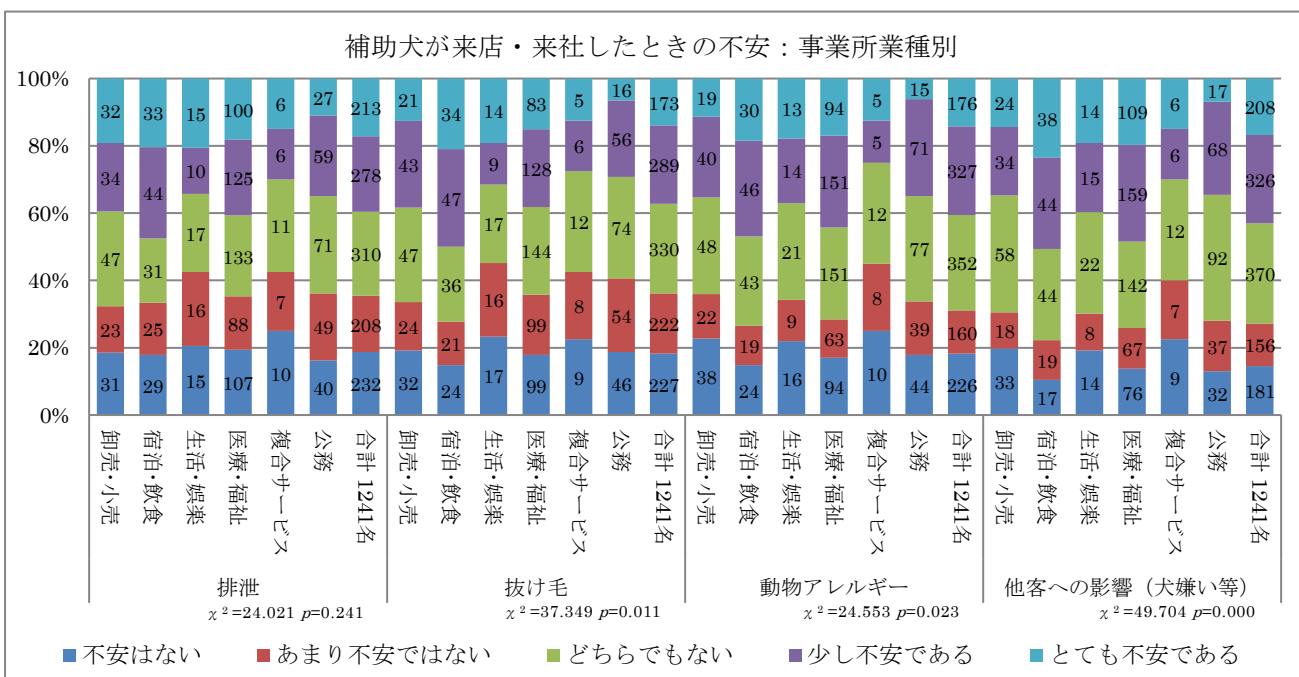
4. 職場での補助犬研修・トレーニング

研修・トレーニングを「している、又は、受けた」は、全業種で 4.1%に過ぎなかった。「している、又は、受けた」は、卸売・小売業 6.0%、生活関連サービス業・娯楽業 6.8%、複合サービス業 12.5%と高く、宿泊業・飲食サービス業 1.9%、医療・福祉 3.4%、公務 3.7%と低く、有意な差異を認めた ($\chi^2=12.891$ $p=0.024$)。



5. 補助犬が来社・来店したときの不安：排泄・抜け毛、動物アレルギー・他客への影響

- 1) 排泄：事業所業種による有意な差異を認めなかった(不安ではない 35.4%・どちらでもない 24.9%、不安である 39.6%： $\chi^2=24.021$ $p=0.241$)。
- 2) 抜け毛：全業種で、不安ではない 36.2%・どちらでもない 26.5%、不安である 37.2%であった。とても不安は、宿泊飲食業で 21%、生活関連サービス（洗濯・理容美容・旅行・娯楽・遊園地など）で 19.1%と高く、公務で 6.5%と低く、有意な差異であった ($\chi^2=37.349$ $p=0.011$)。
- 3) 動物アレルギー：全業種で、不安ではない 31.1%・どちらでもない 28.4%、不安である 40.5%であった。とても不安は、宿泊飲食業で 18.5%、生活関連サービスで 17.8%、医療福祉で 17.0%と高く、公務で 6.1%と低く、有意な差異であった ($\chi^2=24.553$ $p=0.023$)。
- 4) 他客への影響（犬嫌いなど）：全業種で、不安ではない 27.2%・どちらでもない 29.8%、不安である 43.1%であった。とても不安は、宿泊飲食業で 23.4%、生活関連サービスで 19.2%、医療福祉で 19.7%と高く、公務で 6.9%と低く、有意な差異であった ($\chi^2=49.704$ $p=0.000$)。

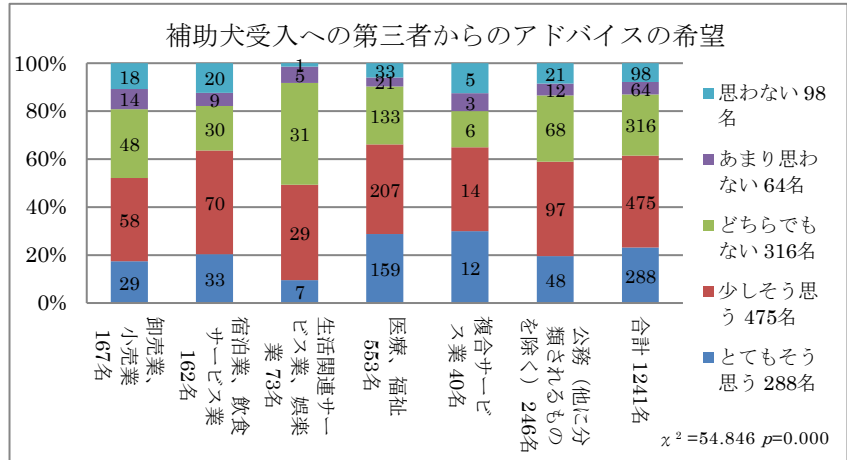


注) 卸売・小売り：卸売業・小売業 167名、 宿泊・飲食：宿泊業・飲食サービス業 162名、 生活・娯楽：生活関連サービス業・娯楽業 73名、 医療・福祉：医療・福祉 553名、 複合サービス：複合サービス業 40名、 公務：公務（他に分類されるものを除く） 246名

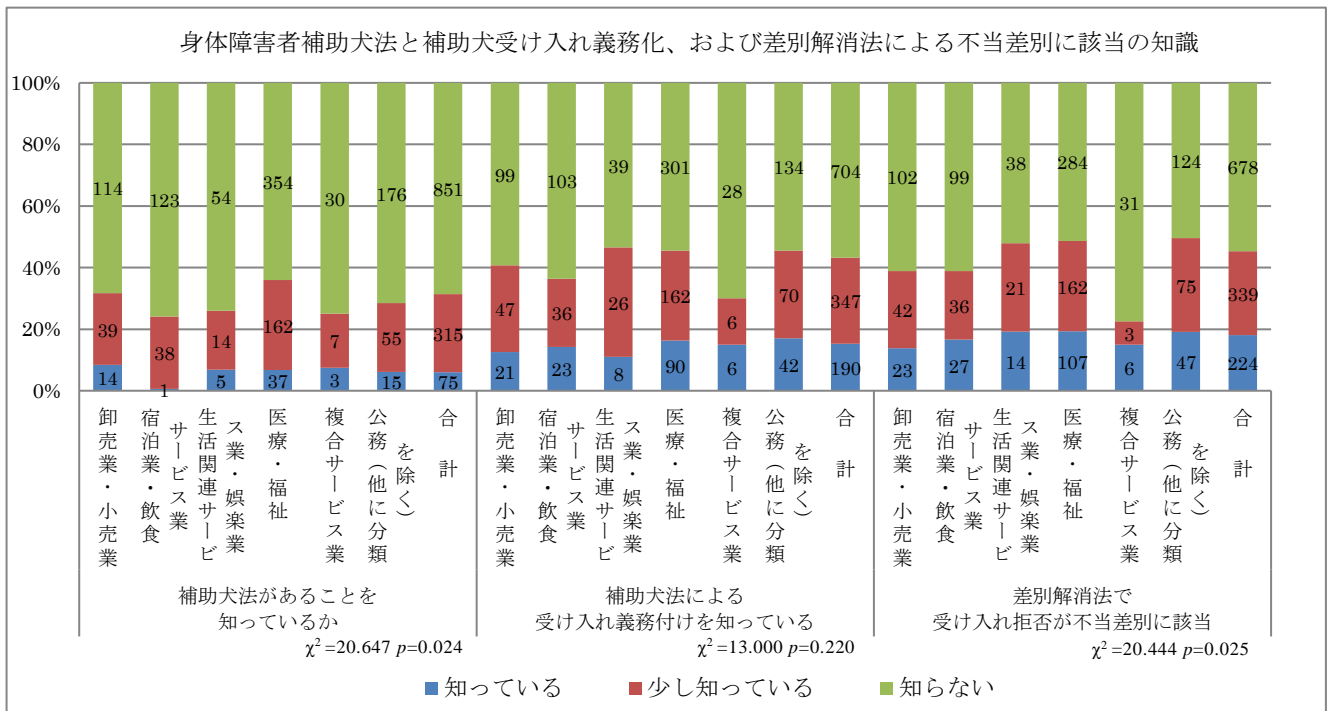
6. 補助犬の受け入れへの第三者アドバイス希望

第三者アドバイス希望では、全業種で、そう思う 61.4%・どちらでもない 25.5%、そう思わない 13.0%であった。

「とてもそう思う」は、医療福祉で 28.8%と高く、卸小売業で 17.4%、宿泊飲食業で 20.4%、生活関連サービスで 9.6%、公務で 19.5%と低く、有意な差異であった ($\chi^2 = 54.846$ $p = 0.000$)。



7. 身体障害者補助犬法、補助犬受け入れ義務、不当な差別的取り扱いへの知識について



注) 「補助犬法があることを知っているか」の設問では、凡例の「知っている」を「名称も内容も知っている」に、「少し知っている」を「名称のみ知っている」に、「知らない」を「名称も内容も知らない」に置き換えて下さい。

注) 卸売・小売り：卸売業・小売業 167名、 宿泊・飲食：宿泊業・飲食サービス業 162名、 生活・娯楽：生活関連サービス業・娯楽業 73名、 医療・福祉：医療・福祉 553名、 複合サービス：複合サービス業 40名、 公務：公務（他に分類されるものを除く） 246名

身体障害者補助犬法に関して、全業種で「名前も内容も知っている」 6.0%、「名前のみ知っている」 25.4%、「名前も内容も知らない」 68.6%であった。「名前も内容も知らない」は、宿泊業・飲食サービス業で 75.9%、複合サービス業で 75%、生活関連サービス業・娯楽業で 74.0%、公務で 71.5%と高く、医療・福祉で 64.0%と低く、有意な差異であった。

不当な差別的取り扱い（障害者差別解消法）への知識について、全業種で、「知っている」18.0%、「少し知っている」27.3%、「知らない」54.6%であった。「知っている」は、生活関連サービス業で19.2%、医療・福祉で19.3%と高く、卸売業・卸小売業で13.8%、宿泊業・飲食サービス業で16.7%、複合サービス業で15%と低く、有意な差異であった。

G 職業と事業所業種の対応のクロス集計（設問項目別）

・職業では、会社員・公務員 773名、経営者・役員 25名、派遣・契約社員 64名、自由業・フリーランス 106名、パート・アルバイト 273名、 **合計 1241名**

・事業所の業種では、以下のように略した。

卸売・小売：卸売業・小売業 167名

宿泊・飲食：宿泊業・飲食サービス業 162名

生活・娯楽：生活関連サービス業・娯楽業 73名

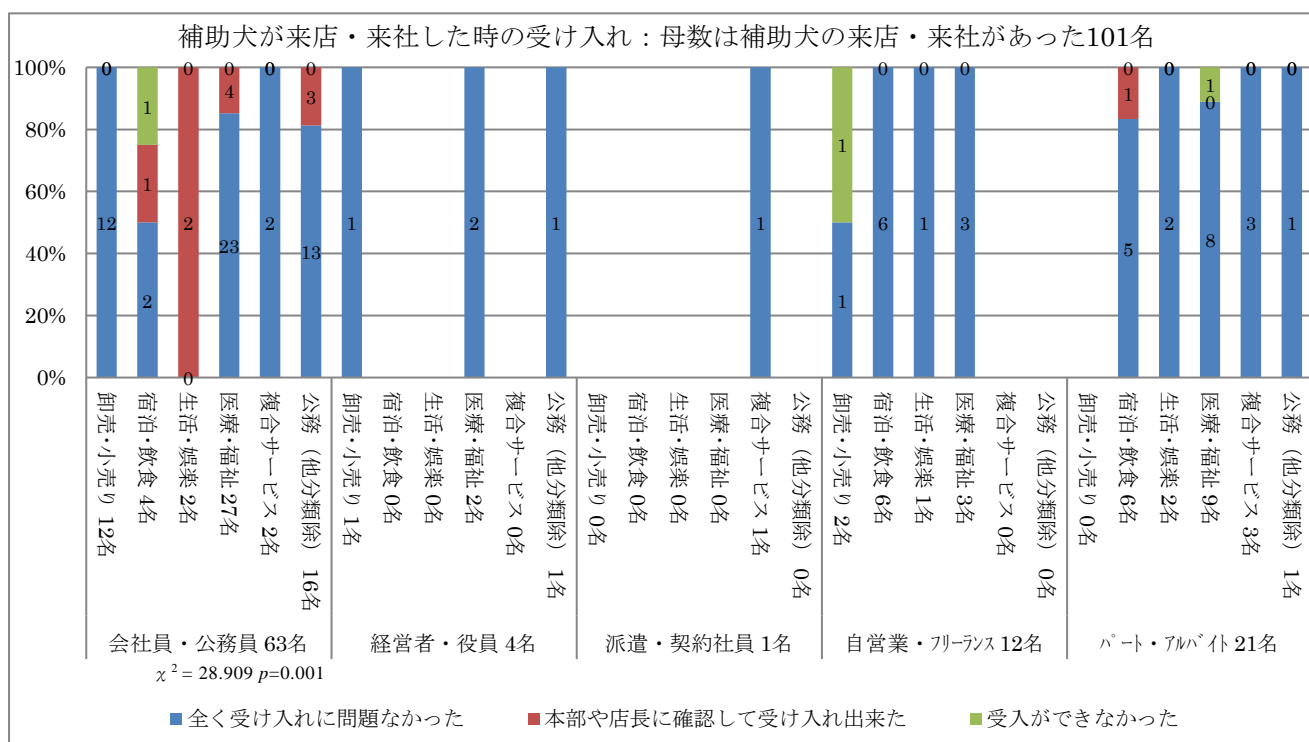
医療・福祉：医療・福祉 553名

複合サービス：複合サービス業 40名

公務（他分類除）：公務（他に分類されるものを除く） 246名 **合計 1241名**

注）クロス集計の Pearson X²検定にて有意であった設問項目や選択肢は、棒グラフで表示した。

1. 補助犬の来店・来社時の受け入れ（母数：補助犬の来店・来社があった者 101名）



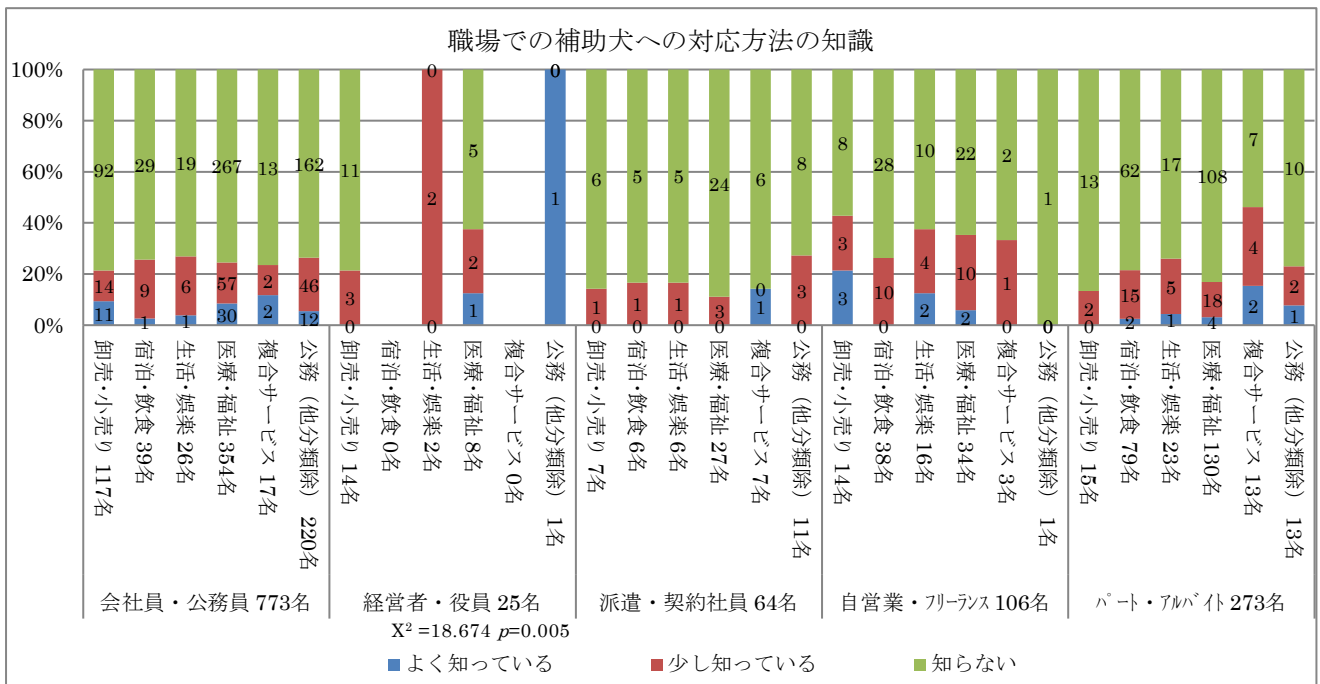
「公務員・会社員（63名）」では、3つの選択肢で4件以下の回答が50%以上であり、分析することが不適であった。「全く受け入れに問題なかった」は、卸売・小売業で100.0%、医療・福祉で85.2%、複合サービス業で100.0%、公務で68.4%と高く、宿泊・飲食サービス業で50.0%、生活関連サービス業で0%と低く、有意な差異であった（ $X^2 = 28.909$ $p = 0.001$ ）。

他の4職業では、どの事業所業種でも3つの選択肢で4件以下の回答が50%以上であり、分析することが不可能であった。

2. 職場での補助犬への対応方法の知識

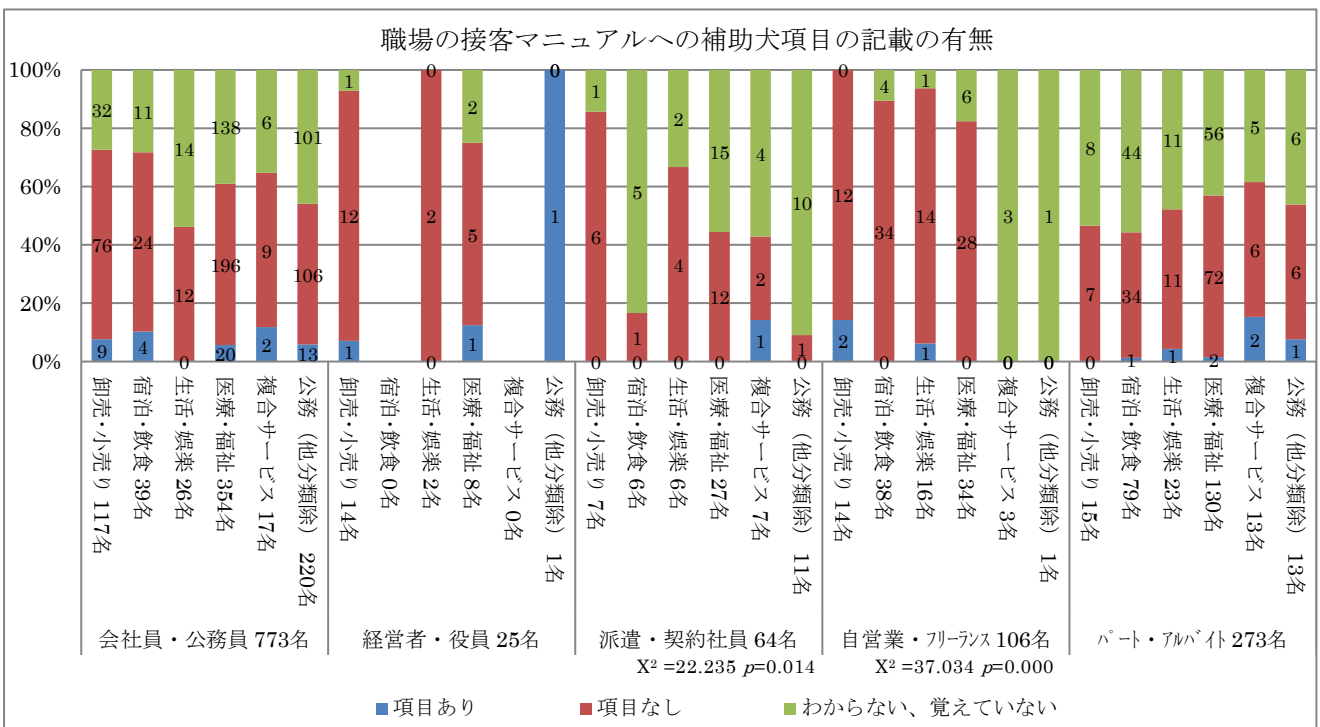
「経営者・役員（25名）」では、3つの選択肢で4件以下の回答が50%以上であり、分析することが不適であった。「知らない」は、卸売・小売業で78.6%、医療・福祉で62.5%、複合サービス

業で0%、公務で0%と高く、宿泊・飲食サービス業で0%、生活関連サービス業で0%と低く、有意な差異であった ($X^2=18.674 p=0.005$)。



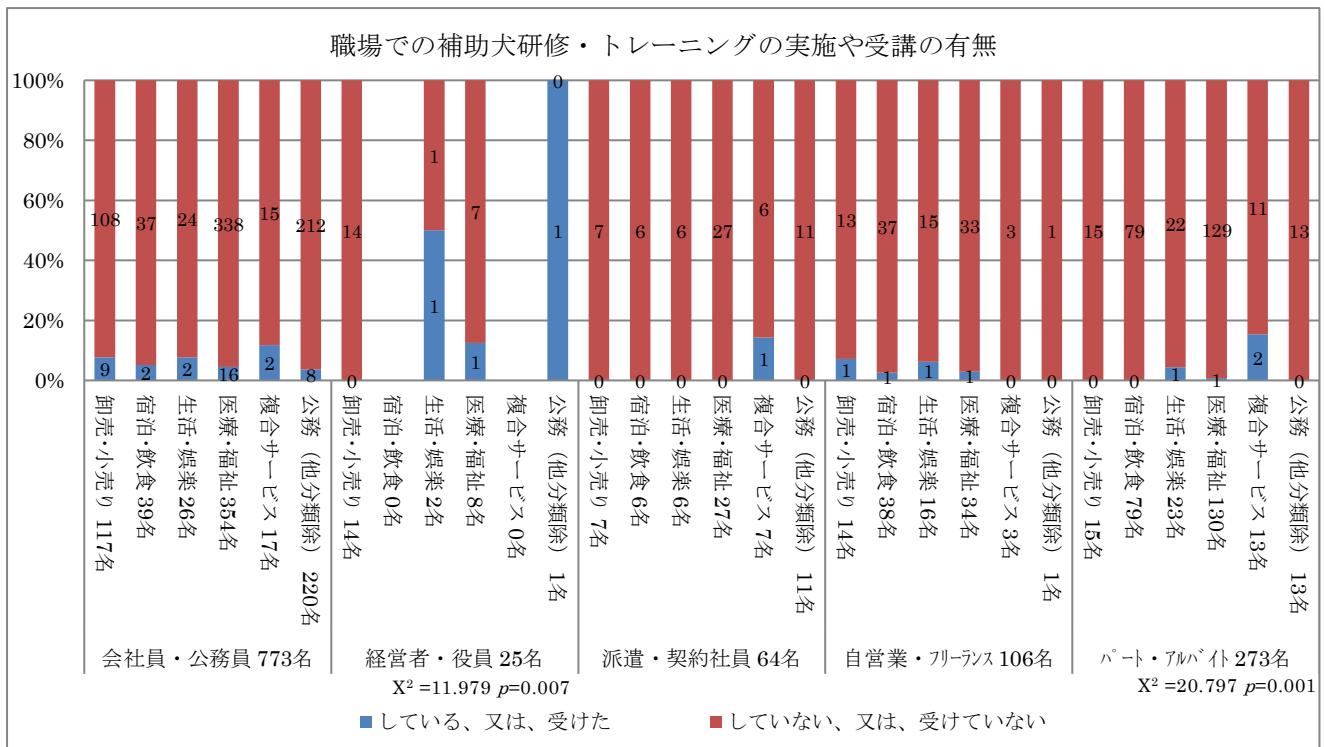
3. 職場での接客マニュアルへの補助犬項目の有無

「派遣・契約社員 (64名: $X^2=22.235 p=0.014$)」と「自営業・フリーランス (106名: $X^2=37.034 p=0.000$)」では、4名以下の回答数の選択肢が50%以上であり、分析することが不適であった。



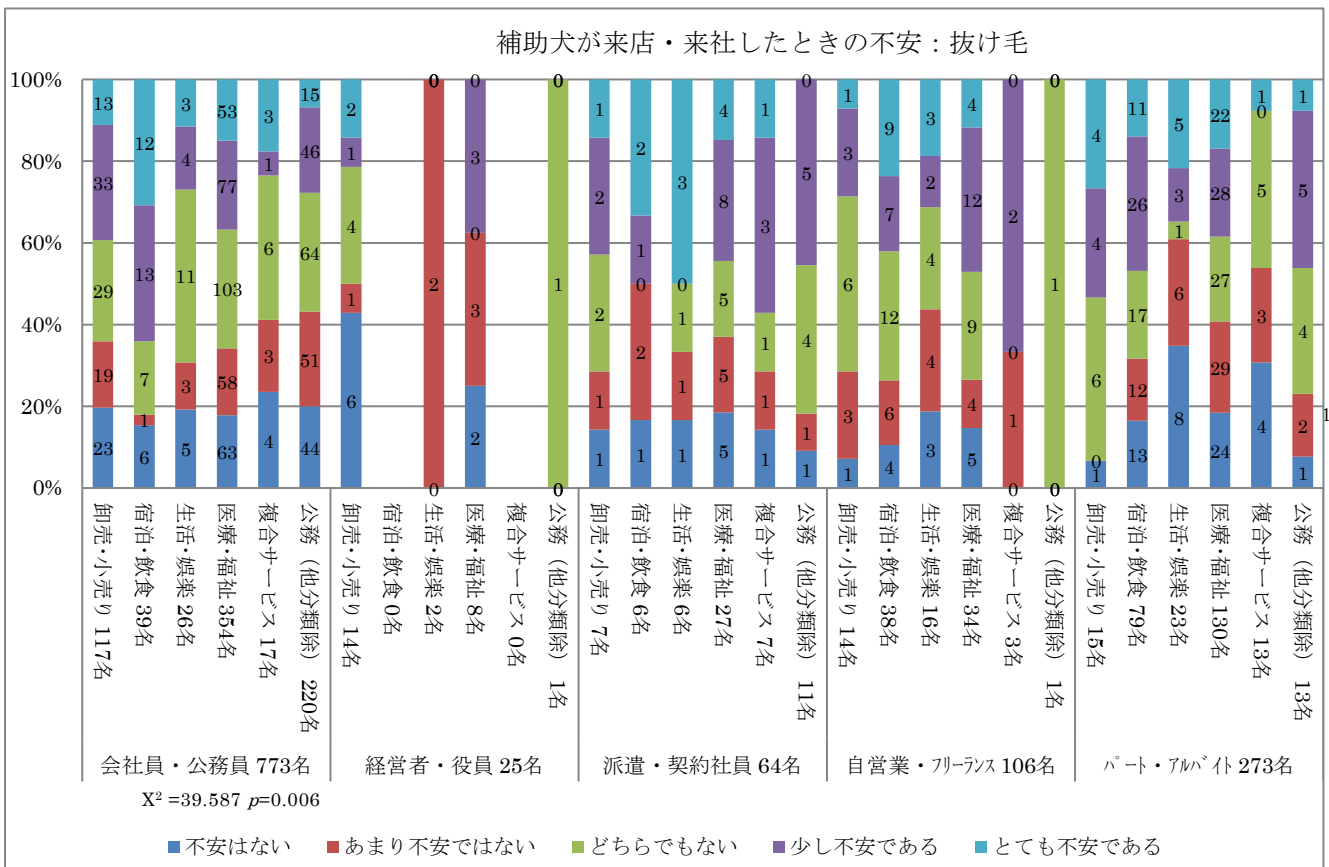
4. 職場での補助犬研修・トレーニングの実施や受講の有無

「経営者・役員 (25名: $X^2=11.979 p=0.007$)」と「パート・アルバイト (278名: $X^2=20.797 p=0.001$)」では、2つの選択肢で4件以下の回答が50%以上であり、分析することが不適であった。



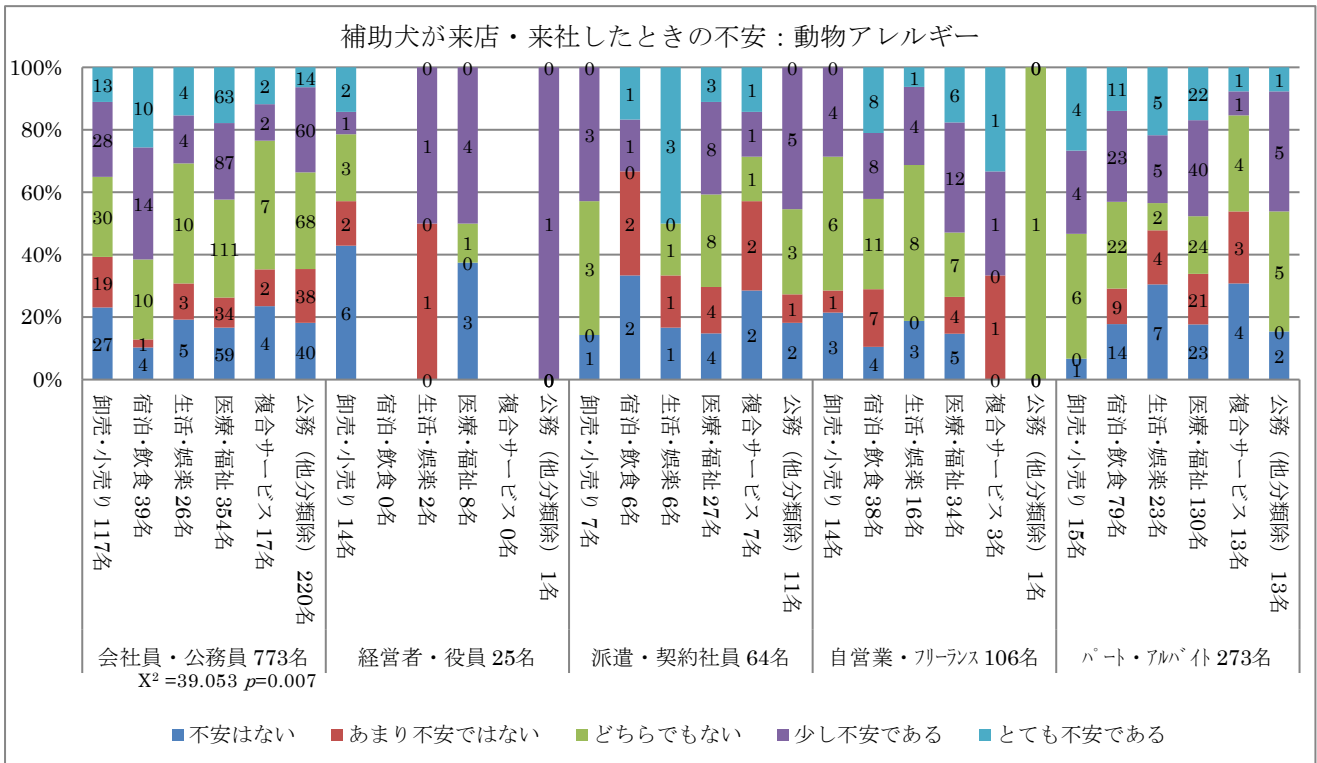
5. 補助犬が来店・来社したときの不安：抜け毛

「公務員・会社員 (773名)」では、「とても不安である」は、宿泊・飲食サービス業で30.8%、医療・福祉で15.0%、複合サービス業で17.6%と高く、卸売・小売業で11.1%、生活関連サービス業で11.5%、公務で6.8%と低く、有意な差異であった ($X^2=39.587 \quad p=0.006$)。



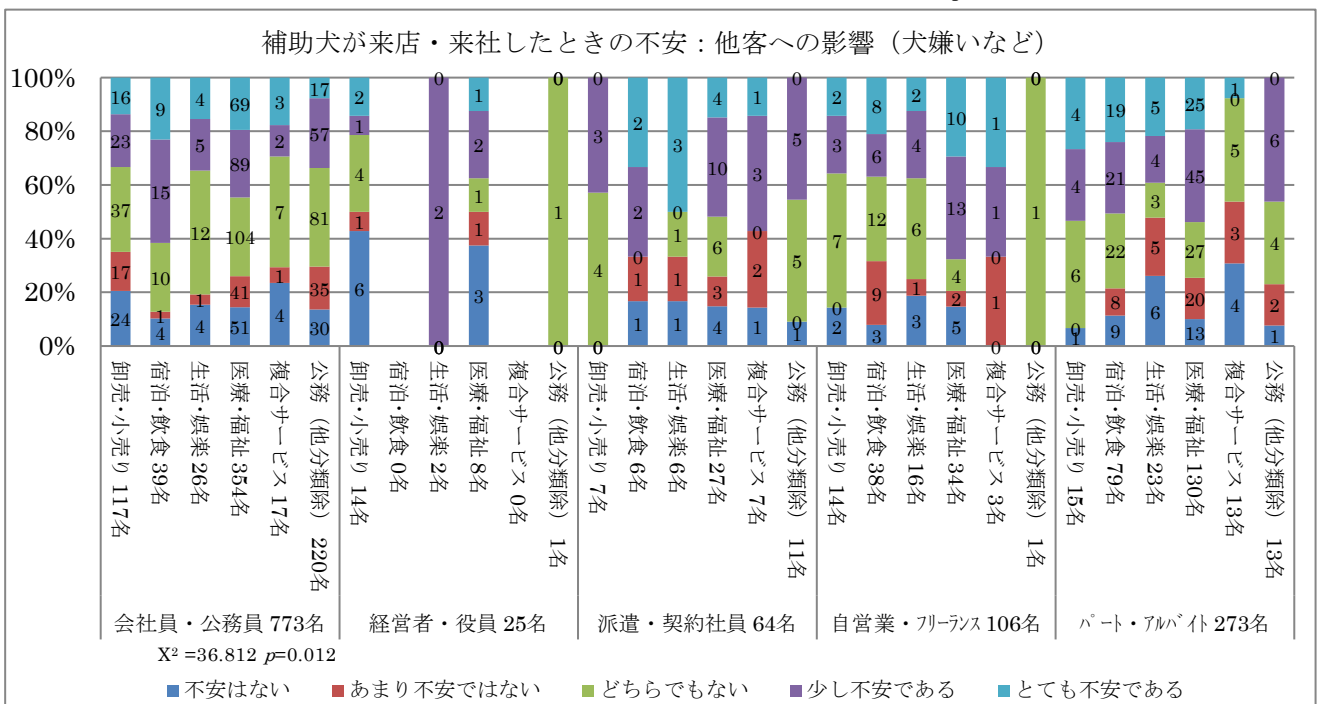
6. 補助犬が来店・来社したときの不安：動物アレルギー

「公務員・会社員（773名）」では、「とても不安である」は、宿泊・飲食サービス業で25.6%、生活関連サービス業で15.4%、医療・福祉で17.8%と高く、卸売・小売業で11.1%、複合サービス業で11.8%、公務で6.4%と低く、有意な差異であった（ $X^2=39.053$ $p=0.007$ ）。



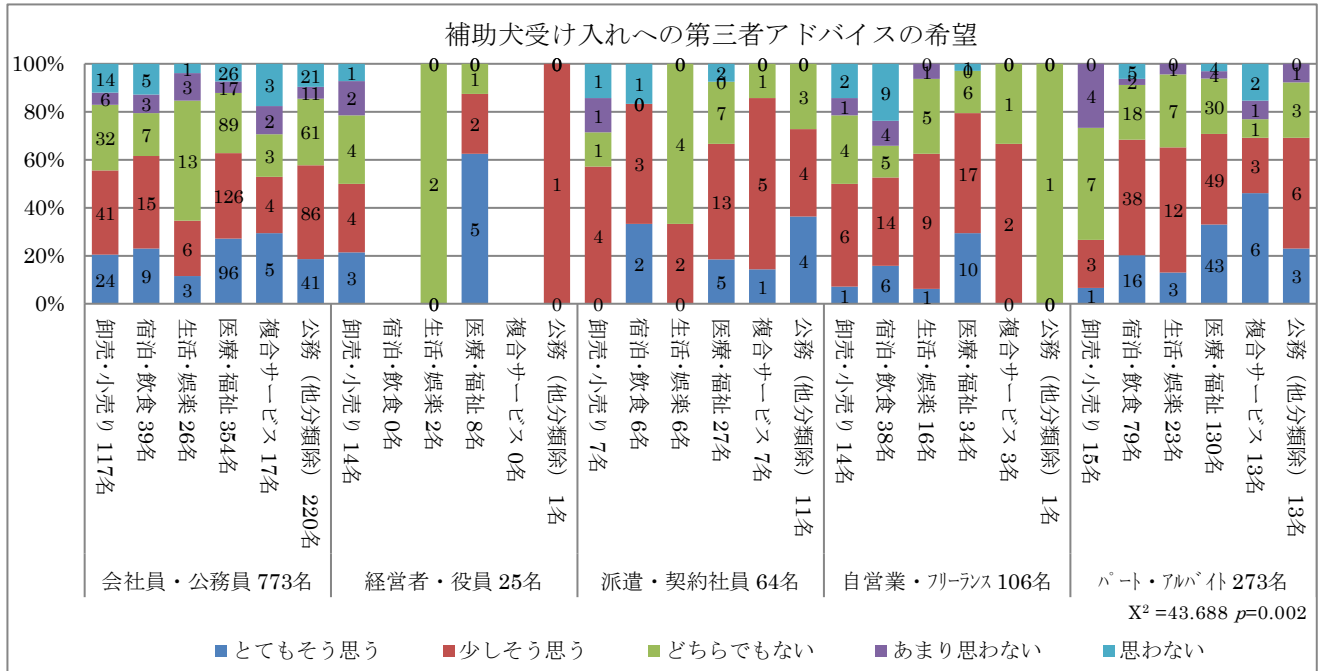
7. 補助犬が来店・来社したときの不安：他客への影響（犬嫌いなど）

「公務員・会社員（773名）」では、「とても不安である」は、宿泊・飲食サービス業で23.1%、生活関連サービス業で15.4%、医療・福祉で19.5%、複合サービス業で17.6%と高く、卸売・小売業で13.7%、公務で7.7%と低く、有意な差異であった（ $X^2=36.812$ $p=0.012$ ）。



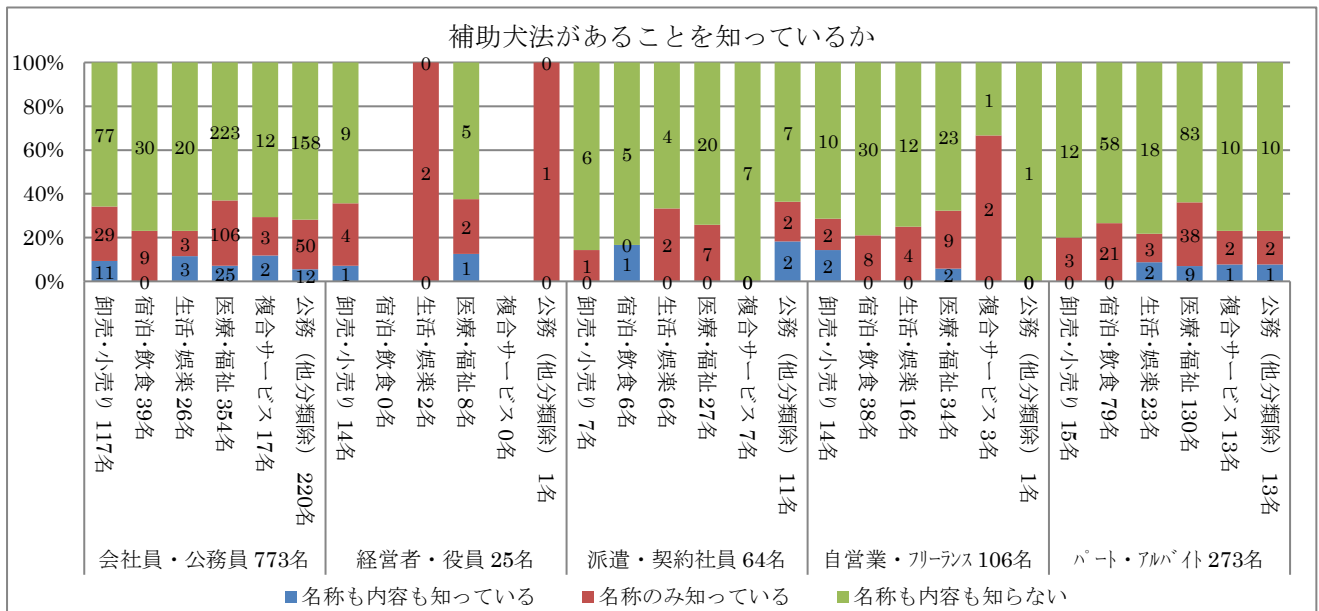
8. 補助犬受け入れへの第三者アドバイスの希望

「パート・アルバイト (273名)」では、回答数が5つの選択肢で4件以下の回答が50%以上であり、分析することが不適であった。「とてもそう思う」は、宿泊・飲食サービス業で20.3%、医療・福祉で33.1%、複合サービス業で46.2%、公務で23.1%と高く、生活関連サービス業で13.0%、卸売・小売業で6.7%と低く、有意な差異であった ($X^2=43.688$ $p=0.002$)。



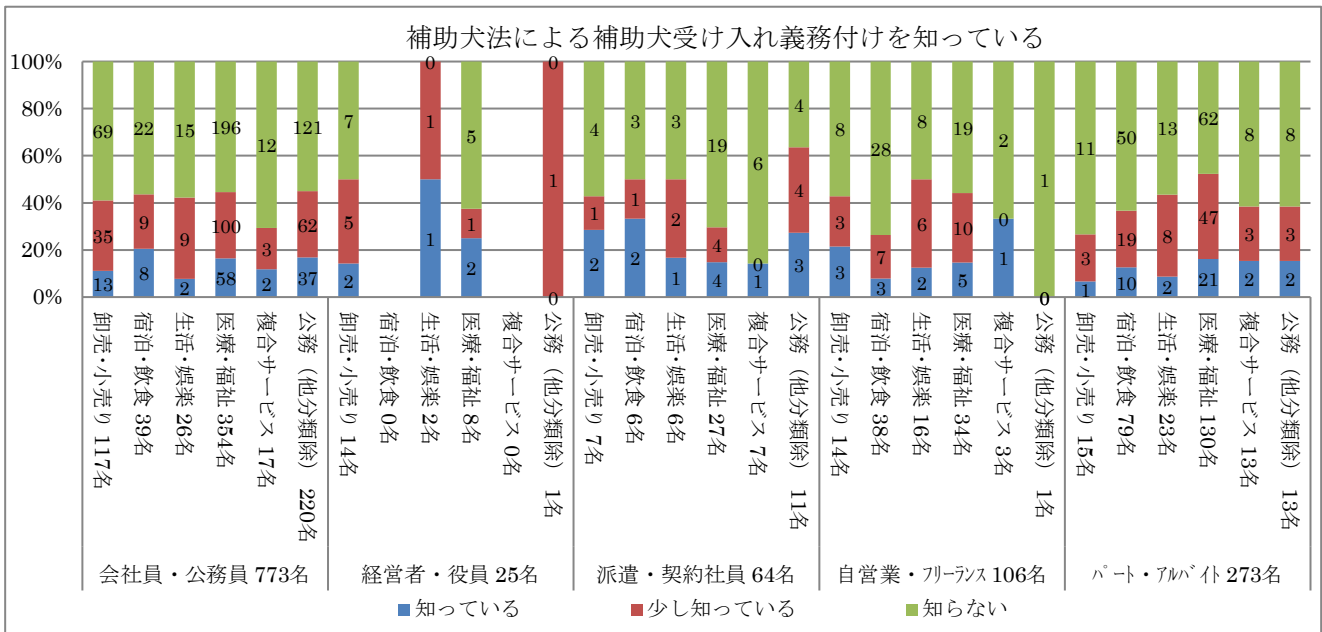
9. 補助犬法があることを知っているか

職業と事業所業種の対応については、 X^2 検定にて、有意差を認めなかった。



10. 補助犬法による受け入れ義務付けを知っている

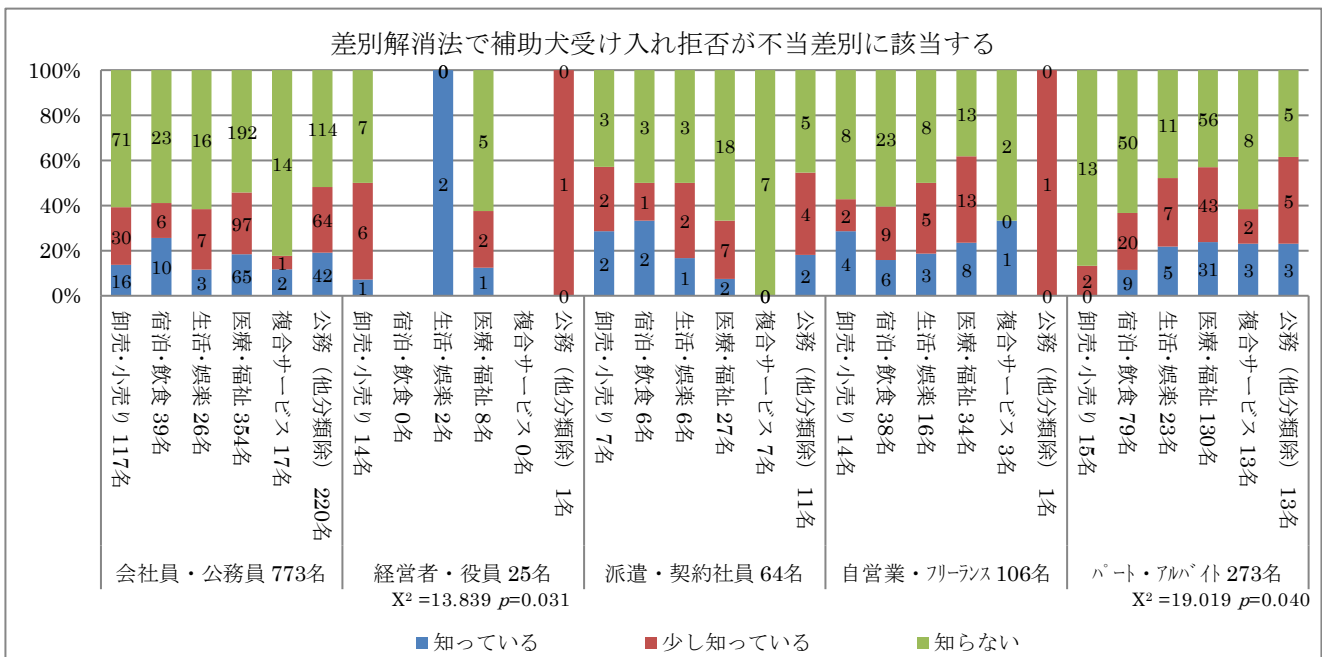
職業と事業所業種の対応については、 X^2 検定にて、有意差を認めなかった。



11. 差別解消法で補助犬受け入れ拒否が不当差別に該当する

「経営者・役員 (25名)」では、3つの選択肢で4件以下の回答が50%以上であり、分析することが不適であった ($X^2=13.839 p=0.031$)。

「パート・アルバイト (273名)」では、「知らない」は、卸売・小売業で86.7%、宿泊・飲食サービス業で63.3%、複合サービス業で61.5%と高く、医療・福祉で43.1%、公務で38.5%生活関連サービス業で47.8%と低く、有意な差異であった ($X^2=19.019 p=0.040$)。

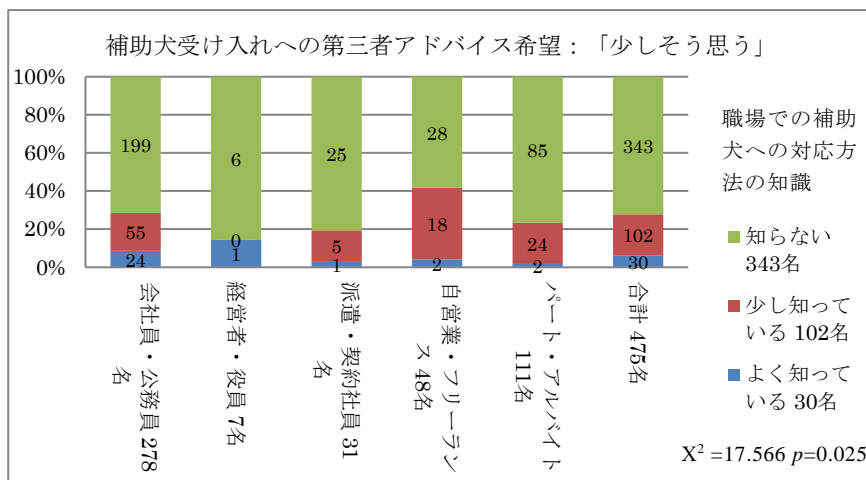


H 身体障害者補助犬に関する個別の設問：職業別

1. 補助犬法への対応方法の知識

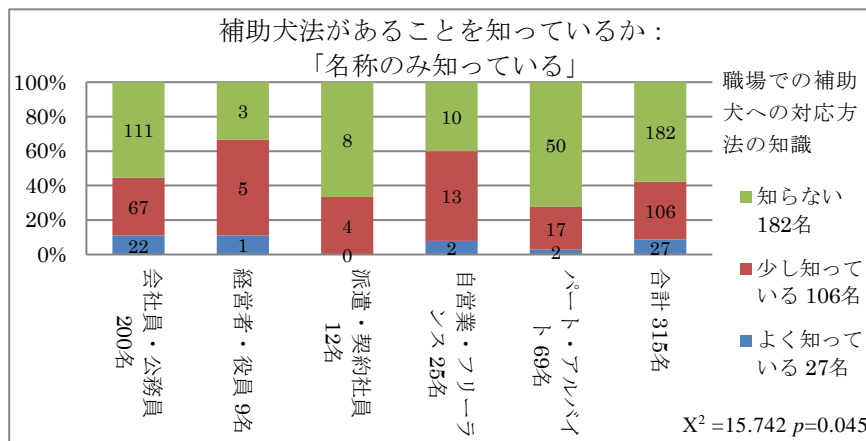
1) 補助犬受入れへの第三者アドバイス希望

アドバイスに「**知っている**」は、回答数4以下の選択肢が多く、分析困難であった。「**対応方法を知らない**」は、**経営者・役員 85.7%**、**派遣・契約社員 80.6%**、**パート・アルバイト 76.6%**と高く、**自営業・フリーランス 58.3%**と低く、**会社員・公務員 71.6%**であり、有意な差異を認めた ($X^2=17.566$ $p=0.025$)。



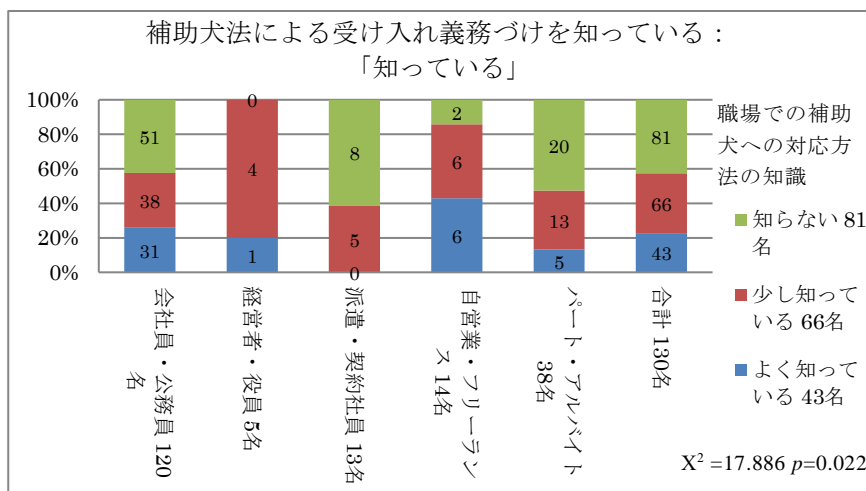
2) 補助犬法があることを知っているか

補助犬法の「**名称のみ知っている**」では、4名以下の回答数の選択肢が多く、分析困難であった。補助犬への「**対応方法を知らない**」は、**派遣・契約社員 66.7%**、**パート・アルバイト 72.5%**と高く、**経営者・役員 33.3%**、**自営業・フリーランス 40.0%**と低く、**会社員・公務員 55.5%**であり、有意な差異を認めた ($X^2=15.742$ $p=0.045$)。



3) 補助犬法による受け入れ義務づけを知っている

義務づけを「**知っている**」は、4名以下の回答数の選択肢が多く、分析困難であった。補助犬への「**対応方法を知らない**」は、**派遣・契約社員 61.5%**、**パート・アルバイト 52.6%**と高く、**経営者・役員 0.0%**、**自営業・フリーランス 14.3%**と低く、**会社員・公務員 42.5%**であり、有意な差異を認めた ($X^2=17.886$ $p=0.022$)。

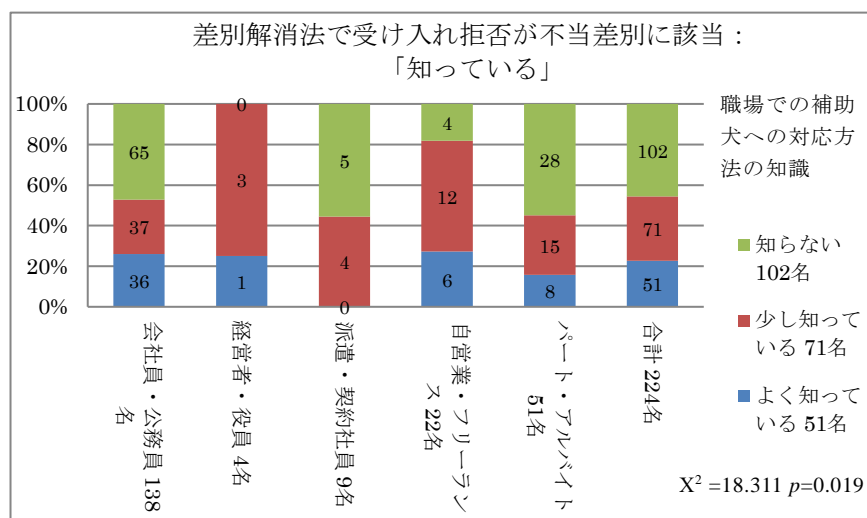


義務づけを「**少し知っている**」は、4名以下の回答数の選択肢が多く、分析困難であった。補助犬への「**対応方法を知らない**」は、**派遣・契約社員 83.3%**、**パート・アルバイト 74.7%**と高く、

経営者・役員 50.0%、自営業・フリーランス 42.3%と低く、会社員・公務員 61.5%であり、有意な差異を認めた ($X^2=19.135$ $p=0.014$)。

4) 差別解消法で受け入れ拒否が不当差別に該当

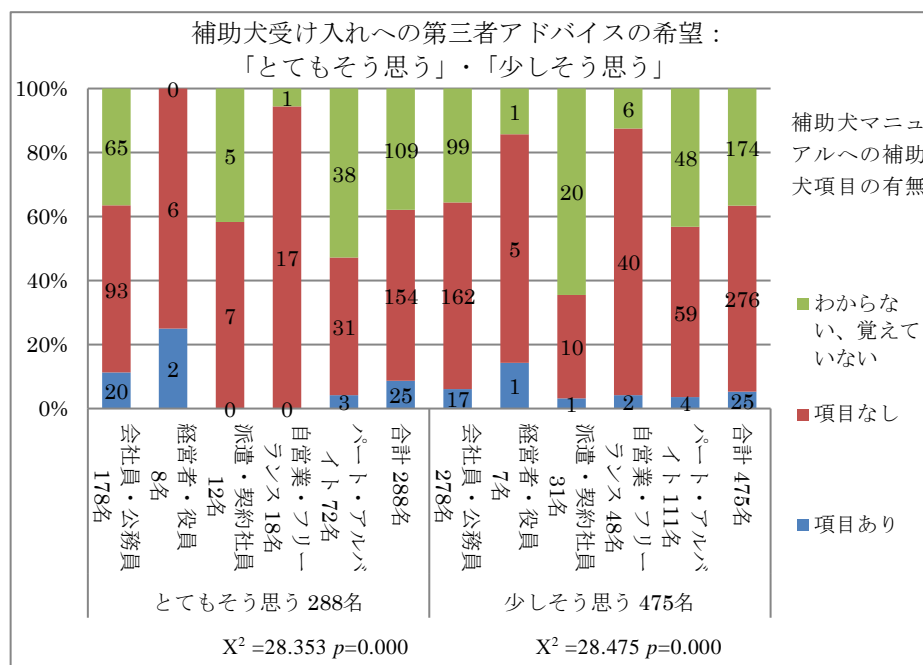
不当差別に該当を「知っている」は、4名以下の回答数の選択肢が多く、分析困難であった。補助犬への「対応方法を知らない」は、派遣・契約社員 55.6%、パート・アルバイト 54.9%と高く、経営者・役員 0.0%、自営業・フリーランス 18.2%と低く、会社員・公務員 47.1%であり、有意な差異を認めた ($X^2=18.311$ $p=0.019$)。



2. 接客マニュアルへの補助犬項目の有無

1) 補助犬受入への第三者アドバイス希望

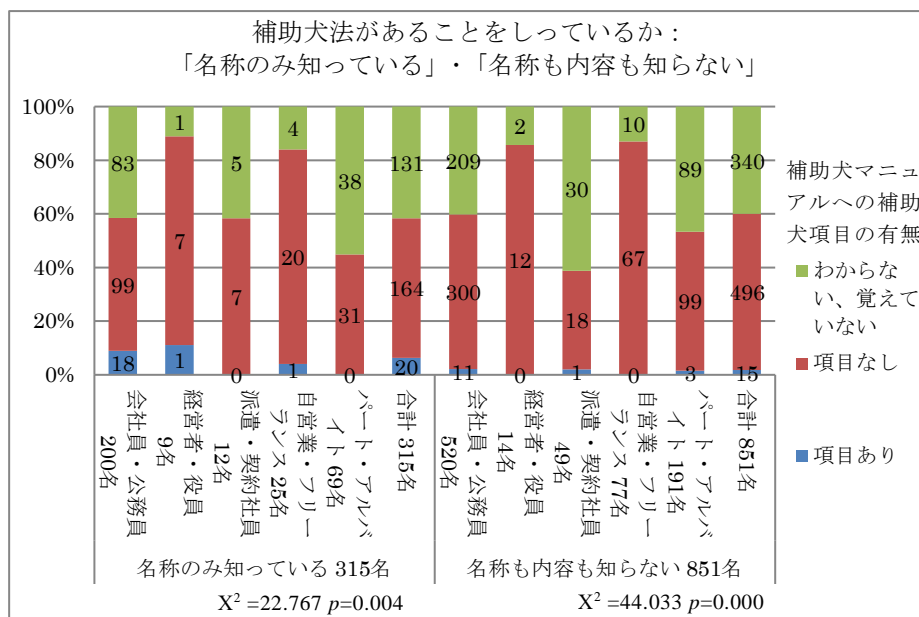
「とてもそう思う」は、4名以下の回答数の選択肢が多く、分析困難であった。マニュアルへの補助犬の「項目有り」は、会社員・公務員 11.2%、経営者・役員 25.0%と高く、派遣・契約社員 0.0%、自営業・フリーランス 0.0%と低く、パート・アルバイト 4.2%であり、有意な差異を認めた ($X^2=28.353$ $p=0.000$)。



「少しそう思う」は、4以下の回答数の選択肢が多く、分析困難であった。マニュアルへの補助犬の「項目有り」は、会社員・公務員 6.1%、経営者・役員 14.3%と高く、派遣・契約社員 3.2%、自営業・フリーランス 4.2%、パート・アルバイト 3.6%と低く、有意な差異を認めた ($X^2=28.475$ $p=0.000$)。

2) 補助犬法があることを知っているか

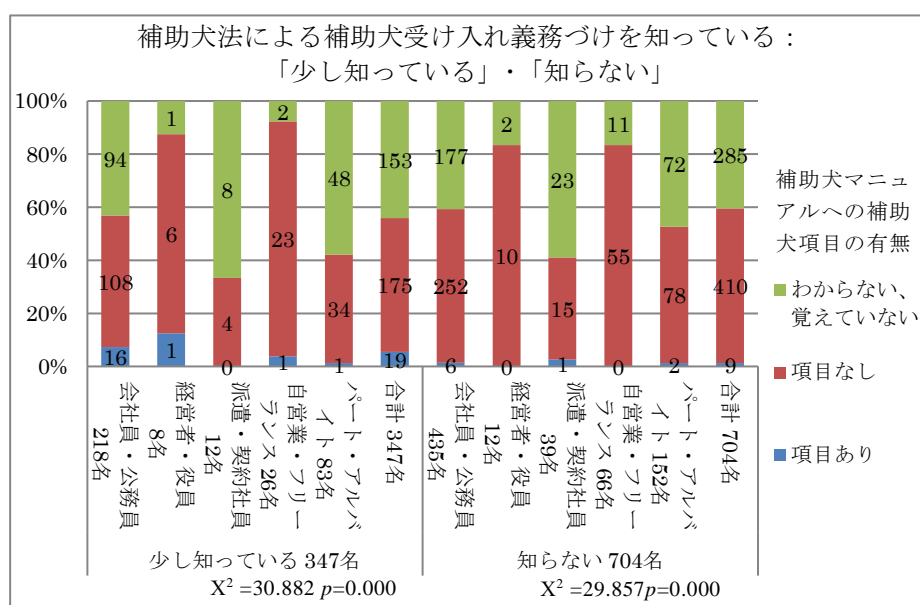
補助犬法の「名称のみ知っている」は、4以下の回答数の選択肢が多く、分析困難であった。マニュアルへの補助犬の「項目有り」は、会社員・公務員 9.0%、経営者・役員 11.1%と高く、派遣・契約社員 0.0%、自営業・フリーランス 4.0%、パート・アルバイト 0.0%と低く、有意な差異を認めた ($X^2=22.767 p=0.004$)。



補助犬法の「名前も内容も知らない」は、4以下の回答の選択肢が多く、分析困難であった。マニュアルへの補助犬の「項目有り」は、会社員・公務員 2.1%、派遣・契約社員 2.0%と高く、経営者・役員 0.0%、自営業・フリーランス 0.0%、パート・アルバイト 1.6%と低く、有意な差異を認めた ($X^2=44.033 p=0.000$)。

3) 補助犬法による受け入れ義務づけを知っている

受け入れ義務づけを「少し知っている」は、4以下の回答数の選択肢が多く、分析困難であった。マニュアルへの補助犬の「項目有り」は、会社員・公務員 7.3%、経営者・役員 12.5%と高く、派遣・契約社員 0.0%、自営業・フリーランス 3.8%、パート・アルバイト 1.2%と低く、有意な差異を認めた ($X^2=30.882 p=0.000$)。

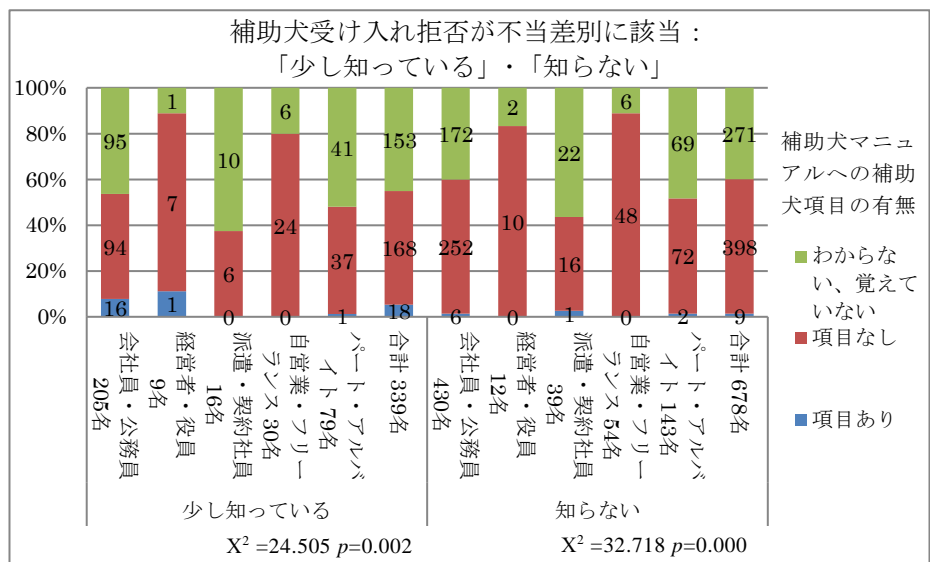


受け入れ義務づけを「知らない」は、4以下の回答数の選択肢が多く、分析困難であった。マニュアルへの補助犬の「項目有り」は、派遣・契約社員 2.6%と高く、経営者・役員 0.0%、自営業・フリーランス 0.0%と低く、会社員・公務員 1.4%、パート・アルバイト 1.3%であり、有意な差異を認めた ($X^2=29.857 p=0.000$)。

4) 差別解消法で受け入れ拒否が不当差別に該当

不当差別に該当を「知っている」は、4以下の回答数の選択肢が 50%以上であり、分析不可であった ($X^2=16.573 p=0.035$)。

不当差別に該当を「少し知っている」は、4以下の回答数の選択肢が多く、分析困難であった。マニュアルへの補助犬の「項目有り」は、会社員・公務員 7.8%、経営者・役員 11.1%と高く、派遣・契約社員 0.0%、自営業・フリーランス 0.0%、パート・アルバイト 1.3%と低く、有意な差異を認めた ($X^2=24.505 p=0.002$)。

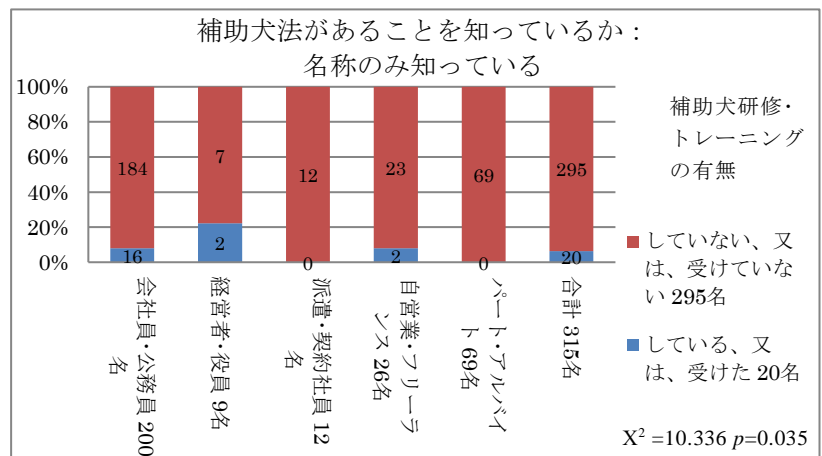


不当差別に該当を「知らない」は、4以下の回答数の選択肢が多く、分析困難であった。マニュアルへの補助犬の「項目有り」は、派遣・契約社員 2.6%と高く、経営者・役員 0.0%、自営業・フリーランス 0.0%と低く、会社員・公務員 1.4%、パート・アルバイト 1.4%であり、有意な差異を認めた ($X^2=32.718 p=0.000$)。

3. 職場での補助犬研修・トレーニング

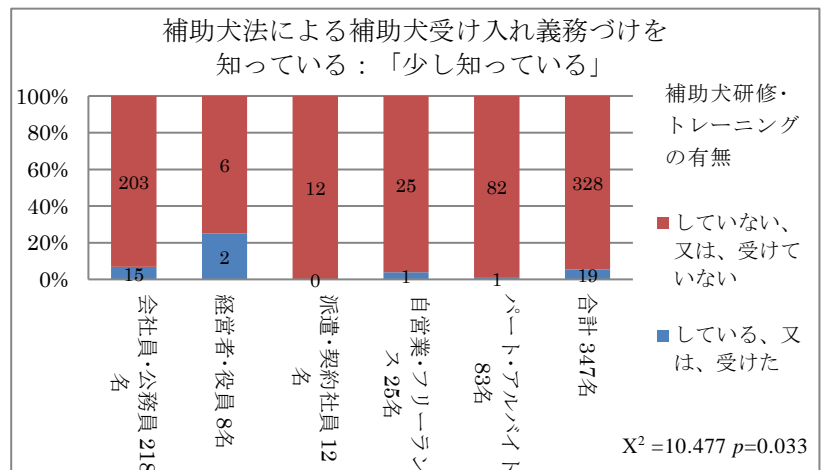
1) 補助犬法があることを知っているか

補助犬法の「名前のみ知っている」は、4以下の回答数の選択肢が多く、分析困難であった。補助犬研修・トレーニングを「している、又は、受けた」は会社員・公務員 8.0%、経営者・役員 22.2%、自営業・フリーランス 8.0%と高く、派遣・契約社員 0.0%、パート・アルバイト 0.0%と低く、有意な差異を認めた ($X^2=10.336 p=0.035$)。



2) 補助犬法による受け入れ義務づけを知っている

補助犬法を「少し知っている」は、4以下の回答数の選択肢が多く、分析困難であった。分析困難。4以下の回答の選択肢が多く、分析困難であった。補助犬研修・トレーニングを「している、又は、受けた」は、会社員・公務員で 6.9%、経営者・役員で 25.0%と高



く、派遣・契約社員 0.0%、自営業・フリーランス 3.8%、パート・アルバイトで 1.2%と低く、有意な差異を認めた ($X^2=10.477$ $p=0.033$)。

3) 差別解消法で受け入れ拒否が不当差別に該当

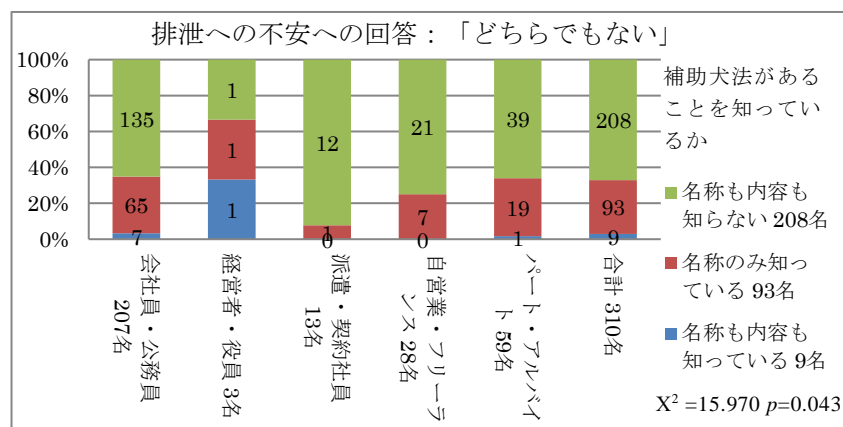
受け入れ拒否が不当差別に該当を「知っている」は、4 以下の回答数の選択肢が 50%以上であり、分析不可であった ($X^2=11.005$ $p=0.027$)。

4. 補助犬法を知っているか

1) 来店・来社したときの不安：排泄・抜け毛・動物アレルギー・他客への影響

・排泄：

不安について「どちらでもない (310 名)」は、4 件以下の回答数の選択肢が多く、分析困難であった。補助犬法の「名前も内容も知らない」の回答は、会社員・公務員 65.2%、経営者・役員 33.3%、派遣・契約社員 92.3%、自営業・フリーランス 75.0%、パート・アルバイト 66.1%であり、5 職業間で有意差を認めた ($X^2=15.970$ $p=0.043$)。

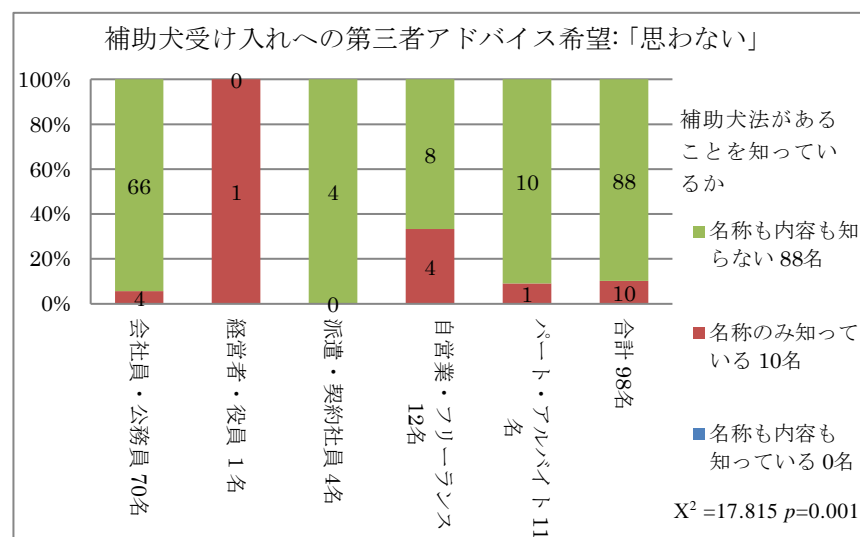


・抜け毛、動物アレルギー、他客への影響：職業による有意な差異差を認めなかった。

2) 受け入れへの第三者アドバイスの希望

第三者アドバイスについて、「思わない (98 名)」は、4 件以下の回答数の選択肢が 50%以上であり、分析不可であった。

補助犬法の「名前も内容も知らない」の回答は、会社員・公務員 75.0%、経営者・役員 0%、派遣・契約社員 4.5%、自営業・フリーランス 9.1%、パート・アルバイト 11.4%であり、5 職業間で有意差を認めた ($X^2 = 17.815$ $p = 0.001$)。

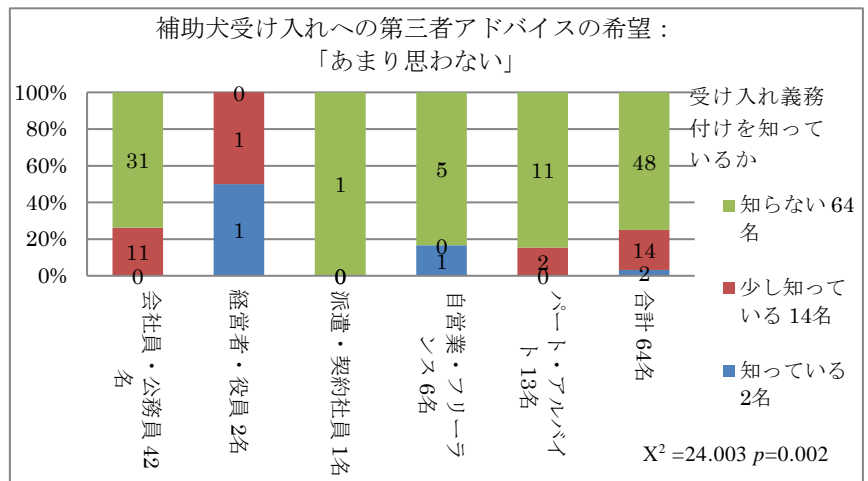


5. 補助犬法による受け入れ義務づけを知っているか

1) 受け入れへの第三者アドバイスの希望

第三者アドバイスについて、「あまり思わない (64 名)」では、4 件以下の回答数が 50%以上であり、分析することが不適であった。

補助犬法による補助犬の受け入れ義務づけを「知らない」の回答は、会社員・公務員 73.8%、経営者・役員 0%、派遣・契約社員 100.0%、自営業・フリーランス 83.3%、パート・アルバイト 84.6%であった ($X^2=24.003 p=0.002$)。

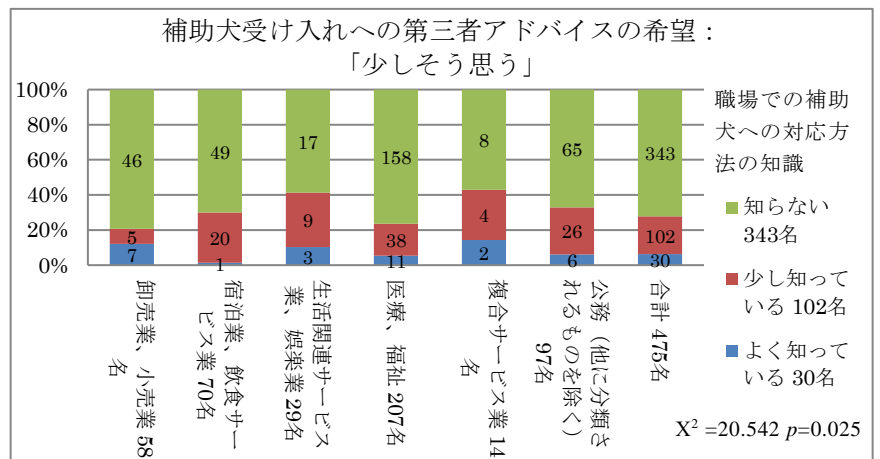


I 身体障害者補助犬に関する個別の設問：事業所業種別

1. 補助犬法への対応方法の知識

1) 補助犬受入への第三者アドバイス希望

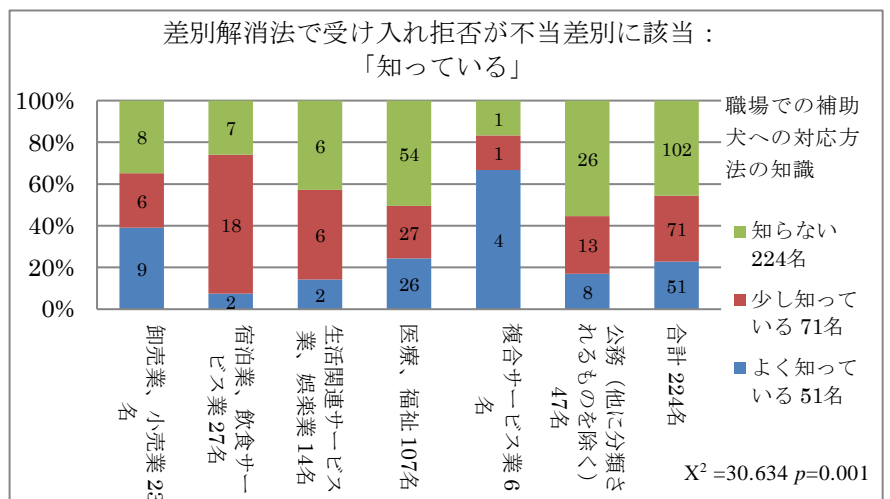
第三者アドバイスの希望に対して「少し思う」は、回答数が4以下の選択肢が多く、分析困難であった。補助犬への対応方法を「知らない」は、卸小売業で 79.3%、宿泊飲食サービス業で 70.0%、医療福祉で 76.3%と高く、生活関連サービス業で 58.6%、複合サービス業で 57.1%、公務で 67.0%と低く、有意な差異であった ($X^2=20.542 p=0.025$)。



第三者アドバイスの希望に対して「あまり思わない」は、回答数が4以下の選択肢が50%以上であり、分析不可であった ($X^2=21.165 p=0.020$)。

2) 差別解消法で受け入れ拒否が不当差別に該当

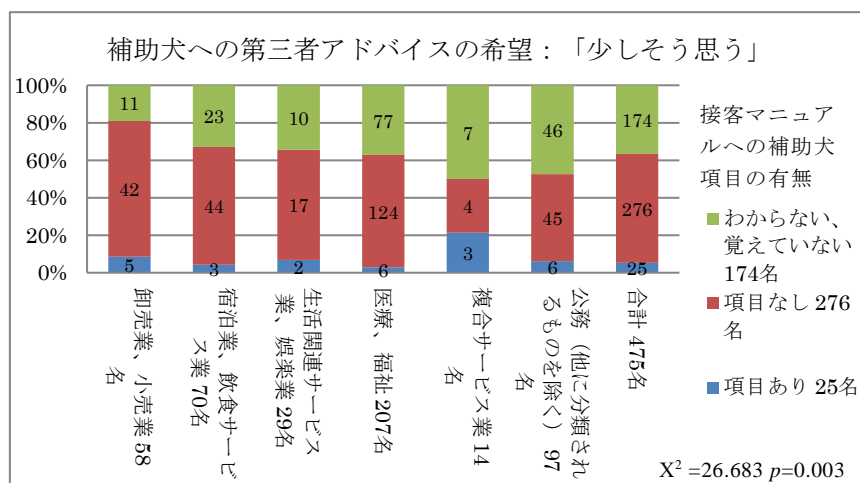
不当差別に該当を「知っている」は、回答数が4以下の選択肢が多く、分析困難であった。対応方法を「知らない」は、卸小売業で 34.8%、医療福祉で 50.5%、公務で 55.3%と高く、宿泊飲食サービス業で 25.9%、生活関連サービス業で 42.9%、複合サービス業で 16.7と低く、有意な差異であった ($X^2=30.634 p=0.001$)。



2. 接客マニュアルへの補助犬項目の有無

1) 補助犬受入への第三者アドバイス希望

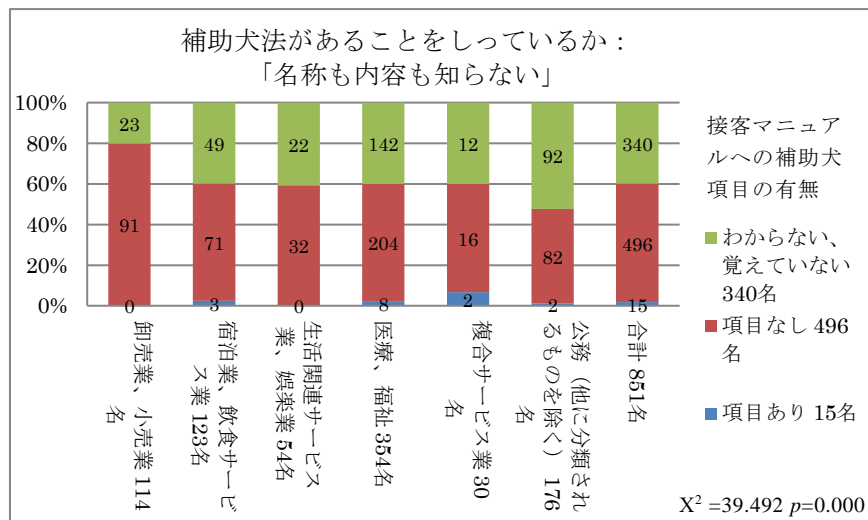
第三者アドバイスに対して「少し思う」は、回答数が4以下の選択肢が多く、分析困難であった。補助犬の「項目有り」は、卸小売業で8.6%、生活関連サービス業で6.9%、複合サービス業で21.4%、公務で6.2%と高く、医療福祉で2.9%、宿泊飲食サービス業で4.3%と低く、有意な差異であった ($X^2=26.683 p=0.003$)。



2) 補助犬法があることを知っているか

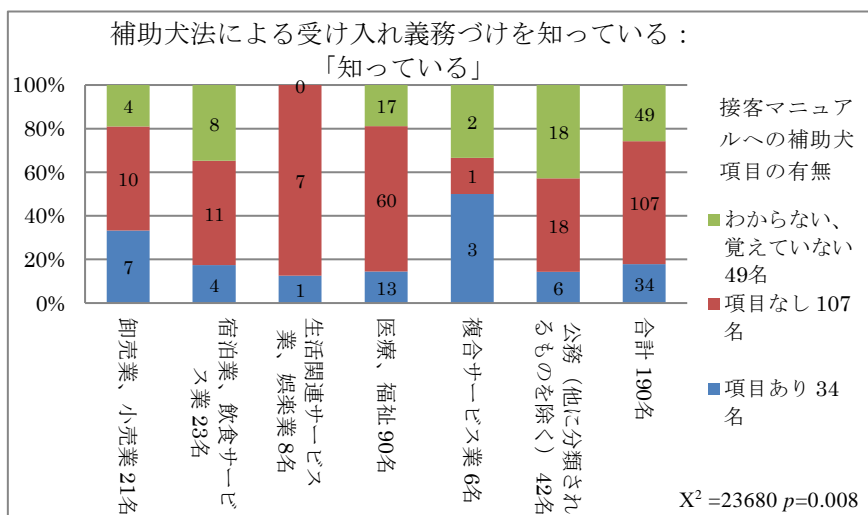
補助犬法の「名称も内容も知っている」とは、回答数が4以下の選択肢が50.0%以上であり、分析不可であった ($X^2=18.966 p=0.041$)。

補助犬法の「名称も内容も知らない」は、回答数が4以下の選択肢が多く、分析困難であった。補助犬の「項目有り」は、宿泊飲食サービス業で2.4%、医療福祉で2.3%、複合サービス業で6.7%と高く、卸小売業で0.0%、生活関連サービス業で0.0%、公務で1.1%と低く、有意な差異であった ($X^2=39.492 p=0.000$)。



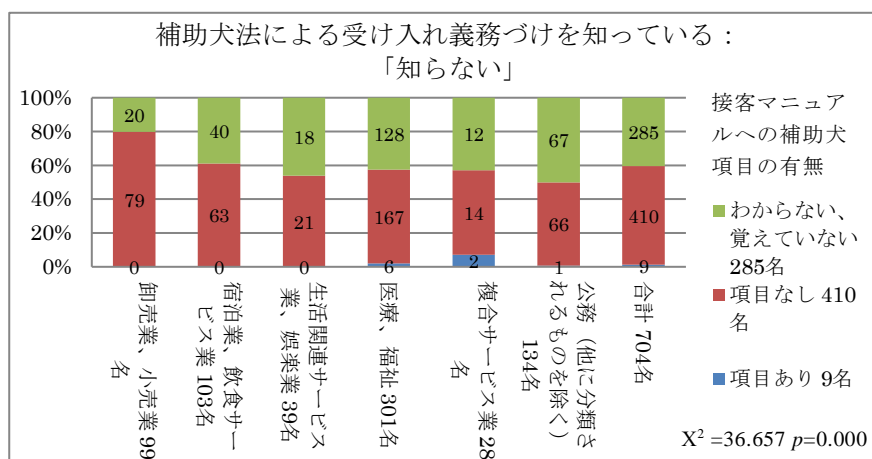
3) 補助犬法による受け入れ義務づけを知っている

義務づけを「知っている」は、回答数が4以下の選択肢が多く、分析困難であった。補助犬の「項目有り」は、卸小売業で33.3%、複合サービス業で50.0%と高く、生活関連サービス業で12.5%、医療福祉で14.4%、公務で14.3%と低く、宿泊飲食サービス業で17.4%であり、有意な差異であった



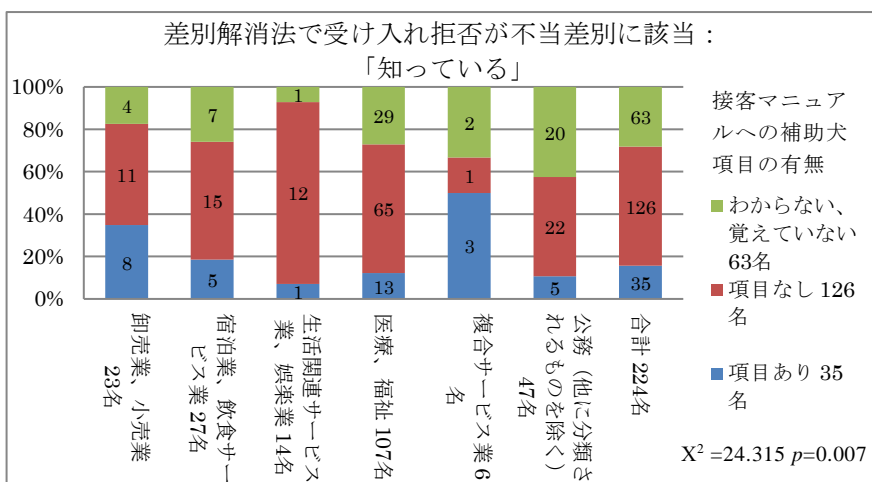
($X^2=23680 p=0.008$)。

義務づけを「知らない」は、回答数が4以下の選択肢が多く、分析困難であった。補助犬の「項目有り」は、医療福祉で2.0%、複合サービス業で7.1%と高く、卸小売業で0.0%、宿泊飲食サービス業で0.0%、生活関連サービス業で0.0%、公務で0.7%と低く、有意な差異であった ($X^2=36.657 p=0.000$)。

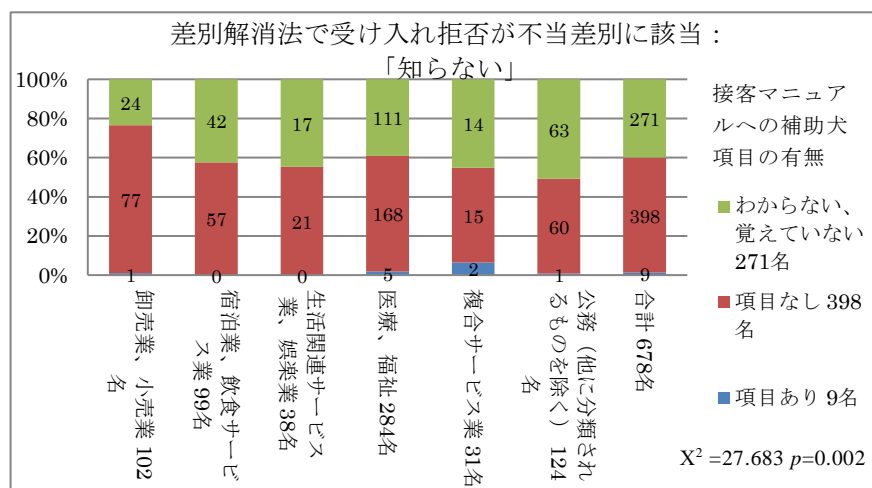


4) 差別解消法で受け入れ拒否が不当差別に該当

不当差別に該当を「知っている」は、回答数が4以下の選択肢が多く、分析困難であった。補助犬の「項目有り」は、卸小売業で34.8%、宿泊飲食サービス業で18.5%、複合サービス業で50.0%と高く、生活関連サービス業で7.1%、医療福祉で12.1%、公務で10.6%と低く、有意な差異であった ($X^2=24.315 p=0.007$)。



不当差別に該当を「知らない」は、回答数が4以下の選択肢が多く、分析困難であった。補助犬の「項目有り」は、医療福祉で1.8%、複合サービス業で6.5%と高く、卸小売業で1.0%、宿泊飲食サービス業で0.0%、生活関連サービス業で0.0%、公務で0.8%と低く、有意な差異であった ($X^2=27.683 p=0.002$)。



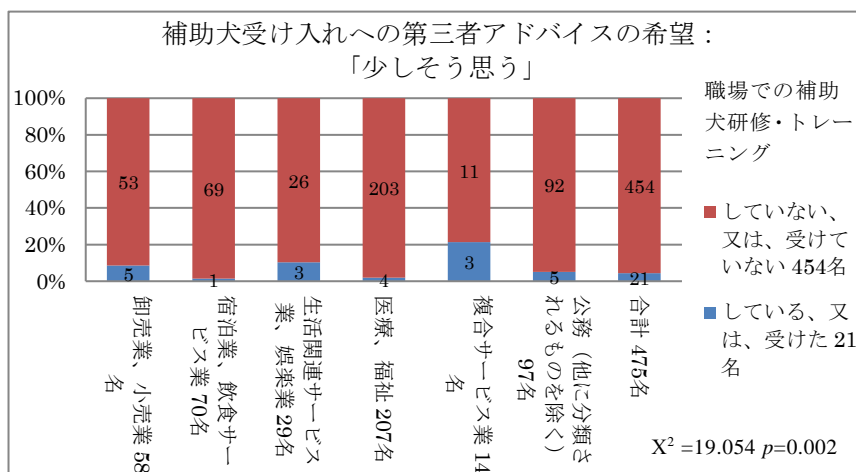
3. 職場での補助犬研修・トレーニング

1) 補助犬受入への第3者アドバイス希望

アドバイスについて「少しそう思う」は、回答数が4以下の選択肢が多く、分析困難であった。研修・トレーニングを「している、又は、受けた」は、卸小売業で8.6%、生活関連サービ

ス業で 10.3%、複合サービス業で 21.4%と高く、宿泊飲食サービス業で 1.4%、医療福祉で 1.9%と低く、公務で 5.2%であり、有意な差異であった ($X^2 = 19.054$ $p=0.002$)。

アドバイスについて「あまり思わない」は、回答数が 4 以下の選択肢が 50.0%以上であり、分析不可であった ($X^2 = 11.987$ $p=0.035$)。

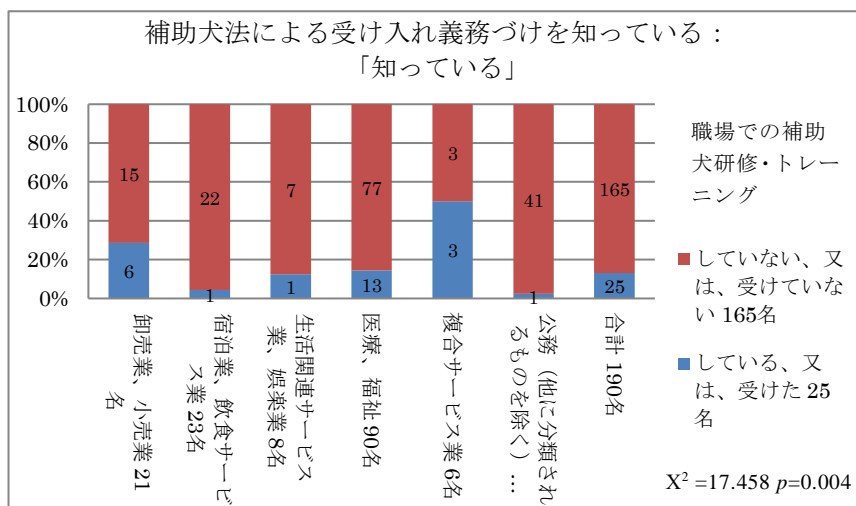


2) 補助犬法があることを知っているか

補助犬法の「名称も内容も知らない」は、回答数が 4 以下の選択肢が 50.0%以上であり、分析不可であった ($X^2 = 17.031$ $p=0.004$)。

3) 補助犬法による受け入れ義務づけを知っている

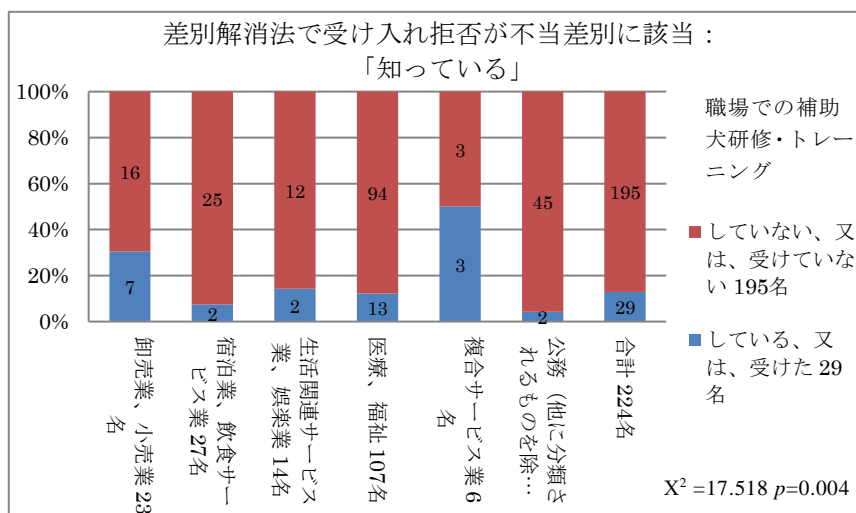
義務づけを「知っている」は、回答数が 4 以下の選択肢が多く、分析困難であった。研修・トレーニングを「している、又は、受けた」は、卸小売業で 28.6%、複合サービス業で 50.0%と高く、宿泊飲食サービス業で 4.3%、公務で 2.4%と低く、医療福祉で 14.4%、生活関連サービス業で 12.5%であり、有意な差異であった ($X^2 = 17.458$ $p=0.004$)。



義務づけを「少し知っている」($X^2 = 12.234$ $p=0.032$)と「知らない」($X^2 = 12.263$ $p=0.031$)は、回答数が 4 以下の選択肢が 50.0%以上であり、分析不可であった。

4) 差別解消法で受け入れ拒否が不当差別に該当

不当差別に該当を「知っている」は、4 以下の選択肢が多く、分析困難であっ



た。研修・トレーニングを「している、又は、受けた」は、卸小売業で 30.4%、生活関連サービス業で 14.3%、複合サービス業で 50.0%と高く、宿泊飲食サービス業で 7.4%、公務で 4.3%と低く、医療福祉で 12.1%であり、有意な差異であった ($X^2=17.518 p=0.004$)。

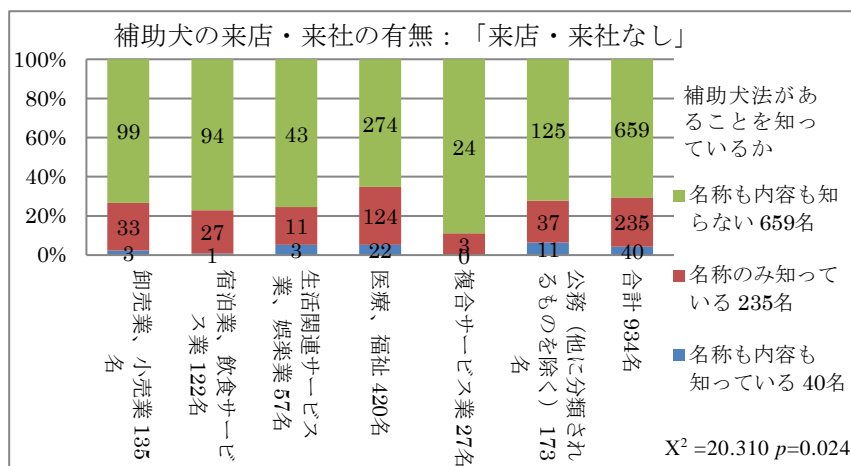
不当差別に該当を「知らない」は、回答数が 4 以下の選択肢が 50.0%以上) であり、分析不可であった ($X^2=12.021 p=0.034$)。

4. 補助犬法があることを知っているか

1) 補助犬の来店・来社の有無

「来社・来店あり」では、4 件以下の回答が 50%以上であり、分析することが不適であった ($X^2=23.484 p=0.009$)。

「来社・来店なし」では、補助犬法の「名前も内容も知らない」の回答は、卸小売業で 73.3%、宿泊飲食サービス業で 77.0%、生活関連サービス業で 75.4%、複合サービス業で 88.9%、公務で 72.3%と高く、医療福祉で 65.2%と低く有意な差異を認めた ($X^2=20.310 p=0.026$)。

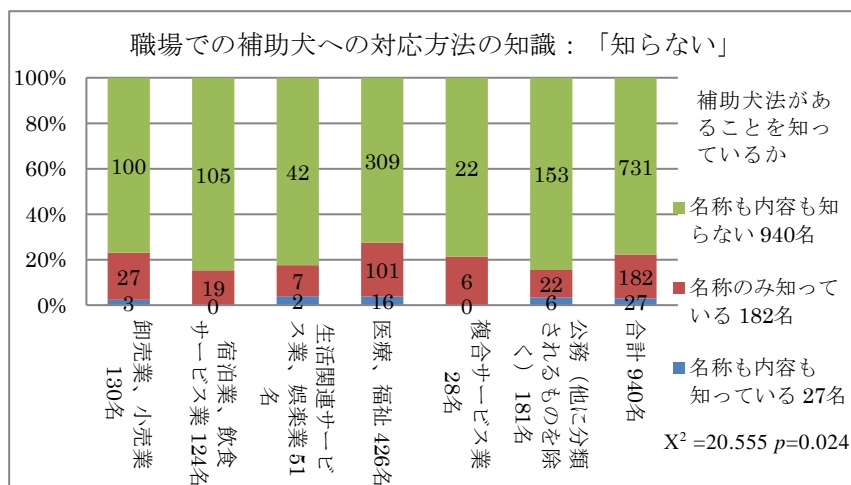


2) 補助犬が来社・来店時した時の受け入れ (母数は来店・来社ありの 101 名)

「全く受け入れに問題なし」 ($X^2=21.662 p=0.017$) と「確認して受け入れできた」では、4 件以下の回答が 50%以上であり、分析することが不適であった。

3) 職場での補助犬への対応方法の知識

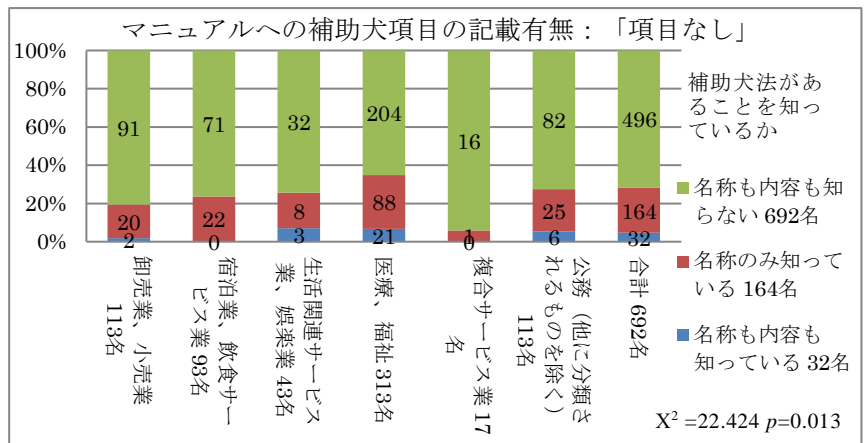
対応方法を「知らない」では、補助犬法の「名前も内容も知らない」の回答は、宿泊飲食サービス業で 84.7%、生活関連サービス業で 82.4%、複合サービス業で 78.6%、公務で 84.5%と高く、医療福祉で 72.5%と低く、卸小売業で 76.9%と有意な差異であった ($X^2=20.555 p=0.024$)。



4) 接客マニュアルへの補助犬項目の有無

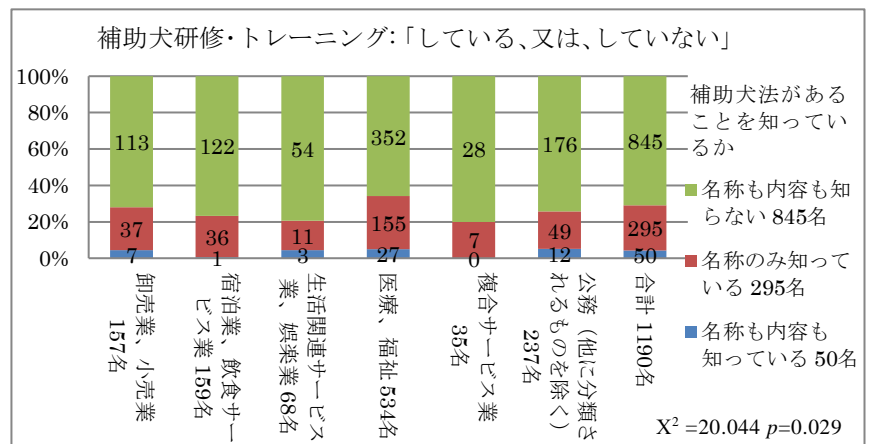
マニュアルへの補助犬「項目あり」では、4 件以下の回答が 50%以上であり、分析することが不適であった ($X^2=18.480 p=0.047$)。

「項目なし」では、4件以下の回答が多く、分析困難であった。補助犬法の「名前も内容も知らない」の回答は、卸小売業で80.5%、宿泊飲食サービス業で76.3%、生活関連サービス業で74.4%、複合サービス業で72.6%と高く、医療福祉で65.2%と低く、公務で71.7%であり、有意な差異であった ($X^2=22.424 p=0.013$)。



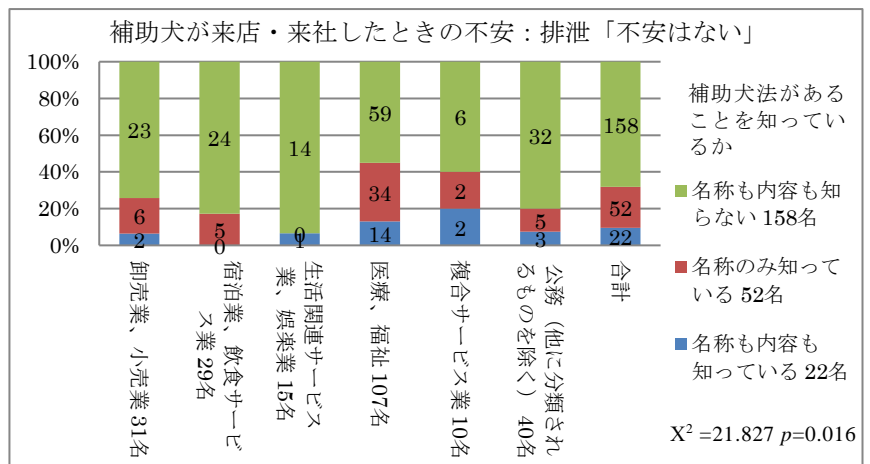
5) 補助犬研修・トレーニング

職場での補助犬研修・トレーニングを「していない、又は、受けていない」では、4件以下の回答が多く、分析困難であった。補助犬法の「名前も内容も知らない」の回答は、宿泊飲食サービス業で76.7%、生活関連サービス業で79.4%、複合サービス業で80.0%、公務で74.3%と高く、医療福祉で65.9%と低く、卸小売業で72.0%、であり、有意な差異であった ($X^2=20.044 p=0.029$)。



6) 補助犬が来店・来社した時の不安：排泄・抜け毛・動物アレルギー・他客への影響

・排泄：「不安はない」の回答の選択数は4件以下の回答が多く、分析困難であった。補助犬法の「名前も内容も知らない」の回答は、卸小売業で74.2%、宿泊飲食サービス業で82.8%、生活関連サービス業で93.3%、公務で80.0%と高く、医療福祉で55.1%、複合サービス業で60.0%と低く、有意な差異であった ($X^2=21.827 p=0.016$)。



・動物アレルギー：「あまり不安はない」の回答の選択数は4件以下の回答が多く、分析困難であった。補助犬法の「名前も内容も知らない」の回答は、宿泊飲食サービス業で73.7%、複合サービス業で87.5%、公務で71.8%と高く、卸小売業で40.9%、生活関連サービス業で44.4%、医療福祉で55.6%と低く、有意な差異であった ($X^2=23.524 p=0.009$)。

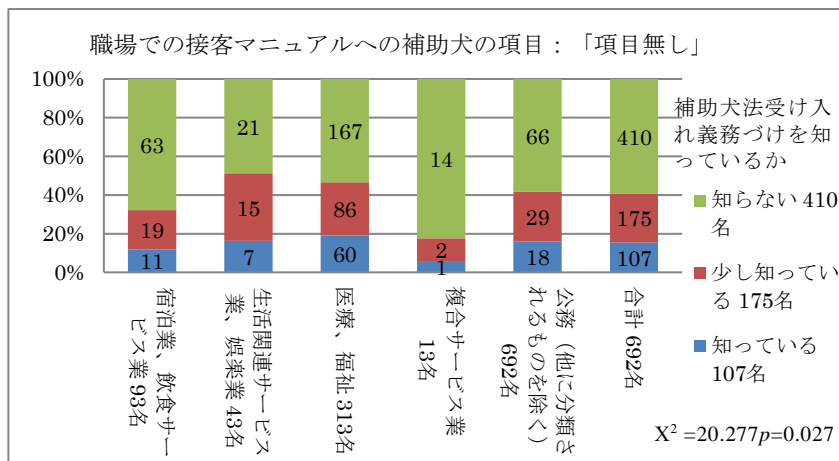
・他者への影響：「あまり不安はない」の回答の選択数は4件以下の回答が多く、分析困難で

あった。補助犬法の「名前も内容も知らない」の回答は、宿泊飲食サービス業で 68.4%、複合サービス業で 100%、公務で 73.0%と高く、卸小売業で 61.1%、生活関連サービス業で 25.0%、医療福祉で 46.3%と低く、有意な差異であった ($X^2=22.562 p=0.012$)。

5. 補助犬法による補助犬の受け入れ義務づけを知っている

1) 接客マニュアルへの補助犬項目の有無

マニュアルへの補助犬の「項目なし」では、義務づけを「知らない」の回答は、卸小売業で 69.9%、宿泊飲食サービス業で 67.7%、複合サービス業で 82.4%と高く、生活関連サービス業で 48.8%、医療福祉で 53.4%と低く、公務で 58.4%であり、有意な差異であった ($X^2=20.277 p=0.027$)。

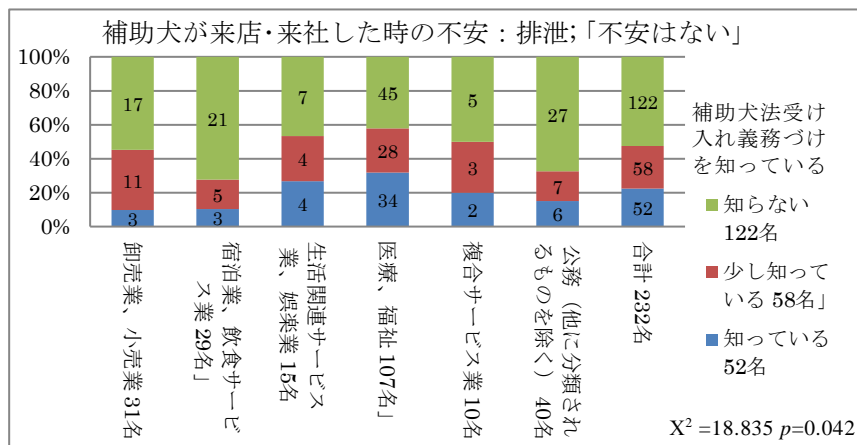


2) 職場での補助犬研修・トレーニング

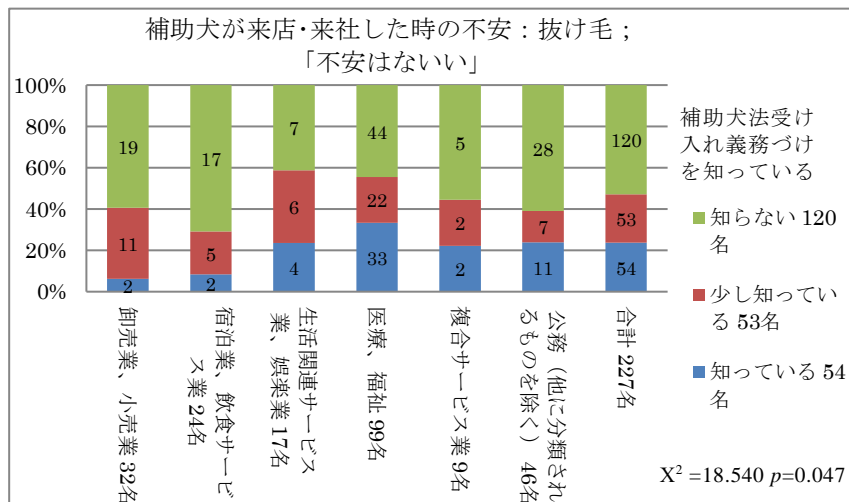
補助犬研修・トレーニングを「している、又は、受けた」では、4名以下の回答の選択肢が 50%以上であり、分析することが不適であった ($X^2=20.763 p=0.023$)。

3) 補助犬が来店・来社時の不安：排泄・抜け毛・動物アレルギー・他者への影響 (犬嫌いなど)

・排泄：「不安はない」では、4名以下の回答の選択肢が多く、分析困難であった。義務づけを「知らない」の回答は、宿泊飲食サービス業で 72.4%、公務で 67.5%と高く、生活関連サービス業で 46.7%、医療福祉で 42.1%、と低く、複合サービス業で 50.0%、卸小売業で 54.8%と有意な差異であった ($X^2=18.835 p=0.042$)。



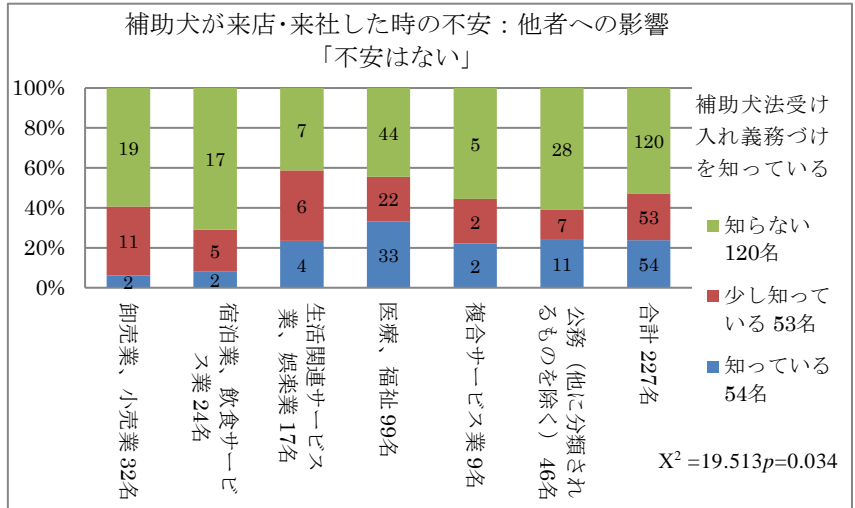
・抜け毛：「不安はない」では、4名以下の回答の選択肢が多く、分析困難であった。義務づけを「知らない」の回答は、卸小売業で 59.4%、宿泊飲食サービス業で 70.8%、複合サービス業で 55.6%、公務で 60.9%と高く、生活関連サービス業で 41.2%、医療福祉で 44.4%と低く、と有意な差異であった ($X^2=18.540$)。



$p=0.047$)。「とても不安である」は、4以下の回答の選択肢が50%以上であり、分析不可であった($X^2=20.061 p=0.029$)。

- 動物アレルギー：「不安ではない」では、4名以下の回答の選択肢が多く、分析困難であった。義務づけを「知らない」の回答は、生活関連サービス業37.5%で、医療福祉で47.9%と低く、宿泊飲食サービスで79.2%、複合サービス業で70.0%、公務で61.4%と高かった($X^2=23.850 p=0.008$)。

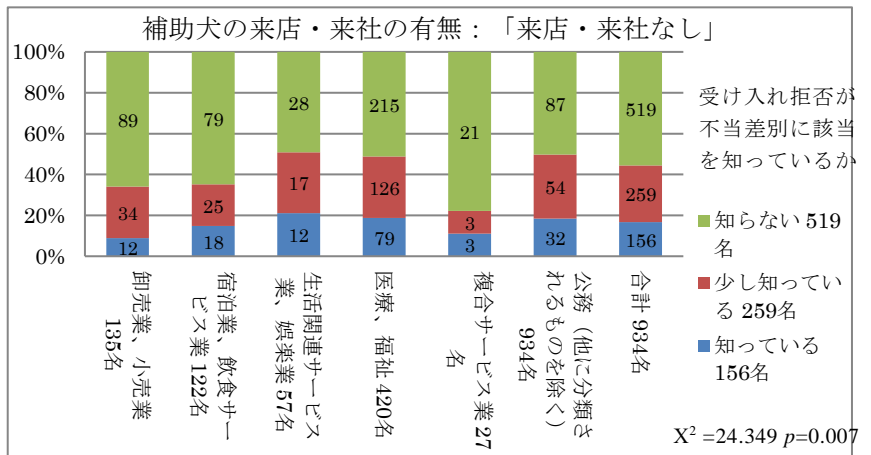
- 他者への影響：「不安ではない」では、4名以下の回答の選択肢が多く、分析困難であった。「知らない」は、宿泊飲食サービス業で88.2%、複合サービス業で66.7%、公務で62.5%と高く、卸小売業で54.5%、生活関連サービス業で35.7%、医療福祉で53.9%と低く、有意な差異であった($X^2=19.513 p=0.034$)。「とても不安である」は、4以下の回答の選択肢が50%以上であり、分析不可であった($X^2=21.367 p=0.019$)。



6. 差別解消法で受け入れ拒否が不当差別に該当

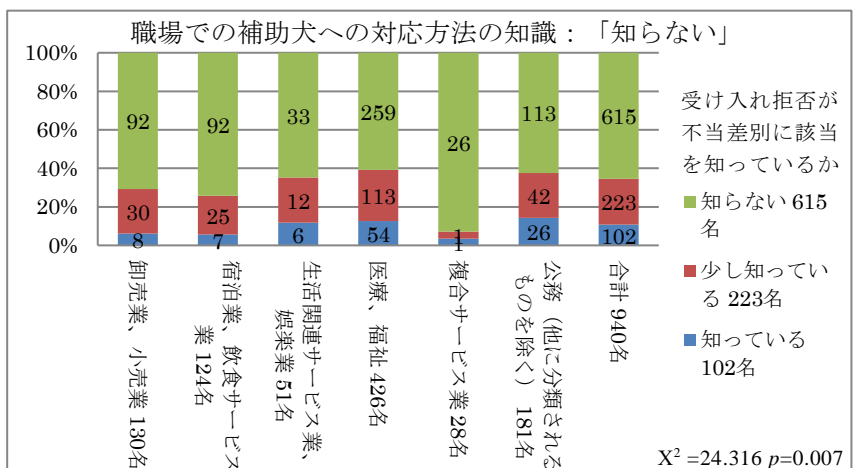
1) 補助犬の来店・来社の有無

補助犬の「来店・来社なし」では、受け入れ拒否が不当差別に該当を「知らない」は、卸小売業で65.9%、宿泊飲食サービス業で64.8%、複合サービス業で77.8%と高く、生活関連サービス業で49.1%、医療福祉で51.2%、公務で50.3%と低く、有意な差異であった($X^2=24.349 p=0.007$)。



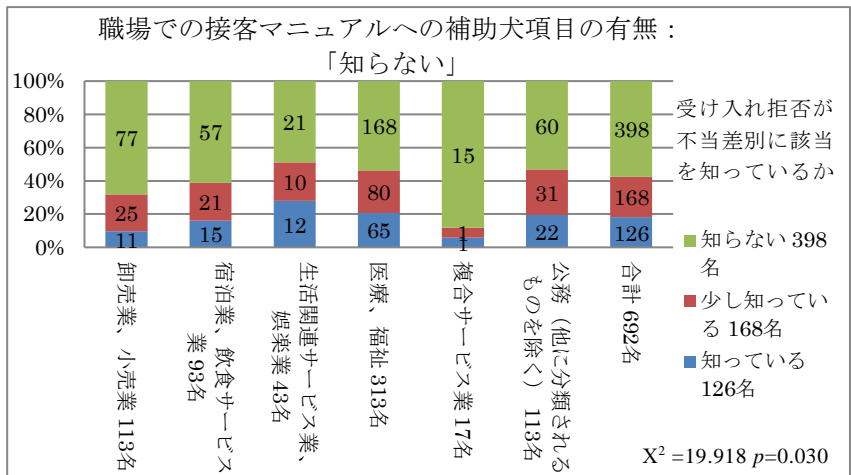
2) 職場での補助犬への対応方法の知識

補助犬への対応法を「知らない」では、受け入れ拒否が不当差別に該当を「知らない」は、卸小売業で70.8%、宿泊飲食サービス業で74.2%、生活関連サービス業で67.4%、複合サービス業で92.9%と高く、医療福祉で60.8%、公務で62.4%と低く有意な差異であった($X^2=24.316 p=0.007$)。



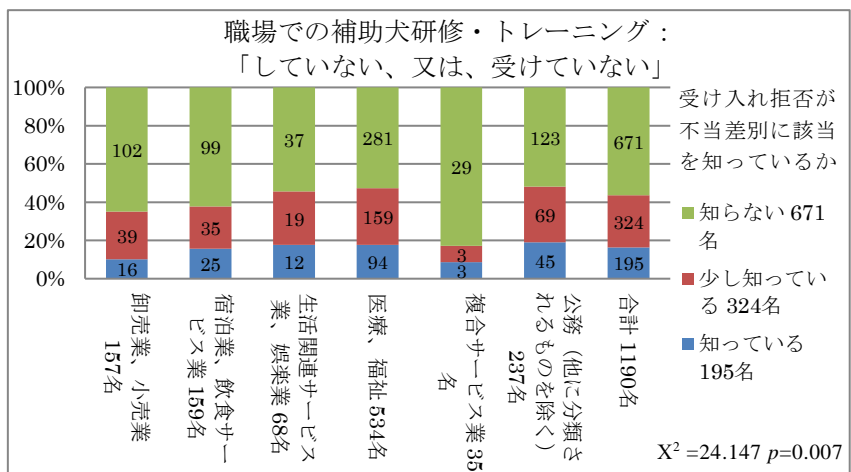
3) 職場の接客マニュアルへの補助犬項目の有無

接客マニュアルへの補助犬の「項目なし」では、受け入れ拒否が不当差別に該当を「知らない」は、卸小売業で 68.1%、宿泊飲食サービス業で 61.3%、複合サービス業で 88.2%と高く、生活関連サービス業で 48.8%、医療福祉で 53.7%、公務で 52.6%と低く、有意な差異であった ($X^2=19.918 p=0.030$)。



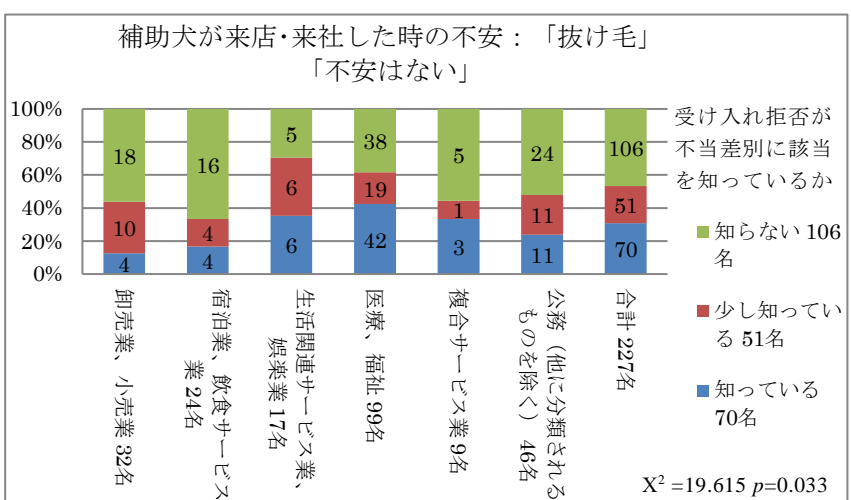
4) 職場での補助犬研修・トレーニング

補助犬研修・トレーニングを「していない、又は、受けていない」では、受け入れ拒否が不当差別に該当を「知らない」は、卸小売業で 65.0%、宿泊飲食サービス業で 62.3%、複合サービス業で 82.9%と高く、生活関連サービス業で 54.4%、医療福祉で 52.6%、公務で 51.9%と低く、であり、有意な差異であった ($X^2=24.147 p=0.007$)。

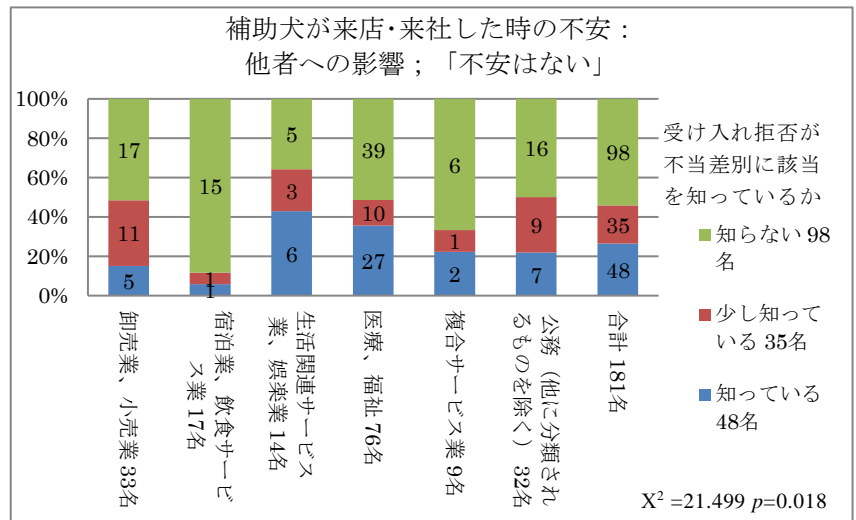


5) 補助犬が来店・来社した時の不安：排泄・抜け毛・動物アレルギー・他者への影響（犬嫌いなど）

・抜け毛：「不安はない」では、4名以下の回答の選択肢が多く、分析困難であった。受け入れ拒否が不当差別に該当を「知らない」は、卸小売業で 56.3%、宿泊飲食サービス業で 66.7%、複合サービス業で 55.6%、公務で 52.2%と高く、生活関連サービス業で 29.4%、医療福祉で 38.4%と低く、有意な差異であった ($X^2=19.615 p=0.033$)。

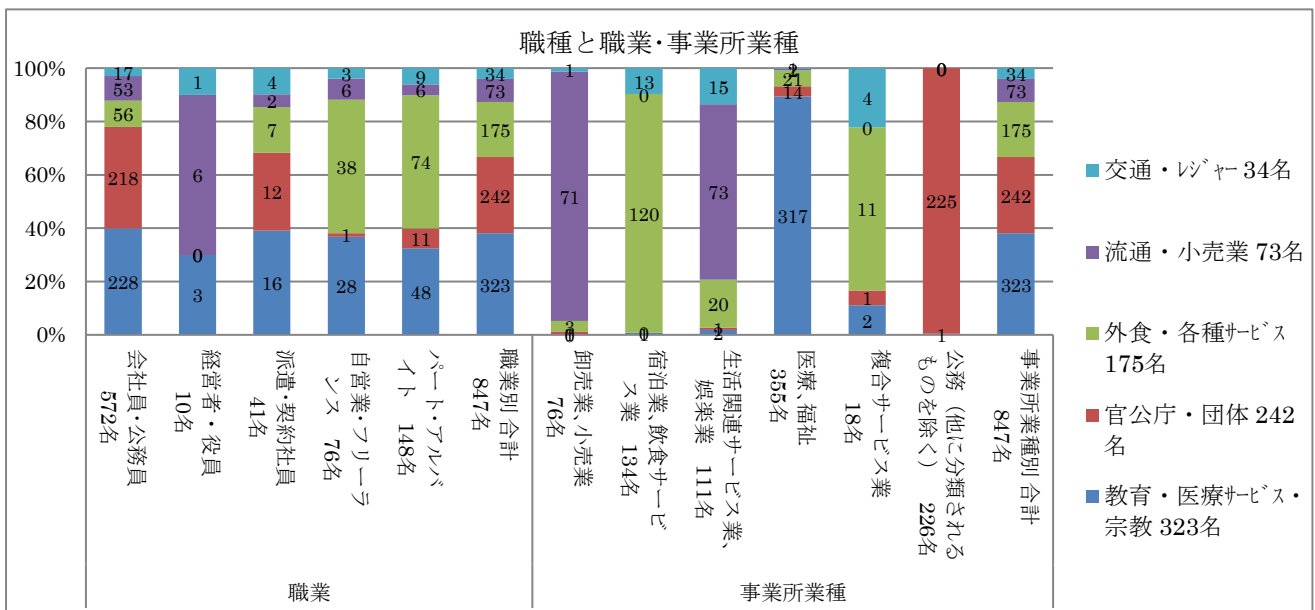


・他者への影響：「あまり不安はない」で、4名以下の回答の選択肢が多く、分析困難であった。受け入れ拒否が不当差別に該当を「知らない」は、宿泊飲食サービス業で88.2%、複合サービス業で66.7%と高く、卸小売業で51.5%、生活関連サービス業で36.7%、医療福祉で51.3%、公務で50.0%と低く、有意な差異であった（ $X^2=21.499$ $p=0.018$ ）。



J 身体障害者補助犬に関する職種別の分析（有意差を認めた事項について表示）

回答者本人の職種は、21職種であり、最大で323名（教育・医療・宗教）、最小で0名であった。したがって、該当者数30名以上の5職種の有意差を認めた事項について、以下の職業別と職種別の分析を行った。



1. 教育・医療サービス・宗教：323名

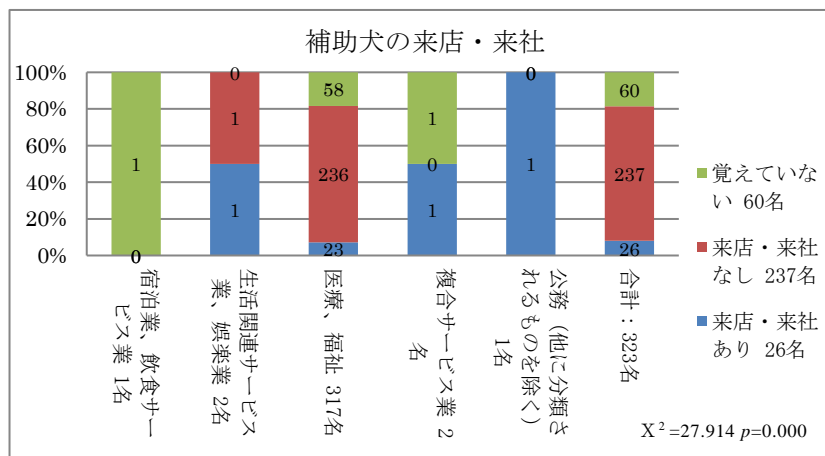
1) 年齢別：この職種でない者918人とこの職種の者323人の群間の年齢差の比較

	度数	平均値	標準偏差	標準誤差	95% 信頼区間		最小値	最大値
					下限	上限		
この職種でない者	918	45.20	13.473	.445	44.33	46.08	20	69
この職種の者	323	42.98	13.103	.729	41.54	44.41	21	69
合計	1241	44.62	13.408	.381	43.88	45.37	20	69

等分散ではなかったが（ $p=0.540$ ）、分散分析（ANOVA）で有意差を認めた（F値 6.623 $p=0.010$ ）。

2) 補助犬の来店・来社の有無（事業所業種別）

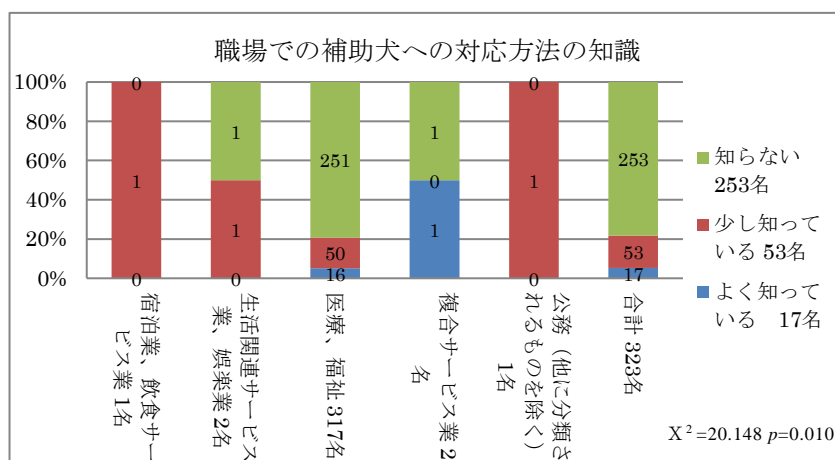
補助犬の来店・来社の有無に関して、「補助犬の来店・来社あり」「なし」「覚えていない」で有意差を認めた ($X^2=27.914$ $p=0.000$)。教育・医療サービス・宗教では、医療・福祉が317名と突出しており、他の職種は2名以下で偏りが著しい。有意差はこの極端な偏りを反映したと推定できる。(医療・福祉でも「来店・来社有り」は23/317名にすぎない)。回答数が4名以下の選択肢が50%以上であり、分析不可であった。



3) 職場での補助犬への対応方法の知識（事業所業種別）

「よく知っている」「少し知っている」「知らない」で有意差を認めた ($X^2=20.148$ $p=0.010$)。医療・福祉でも、「知らない」が251名 (79.2%) であった。

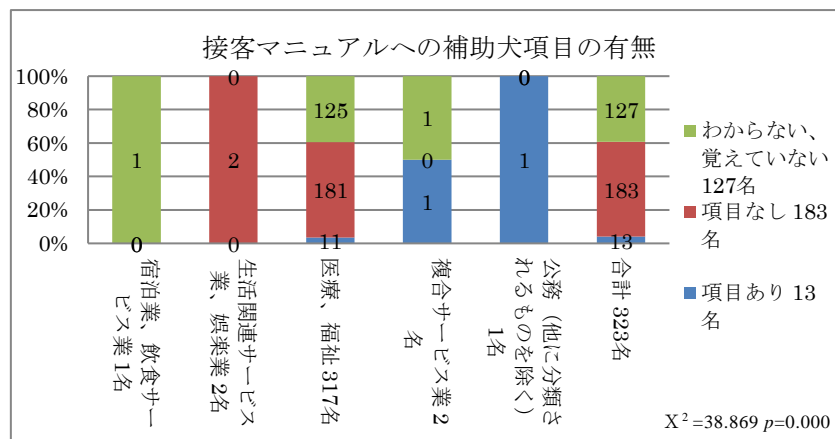
回答数が4名以下の選択肢が50%以上であり、分析不可であった。



4) 職場での接客マニュアルへの補助犬項目有無（事業所業種別）

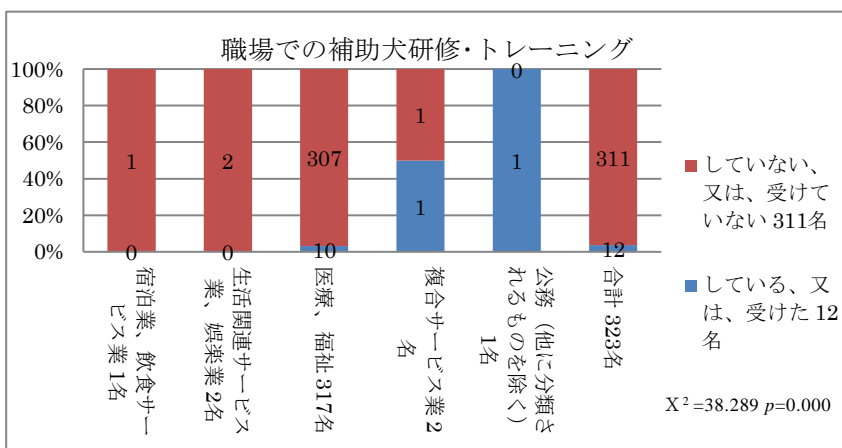
「項目あり」「なし」「わからない」で有意差を認めた ($X^2=38.869$ $p=0.000$)。

医療・福祉でも、「項目有り」が11名 (3.4%) に過ぎなかった。回答数が4名以下の選択肢が50%以上であり、分析不可であった。



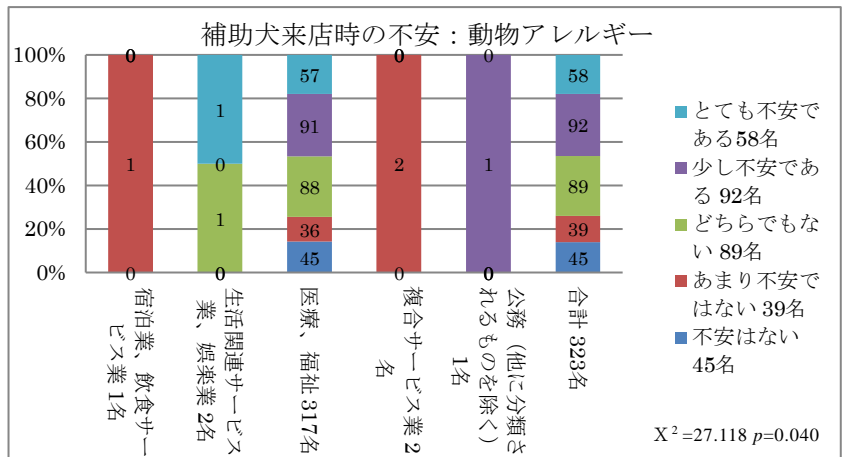
5) 職場での補助犬研修・トレーニング（事業所業種別）

「している・受けた」「していない、又は、受けていない」で

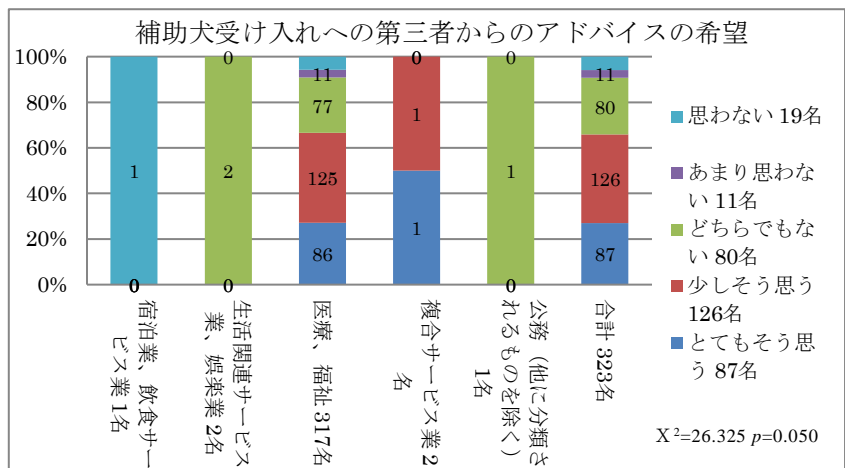


有意差を認めた ($X^2=38.289 p=0.000$)。回答数が4名以下の選択肢が50%以上であり、分析不可であった。医療・福祉でも、「している・受けた」が10名(3.2%)に過ぎなかった。

6) 来店・来社時の不安：動物アレルギー (事業所業種別)
 「不安なし」「あまり不安ない」「どちらでもない」「少し不安」「とても不安」の有意差あり ($X^2=27.118 p=0.040$)。回答数が4名以下の選択肢が50%以上であり、分析不可であった。



7) 受入での第三者アドバイス希望 (事業所業種別)
 「とても思う」「少し思う」「どちらでもない」「あまり思わない」「思わない」の有意差あり ($X^2=26.325 p=0.050$)。回答数が4名以下の選択肢が50%以上であり、分析不可であった。



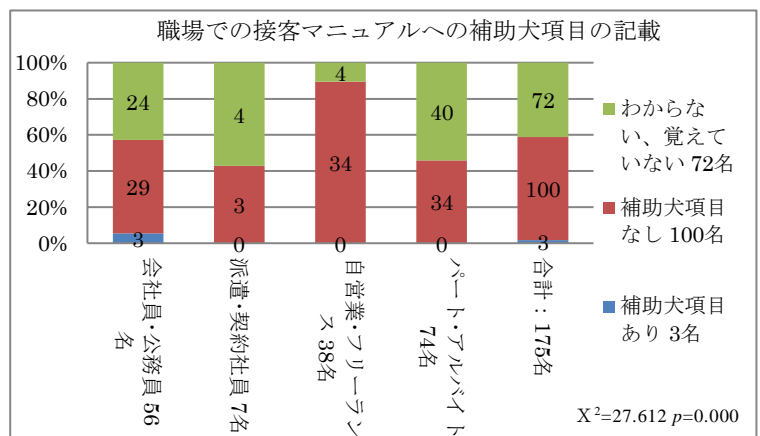
2. 官公庁・団体：242名

職業別と事業所業種別のどちらも有意差を認めた項目はなかった。

3. 外食・各種サービス：175名

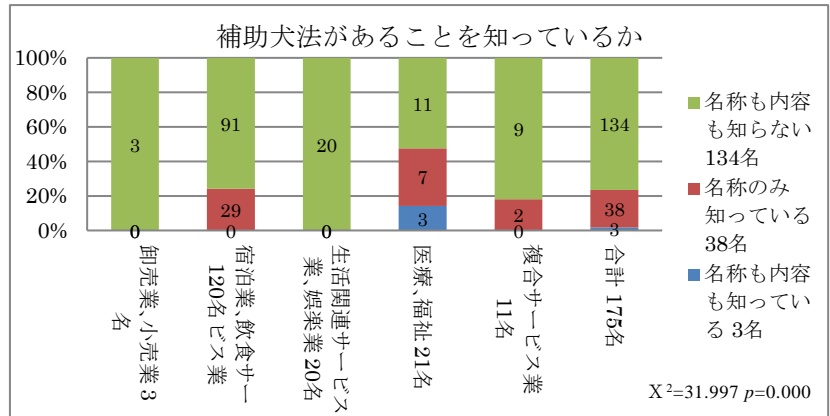
1) 職場での接客マニュアルへの補助犬項目の有無 (職業別)

「補助犬項目あり」「なし」「わからない、覚えていない」で有意差を認めた ($X^2=27.612 p=0.000$)。恐らく、自営業・フリーランス (38名) は、他の職業に比し「わからない」が少ないためと思われる。回答数が4名以下の選択肢が50%以上であり、分析不可であった。



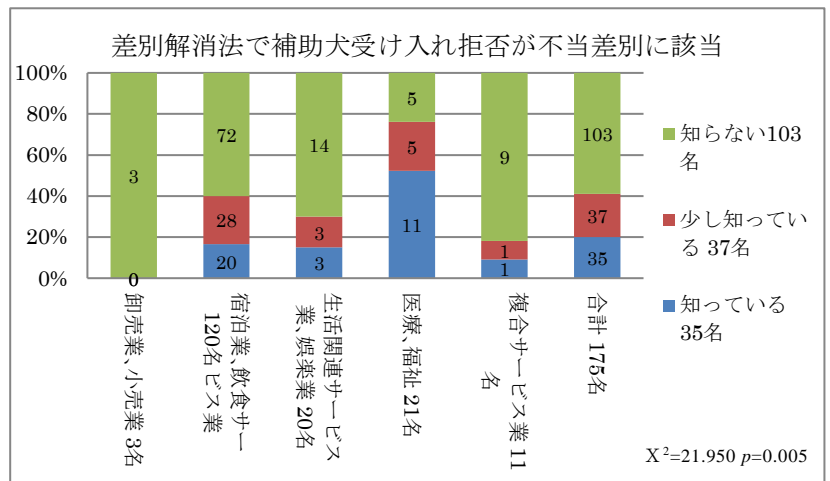
2) 補助犬法を知っているか (事業所業種)

「名前も内容も知っている」
 「名前のみ知っている」「名前も内容も知らない」で有意差を認めた ($X^2=31.997 p=0.000$)。
 回答数が4名以下の選択肢が50%以上であり、分析不可であった。



3) 差別解消法で受け入れ拒否が不当差別に該当 (事業所業種)

「知っている」「少し知っている」「知らない」の有意差を認めた ($X^2=21.950 p=0.005$)。
 回答数が4名以下の回答の選択肢が多く、分析困難であった(卸売・小売りは3名であり、これを除外して検討することが必要であった。医療・福祉は21名と少ないが、不当差別に該当を「知っている」割合が他の職種に比し多いので有意差を生じたと思われる)。



4. 流通・小売業：73名

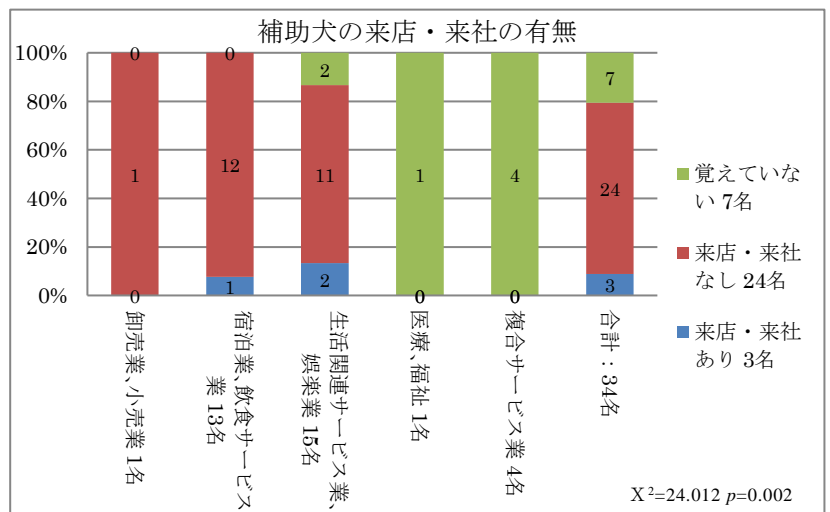
職業別と事業所業種別のどちらも有意差を認めた項目はなかった。

5. 交通・レジャー：34名

交通・レジャーは34人と少数であり、職業別で会社員・公務員(17名)を除いた他の4職業が10名以下のため、分析不能であった。

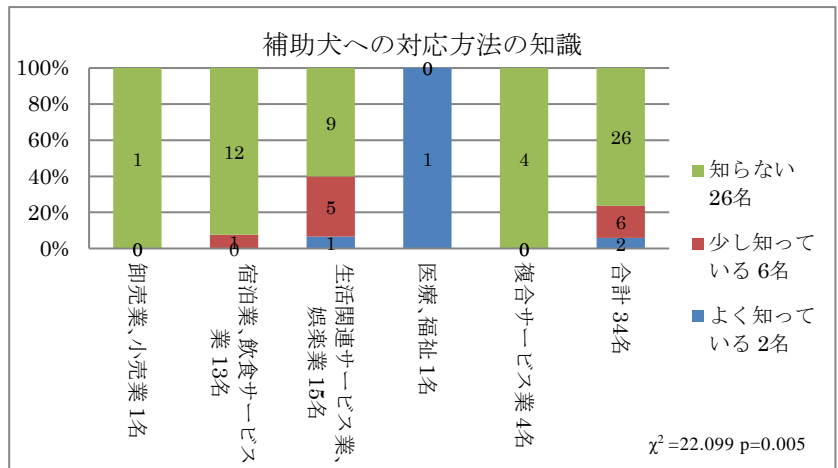
1) 補助犬の来店・来社の有無 (事業所業種別)

「補助犬の来店・来社あり」「なし」「覚えていない」で有意差を認めた。 ($X^2=24.012 p=0.002$)。
 回答数が4名以下の選択肢が50%以上であり、分析不可であった。



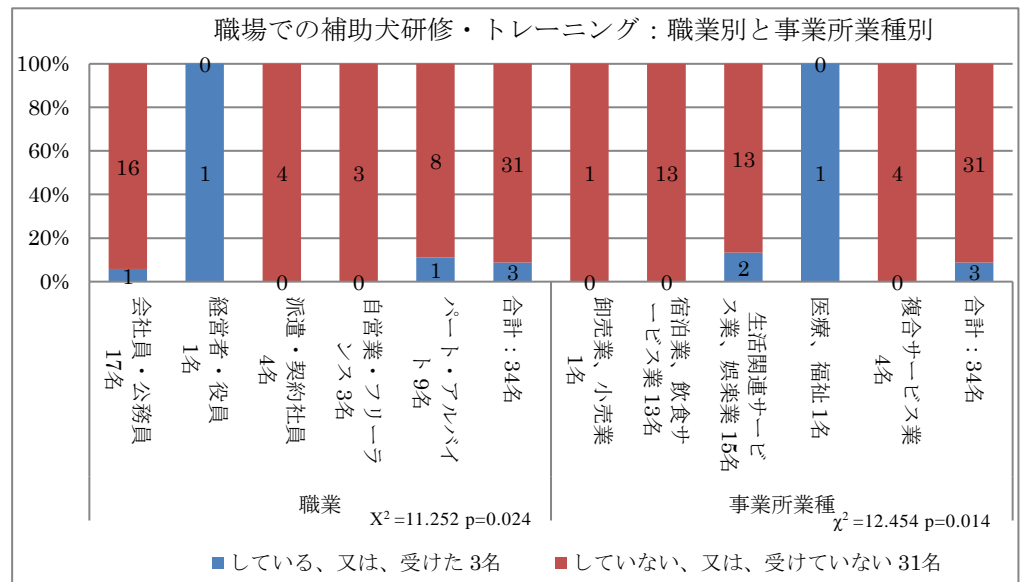
2) 補助犬への対応方法の知識 (事業所業種別)

「よく知っている」「少し知っている」「知らない」で有意差を認めた。(X²=22.099 p=0.005)。回答数が4名以下の選択肢が50%以上であり、分析不可であった。



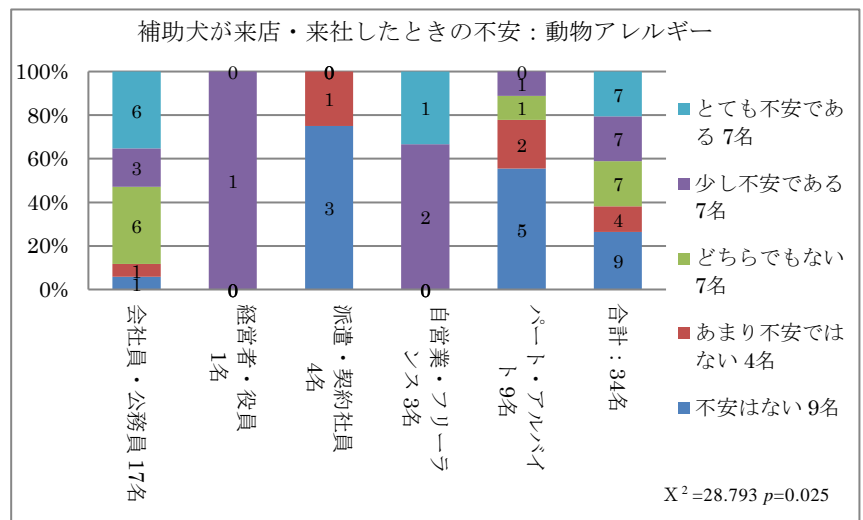
3) 職場での補助犬研修・トレーニング (職業別と事業所業種別)

職業別と事業所業種別の両方で、「研修・トレーニングをしている」「していない」「不明」で有意差を認めた(職業 ; X² =11.252 p=0.024、事業所業種 ; X²=12.454 p=0.014)。どちらも回答数が4名以下の選択肢が50%以上であり、分析不可であった。



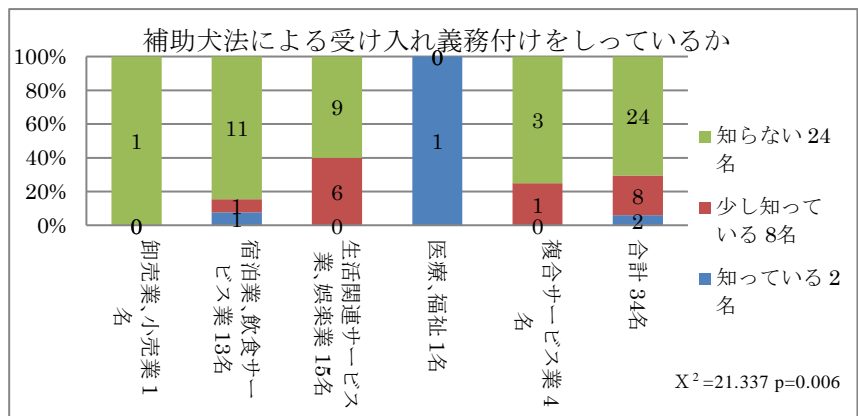
4) 来店・来社時の不安 (動物アレルギー) (職業別)

来店時の不安に関して、「不安なし」「あまり不安ない」「どちらでもない」「少し不安」「とても不安」で有意差を認めた (X²=28.793 p=0.025)。回答数が4名以下の選択肢が50%以上であり、分析不可であった。



5) 補助犬法による受け入れ義務づけをしているか（事業所業種別）

受け入れ義務づけについて「知っている」「少し知っている」「知らない」で有意差を認めた ($X^2=21.337$ $p=0.006$)。回答数が4名以下の選択肢が50%以上であり、分析不可であった。



職種の重複を除去したが、外食・各種サービス（175人）と交通・レジャー（34人）の2職種では、上述の項目で、 X^2 検定で有意な意差を生じたと推定した。また、教育・医療サービス・宗教の職種は人数（323名）が多く、ほとんどの者（98%；317/323名）が、医療・福祉の職業であったために他の4業種と差異を生じていたと推定される。したがって、これらの3職種で認められた有意差は、重大な特性ではないと考えた。

K 身体障害者補助犬法の認知度調査（先行研究）との比較

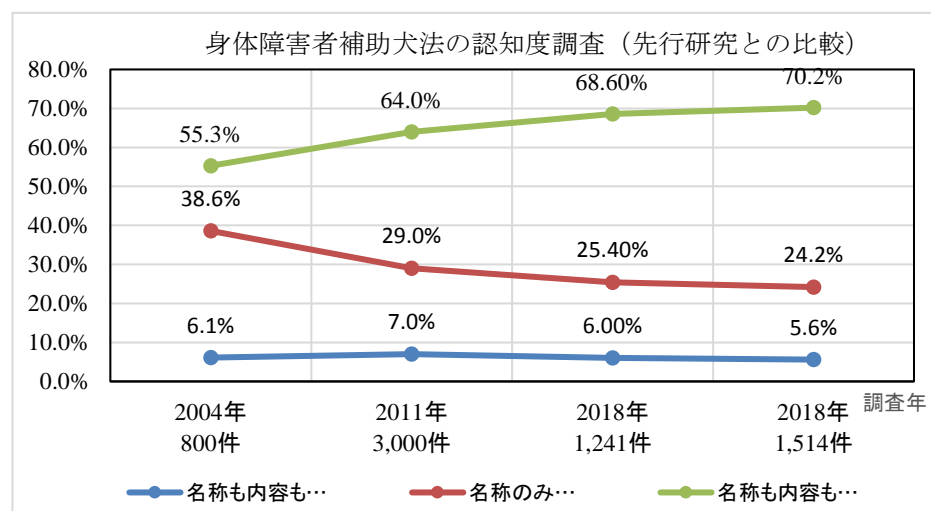
松中^{1),2)}による身体障害者補助犬調査のデータと今回の調査の結果を比較した。

身体障害者補助犬法が施行されて17年が経過したが、一般人への補助犬の周知や受入の状態は、松中の調査と比較して、「名称も内容も知らない」という者が漸増していた ($\chi^2=54.867$, $p<0.001$)。

身体障害者補助犬法の認知度調査

調査年	サンプル数	名称も内容も知っている	名称のみ知っている	名称も内容も知らない	合計
2004 ¹⁾	800	6.1%	38.6%	55.3%	100.0%
2011 ²⁾	3000	7.0%	29.0%	64.0%	100.0%
2018 (1,241名)	1241	6.0%	25.4%	68.6%	100.0%
2018 (1,514名)	1514	5.6%	24.2%	70.2%	100.0%

3群間（2004年、2011年、2018年－1,241名）の検定： $\chi^2=44.996$ $p<0.001$



※引用文献

- 1) 松中久美子・甲田菜穂子 2008 一般成人の身体障害者補助犬法の周知と補助犬の受け入れ－補助犬関連知識の効果－ 社会福祉学, 49, 53-59.
- 2) 松中久美子・甲田菜穂子 2012 一般成人の身体障害者補助犬法の周知と補助犬の受け入れ－補助犬法改正後の共存意識について－ 日本心理学会 第76回大会発表論文集